

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業 入札説明書等に関する質問への回答

- ・ 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業入札説明書等に関して、令和2年8月7日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和2年8月28日
名古屋市

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	入札公告	1	1	(5)				予定価格	予定価格(上限価格)について記載ありますが、下限については設定ありますでしょうか。	ありません。
2	入札公告	9	3	(7)	イ	(ウ)		提出方法	(ウ)はウの誤りではないでしょうか。	誤っていません。
3	入札説明書	-							参加要件に関わる質問につきまして、資料準備に関わるため、質問回答を8月28日以前にできるだけ早く公表いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
4	入札説明書	-						用語の定義	応募者の定義は「応募企業又は応募グループをいう。」という理解でよろしいでしょうか。	用語の定義に示したとおり、応募者は「応募企業又は応募グループ及び協力会社」をいいます。なお、必須となる構成企業は、名古屋市長競争入札参加資格登録が必要な業務についてです。
5	入札説明書	-						用語の定義	「応募者＝応募企業又は応募グループ及び協力会社」とありますが、協力会社は応募グループに含まれるという理解でよろしいでしょうか。	複数企業で応募される場合は、応募者＝応募グループ＋協力会社となります。
6	入札説明書	4	第2	6	(2)	ア	(7)	観客席	観客席数について、「原則」30,000席以上とありますが、30,000席以下とする場合、必要な条件はございますか。	特にありません。原則30,000席以上としてください。
7	入札説明書	4	第2	6	(2)	ア	(7)	延床面積	延床面積の許容範囲として95%～100%以下との記載がありますが、要求水準等の条件を満たした上で、95%未満でのご提案は可能と考えてもよろしいでしょうか。	延床面積は許容範囲内で提案してください。
8	入札説明書	5	第2	6	(2)	ア	(7)	市道	市道のところに「河川管理用通路として管理用通路が通行可能とする構造」は、「河川管理用通路として管理用車両が通行可能とする構造」と読み替えて解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
9	入札説明書	5	第2	6	(2)	ア	(7)	市道	「管理用通路が通行可能」とありますが、「管理用車両」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
10	入札説明書	5	第2	6	(2)	ア	(7)	市道	市道師長田辺下山中線の「一部」とは、こども広場の南側も含まれますでしょうか。	こども広場の南側は含まれておりません。市道師長田辺下山町中線の一部とは市道師長町西線と交差する西側までの区間となります。
11	入札説明書	5	第2	6	(2)	ア	(7)	宿泊研修棟	「1階旧食堂の全面改修等を行う。」とありますが、現地説明会の際、旧食堂の改修については現状維持でも可能な説明があったと記憶しています。どのようなお考えでしょうか。	1階旧食堂の全面改修等は宿泊研修室と同様、アジア競技大会後～令和10年3月の期間に行います。維持管理運営期間が始まる令和5年4月から全面改修等の期間において、前指定管理者から現状のまま引き継いで維持管理運営を行うことは可能です。
12	入札説明書	5	第2	6	(2)	ア	(7)	宿泊研修棟	「1階旧食堂」とは、現在の「MIZUHOスタジオ」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
13	入札説明書	5	第2	6	(2)	ア	(7)	北連絡橋	「〇北側エレベーターシャフトの建替え及びエレベーターの更新を行う」とありますが、連絡橋本体の回収は不要との認識でよろしいでしょうか。	北連絡橋本体は既存施設を活用することとし、架替えまで含めておりません。詳細については要求水準書第4の2(3)(65ページ)をご確認ください。
14	入札説明書	5	第2	6	(2)	ア	(4)	公園整備施設	「東小広場」とありますが、「東小公園」の誤りではないでしょうか。資料1-3の図、パロマ瑞穂スポーツパークのHP及び現地看板には「東小公園」との記載になっています。入札説明書のP9、14、19も同様に誤りではないでしょうか。	「東小広場」とあるのは、「東小公園」の誤りです。訂正いたします。
15	入札説明書	9	第2	7				事業範囲及び主な対象施設	施設用地については、要求水準書(案)に関する質問回答NO.244で、貴市がアジア競技大会後に別途施設を整備する旨、ご回答をいただいております。従って、施設用地の運営維持管理期間は、整地後、アジア競技大会までのみと考えてよろしいでしょうか。	施設用地は、令和5年度から令和22年度までの指定管理区域に含まれています。
16	入札説明書	9	第2	7				事業範囲及び主な対象施設	表中「水防倉庫」の維持管理運営業務について、具体的にご教示ください。	災害時の水防活動に支障のないよう、土地の維持管理を行ってください。水防倉庫及び備蓄資器材に関しては、特段必要な業務はありません。
17	入札説明書	9	第2	7				事業範囲及び主な対象施設	表欄外に「※ 道路廃止に関する議会の議決が得られた場合」とありますが、当該議会の予定時期をご教示下さい。また議決が得られなかった場合は、現状のまま手を加えないという理解でよろしいでしょうか。	事業者提案に基づき廃道手続きに入ることになりますが、令和4年度中を想定しています。議決が得られなかった場合は、関係機関と調整して、整備方法を変更する場合があります。
18	入札説明書	9	第2	7				事業範囲及び主な対象施設	[事業範囲及び主な対象施設]の表下に、「道路廃止に関する議会議決の議決が得られた場合、対象施設とする」旨記載がありますが、議会での可決・否決にかかわらず、入札公告記載の予定価格は変動しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	入札説明書	9	第2	7				事業範囲及び主な対象施設	[事業範囲及び主な対象施設]の表下に、「道路廃止に関する議会議決の議決が得られた場合、対象施設とする」旨記載がありますが、議会で否決された場合、廃道中止による影響がある部分について、設計変更が生じた場合、これに伴う追加費用は、貴市でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	10	第2	7	ア	(4)	b	工事監理業務	「b 各種申請等業務」とありますが、具体例をご教示下さい。	要求水準書第7の2(2)(87ページ)を参照ください。
21	入札説明書	10	第2	7	ア	(1)	c	備品等の調達及び設置業務	建設業務以外の構成員が本業務を実施することは可能でしょうか、ご教示ください。	建設業務にあたる者以外の者が再委託により、建設業務の一部を行うことは可能です。
22	入札説明書	10	第2	7	ア	(1)	d	開業準備業務	建設業務となっていますが、運営業務にあたる構成員が担当することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	No.21の回答を参照ください。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
23	入札説明書	10	第2	7	ア	(I)	e	完成式典支援業務	建設業務となっておりますが、運営業務にあたる構成員が担当することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	No.21の回答を参照ください。
24	入札説明書	11	第2	7	イ	(ア)	b	瑞穂運動場の使用の許可に関する事	瑞穂運動場とは具体的にどこ(どの施設)を指していますか。	名古屋市瑞穂公園条例第2条による。
25	入札説明書	11	第2	7	イ	(ア)	a	一般の利用及び事業の実施に関する事	「国際的・全国的な大会等の誘致、開催」とありますが、要求水準書p124(キ)に「誘致にあたっては積極的に市に協力すること」と記載があるように、市が主体となって誘致、開催を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	12	第2	7	イ	(イ)	a	広告誘致業務	現在陸上競技場等に設置されている「グーネット」の広告は現指定管理者による広告誘致業務により設置されたものでしょうか。	現状は名古屋市の直営ですが、本事業においては、広告誘致業務として実施することが可能です。 なお、現在の公告契約は、最長令和5年3月までであり、本事業に引き継がれません。
27	入札説明書	13	第2	8				事業方式	民間収益施設については、都市公園法第5条第1項の設置許可を与えるとのことですが、設置期間が10年超であっても事業期間終了までは契約で担保されるということでしょうか。	都市公園法では、10年まで許可をすることができます。その間、問題がなければ延長ができ、14ページ※2に示す期間まで更新を認めます。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
28	入札説明書	13	第2	10				事業スケジュール	<p>実施する施設整備等が複数あり、かつ、整備期間が同一ではないため、下記の区分に基づき完工確認、完了引渡し及び請求が行われるという認識で相違ないかご教示ください。特に完了引渡しの日の考え方がサービス購入料の請求日や収支計画に影響を及ぼすためです。</p> <p>①陸上競技場等 工事着手: 令和3年7月以降 完了引渡し: 令和8年3月末まで</p> <p>②その他の建築整備施設(宿泊研修棟のうち宿泊研修室及び駐車場のうち駐車場管制機器更新を除く) 工事着手: 令和5年4月以降 完了引渡し: 令和7年9月末まで ※宿泊研修棟のうちトイレ改修等、屋外トイレ、北連絡橋、休憩施設、駐車場(ライン引き)、の5件については、個々の整備完了時に市と協議の上で完了引渡しとする。</p> <p>③宿泊研修棟のうち宿泊研修室 工事着手: 令和8年10月以降(アジア競技大会後) 完了引渡し: 令和10年3月末まで</p> <p>④駐車場のうち駐車場管制機器更新 工事着手: 令和3年7月以降 完了引渡し: 令和5年3月末まで</p> <p>⑤公園整備施設のうち施設用地以外 工事着手: 令和5年4月以降 ※市道及び散策路は道路の廃止手続き完了後 完了引渡し: 令和7年9月末まで</p> <p>⑥公園整備施設のうち施設用地 工事着手: 令和3年7月以降 完了引渡し: 令和5年3月末まで</p>	<p>完工確認、完了引渡しはその都度施設ごとに行いますが、サービス購入料Aの支払いは、令和4年度から令和7年度まで、原則として各年度1回です。</p> <p>なお、④駐車場管制機器更新は、公園利用者が継続的に使用することを前提に、可能な限り短期間で実施してください。回数券の更新等も踏まえ、市と協議の上決定しますが、令和5年3月の実施を想定しています。</p>
29	入札説明書	13	第2	10				事業スケジュール	<p>その他の建築整備施設の引渡しが「各施設の整備完了時に市と協議」とされていますが、市との協議内容をご教示ください。</p> <p>整備完了していても引渡しを実施しないということがあるのでしょうか。</p>	<p>完工確認及び引渡し日の日程調整を想定しています。</p>
30	入札説明書	13	第2	10				事業スケジュール	<p>宿泊研修室の全面改修等の建設期間が令和8年4月～令和10年3月となっていますが、次頁の「本事業のスケジュール」にあるトイレ改修等には含まないということでしょうか。また、トイレ改修等は令和7年9月に完了すれば良く、着手時期は事業者提案ということでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。ただし、トイレ改修等の工事着手は令和5年4月以降としてください。</p> <p>なお、宿泊研修室の全面改修等の建設期間については、アジア競技大会後～令和10年3月に訂正いたします。</p>

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
31	入札説明書	14	第2	10			※1	施設整備期間の短縮	「上記設計期間・建設期間よりも早く施設整備を終えることを可能とした場合には、当該期間を短縮し、施設引渡し日を早める。なお、この場合でも、サービス購入料の支払時期・回数は変更せず、維持管理運営期間は令和23年3月までとする。」とありますが、当該期間のサービス購入料C及びDの扱いはどうなりますでしょうか。	陸上競技場の整備期間の短縮（陸上競技場の維持管理運営の早期開始）をあらかじめ見込んだサービス購入料を提案してください。
32	入札説明書	14	第2	10			※1	施設整備期間の短縮	「上記設計期間・建設期間よりも早く施設整備を終えることを可能とした場合には、当該期間を短縮し、施設引渡し日を早める。」とありますが、引渡し後直ぐに供用開始するかどうかは事業者委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	供用開始日は、条例改正や規則改正の施行日と関連しますので、市と協議してください。
33	入札説明書	14	第2	10			※1	施設整備期間の短縮	施設整備期間を短縮しても支払時期・回数は変更しないとのことですので、短縮して引渡し後直ぐに供用開始前提の提案であればその分を勘案してサービス購入料C及びDを提案することになるかと存じますが、設計・建設期間中に短縮できることが判明した場合は、当該期間のサービス購入料C及びDの増額変更（増額分を当初支払時期に上乘せ）を認めていただけないでしょうか。	陸上競技場の整備期間の短縮（陸上競技場の維持管理運営の早期開始）をあらかじめ見込んだサービス購入料を提案してください。
34	入札説明書	14	第2	10			※2	民間収益施設	民間収益施設は独立採算にて運営されるものであることから、収益状況が思わしくなく、様々な施策によっても改善が見込めない場合には、R23/3の期限前であっても施設を終了させていただきたく、その旨規定いただけないでしょうか。	民間収益施設は、令和23年3月末まで供用することを前提に、事業提案をしてください。 自主事業期間中に、事業者側の事由により自主事業の一部または全部を終了する場合は、事業契約書（案）第64条第2項及び第3項により協議を行います。
35	入札説明書	14	第2	10			※2	民間収益施設の設置期間	事業契約終了後については、「令和28年3月を限りとして許可の更新を認める場合がある。」とありますが、事業計画の策定上支障があるため、許可要件を予め定めて頂けないでしょうか。	No.27の回答を参照ください。
36	入札説明書	14	第2	10				本事業のスケジュール	「令和10年3月 宿泊研修室の全面改修等完了」とされておりますが、当該完了を早めるご提案は可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	入札説明書	14	第2	10				本事業のスケジュール	陸上競技場等の引き渡しを早める場合、要求水準書（案）に関する質問回答NO.351に従い、当該引渡しから令和8年3月末までの新施設等に係る維持管理運営費は整備費として、建設業務に係る費用の「開業準備業務」費用に計上し、サービス購入料Bで支払われるという理解でよろしいでしょうか。	供用開始前の業務はサービス購入料B、供用開始後の業務はサービス購入料C（またはD）で計上してください。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
38	入札説明書	14	第2	10				本事業のスケジュール	駐車場について、令和5年3月駐車場管制機器更新完了とあります。 令和5年3月より前に、駐車場管制機器の工事を実施することができ、3月末までに駐車場管制機器の更新を完了させなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	駐車場管制機器更新は公園利用者が継続的に使用することを前提に、可能な限り短期間で実施してください。回数券の更新等も踏まえ、市と協議の上決定しますが、令和5年3月の実施を想定しています。
39	入札説明書	15	第2	11				アジア競技大会中の維持管理運営業務の取扱い	「アジア競技大会の開催による影響は、別途、市と協議を行うものとする」とあるが、協議する内容(人員体制、費用など)をご教示頂きたい。	未定です。
40	入札説明書	15	第2	12	イ	-		施設運営収入	「利用料金の基準額に0.7から1.3を乗じて得た額の範囲内」とありますが、令和5年4月1日から令和23年3月31日までの期間を通じて同一の金額で提案する必要がありますでしょうか。年度毎(例えば3年毎や5年毎)に提案金額を変更することは可能でしょうか。	事業期間内の利用料金の変動(提案)については、市との協議により、正当な理由が認められれば可能です。ただし、利用料金収入の一部納付の対象となる場合または指定管理料を減額する場合があります。
41	入札説明書	15	第2	12	イ ウ	(ア)		施設運営収入	イ(ア)瑞穂公園条例第9条の2による「利用料金収入」と、ウ自主事業収入としての広告料収入の違いをご教示ください。	常設広告の設置には占有許可が必要です。常設広告掲出者から得る収入のうち、占有許可使用料分が利用料金収入となり、これを差し引いた残りの金額が自主事業としての広告料収入となります。(様式6-4-3(7)別紙① 注3を参照してください。)
42	入札説明書	16	第2	12	ウ			自主事業収入	「自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること。なお、充当額は指定管理者の提案によることとする。」とありますが、あくまで利益が生じている際に一部を充当することを意図しており、実績として利益が生じない場合は充当しなくてよいという理解でしょうか。 もしくは、事業提案書上で見積もった利益にもとづく充当額がそのまま充当額として確定し、自主事業の実績に関わらず充当する義務が発生するのでしょうか。	提案時に充当額を0円とすることは認めますが、充当額を提案した場合は、実績に関わらず、充当していただきます。
43	入札説明書	16	第2	12	ウ			自主事業収入	自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当することとありますが、「利益の一部」は利益に対する割合等決まっているのでしょうか。	提案によります。
44	入札説明書	17	第3	1	(1)	-	-	応募者の参加要件等	「応募企業は協会の名称及び携わる業務を、…」とありますが、応募企業とは単独の構成員を指すことになりませんかでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	入札説明書	17	第3	1	(1)	-	-	応募者の参加要件等	代表企業について、「名古屋市契約規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者とする」とされておりますので、参加表明に関する様式(2-2~7)に記載する構成企業の「代表者」は、競争入札参加有資格者名簿登録者と理解してよろしいでしょうか。参加表明準備のため、お早日のご回答をお願いいたします。	ご理解のとおりです。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
46	入札説明書	17	第3	1	(1)	エ	-	応募者の参加要件等	「本公告の日から落札決定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていない者であること」とありますので、落札決定後の指名停止は、本事業の入札参加資格の喪失には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	入札説明書	17	第3	1	(1)	オ	-	応募者の参加要件等	<p>当社は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」による国税の納税猶予の特例制度を利用しています。</p> <p>●直近年度の納税証明書が期限までに提出できないことから、どのような対応させていただければよろしいでしょうか。提出書類は1年遡った証明書の提出、または提出猶予をいただくなどの措置を検討いただけますでしょうか。</p> <p>●このことが評価に影響する可能性はありますか。</p>	納税猶予を証明する書類を提出し、納税後直ちに証明書を提出してください。なお、最終的に滞納となった場合は、参加資格が取り消されます。また、評価には影響ありません。
48	入札説明書	18	第3	1	(2)	ア	-	構成企業の参加要件	「主たる業務を担う1者が(ウ)の要件を満たすこと。」とありますが、陸上競技場の設計を行う者のうち代表となる1者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	入札説明書	18	第3	1	(2)	ア	-	構成企業の参加要件	「主たる業務を担う1者が(ウ)の要件を満たすこと。」とありますが、陸上競技場の一部設備設計を別途契約とする場合、当該担当企業は(ウ)の要件を満たさなくてもよろしいでしょうか。	主たる業務を担う1者が(ウ)の要件を満たしていれば、その他の者は(ウ)の要件を満たす必要はありません。
50	入札説明書	18	第3	1	(2)	ア	-	構成企業の参加要件	<p>公園の設計のみにあたるものが複数の場合、主たる業務を担う1者が(エ)の要件をすべて満している際の他者要件は、下記①～③が考えられますが、ご教授ください。</p> <p>①(エ)の要件は不要</p> <p>②(エ)の要件のうち、令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請品目「建築コンサルタント(造園)」の競争入札参加資格が必要(公園設計実績については不要)</p> <p>③(エ)の要件が必要</p>	公園の設計のみにあたるものが複数の場合は、全ての者が令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請品目「建築コンサルタント(造園)」の競争入札参加資格を有すると認定され、主たる業務を担う1者が(エ)aまたはbのいずれかの要件を満たす公園の設計の実績を有することが必要です。
51	入札説明書	19	第3	1	(2)	ア	-	構成企業の参加要件	「公園の設計のみにあたる者は、(エ)の要件のみを満たせばよいものとする」とありますが、複数の者で公園のみの設計にあたる場合、当該複数の者全てが入札参加資格(造園)を有し、そのうち1社が(エ)a又はbの実績を有していれば構わないと理解してよろしいでしょうか。参加表明準備のため、お早目のご回答をお願いいたします。	No.50の回答を参照ください。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
52	入札説明書	19	第3	1	(2)	ア	-	構成企業の参加要件	複数の者で設計業務を行う場合、(エ)の要件のみを満たす者が1社いれば、(ア)及び(イ)の要件を満たす他の者が、前者とともに、公園のみの設計にあたることは可能と理解してよろしいでしょうか。参加表明準備のため、お早目のご回答をお願いいたします。	No.50の回答を参照ください。 ※公園の設計にあたる者は全ての者が令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請品目「建設コンサルタント(造園)」の競争入札参加資格を有すると認定され、主たる業務を担う1者が(エ)aまたはbのいずれかの要件を満たす公園の設計の実績を有することが必要です。
53	入札説明書	19	第3	1	(2)	ア	(ア) (イ)	構成企業の参加要件	社内人事で9/1付けで代表者氏名が変更されます。参加表明提出時点では、下記証明に記載される氏名に変更が反映されていない可能性があります。特段の手続きが必要でしたらご指示ください。 ・競争入札参加資格 ・一級建築士事務所登録	変更が反映された時点で再度ご提出ください。
54	入札説明書	19	第3	1	(2)	ア	(ウ)	構成企業の参加要件	設計実績は基本設計又は実施設計の実績を有するとの理解でよろしいでしょうか。	実施設計の実績が必要です。
55	入札説明書	19	第3	1	(2)	ア	(エ)	構成企業の参加要件	公園の設計を複数者で行う場合、一者が(エ)の要件を満たしていれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	No.50の回答を参照ください。
56	入札説明書	19	第3	1	(2)	ア	(エ)	構成企業の参加要件	入札参加資格の申請品目が「建築コンサルタント(造園)」とありますが、「建設コンサルタント(造園)」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	入札説明書	19	第3	1	(2)	イ	-	構成企業の参加要件	「公園の工事監理のみにあたる者は、(エ)の要件のみを満たせばよいものとする」とありますが、複数の者で公園のみの工事監理にあたる場合、当該複数の者全てが入札参加資格(造園)を有し、そのうち1社が(エ)a又はbの実績を有していれば構わないと理解してよろしいでしょうか。参加表明準備のため、お早目のご回答をお願いいたします。	No.50の回答を参照ください。
58	入札説明書	19	第3	1	(2)	イ	-	構成企業の参加要件	複数の者で工事監理業務を行う場合、(エ)の要件のみを満たす者が1社いれば、(ア)及び(イ)の要件を満たす他の者が、前者とともに、公園のみの工事監理にあたることは可能と理解してよろしいでしょうか。参加表明準備のため、お早目のご回答をお願いいたします。	No.50の回答を参照ください。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
59	入札説明書	19	第3	1	(2)	イ	-	構成企業の参加要件	公園の工事監理にあたるものが複数の場合、主たる業務を担う1者が(エ)の要件をすべて満たしている際の他者要件は、下記①～③が考えられますが、ご教授ください。 ①(エ)の要件は不要 ②(エ)の要件のうち、令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請品目「建築コンサルタント(造園)」の競争入札参加資格が必要(公園設計実績については不要) ③(エ)の要件が必要	No.50の回答を参照ください。
60	入札説明書	19	第3	1	(2)	ウ	-	構成企業の参加要件	「本業務にあたる者が複数の場合」とありますが、陸上競技場とそれ以外に契約を分けてそれぞれ別の者が建設する場合、陸上競技場の施工を行う者のうち1者が(ア)から(エ)の全ての要件を満たせばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	入札説明書	19	第3	1	(2)	ウ	-	構成企業の参加要件	「本業務にあたる者が複数の場合」とありますが、陸上競技場の一部設備工事を別途契約とする場合、当該担当企業は(ア)から(ウ)の要件を満たせばよろしいでしょうか。	主たる業務を担う1者が(エ)の要件を満たしていれば、その他の者は(ア)から(ウ)の要件を満たしていればよいです。
62	入札説明書	19	第3	1	(2)	ウ	-	構成企業の参加要件	新施設の建設に携わる者について、例えば競技場に係る特殊設備の導入に携わる企業や、公園整備に携わる企業が参画する場合、当要件(特に(ア)(ウ))を全て満たすのは、大変困難です。1社だけが全て満たせば良い等、改めて要件緩和をお願いできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
63	入札説明書	19	第3	1	(2)	ウ	(ア)(ウ)	構成企業の参加条件	本事業は競技場の設計施工の中に、要求水準書の71ページに記載される大曲輪遺跡の展示整備も重要な事業ととらえています。要求水準を満たす展示整備の実現には、記載の(ア)(イ)(ウ)は展示の参加が非常に限定的な条件となります。また展示は内装仕上げ工事や製作業務委託の要素も多くあるため、展示について、貴市登録「内装仕上げ工事登録」「経営審査結果通知書の内装仕上の総合評点が1100点以上」を条件として変更することは可能でしょうか。9月7日の参加資格登録まで日がありませんので、急ぎご回答をお願いいたします。	原案のとおりとします。
64	入札説明書	19	第3	1	(2)	ウ	(ア)(ウ)	構成企業の参加要件	本事業には「公園整備に係る工事」が含まれておりますが、入札説明書30頁(ア)においては「建築工事A等級」の認定、また(ウ)においては「経審において建築一式評点1100点以上」が条件となっております。しかし、公園整備に係る工事の性質上、加えて建設業法上の観点から「建築工事A等級」「経審において建築一式評点1100点以上」と言う条件ではなく、「造園工事」や「土木工事」での認定を受けている事を条件とすることが適切ではないでしょうか。	原案のとおりとします。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
65	入札説明書	20	第3	1	(2)	オ	-	構成企業の参加要件	運営にあたる者が複数の場合、最低1社が(ア)及び(イ)の要件を満たしていれば、他の者は、(ア)及び(イ)のいずれも有していなくても構わないと理解してよろしいでしょうか。参加表明準備のため、お早目のご回答をお願いいたします。	運営にあたる者が複数の場合の要件は、最低1者は(ア)及び(イ)の要件を満たし、他の者は(ア)の要件を満たすものとします。 なお、(ア)に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、当該競争入札参加資格審査の申請を行い、確実に本公告に係る入札の改札日までに当該資格の認定を受けてください。
66	入札説明書	20	第3	1	(2)	オ	-	構成企業の参加要件	公園の運営にあたるものが複数の場合、最低1者がすべての要件を満たしている際の他者要件は、(ア)及び(イ)のとも不要という理解でよろしいでしょうか。	No.65の回答を参照ください。
67	入札説明書	20	第3	1	(2)	オ	-	構成企業の参加要件	運営業務を複数で行う場合、入札参加資格については、最低1者が有していればよいという理解でよろしいでしょうか。入札参加資格に関する質問回答は、可能な限り早めにお願いたします。	No.65の回答を参照ください。
68	入札説明書	20	第3	1	(2)	オ	(イ)	構成企業の参加要件	様式2-5 入札参加構成表の構成員に属しますが、競争入札有資格を有していない為、無に☑をし、開札日までに登録事業者認定をうけますが、法人コードは既にあります。有の法人コードに記載し提出で宜しいでしょうか。	無に☑をし、有の()に法人コードを記載してください。
69	入札説明書	22	第3	2	(3)			提案書類の取扱い	提案書には各企業のPFIに関するノウハウが詰め込まれております。情報公開により提案書の書き方等が他の企業に知れ渡ると、提案者には有形無形の損害が生じると考えられます。これに起因して生じた損害は、市により賠償されると考えてよろしいでしょうか。	情報公開については、市の規定に基づいて実施しますので、これを前提に提案してください。なお、市は賠償責任を負いません。
70	入札説明書	22	第3	3				予定価格	本事業の予定価格の設定にあたり、市の試算(算定根拠)をお示ください。	予定価格の算定根拠は示しません。
71	入札説明書	22	第3	3				予定価格	割賦金利は消費税課税対象外かと思料しますが、当該金利への消費税課税にかかるお考えをお示しいただけないでしょうか。	割賦金利は消費税課税対象外として積算してください。
72	入札説明書	22	第3	4				入札価格等に係る消費税等の取扱い	「入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とする」とありますが、割賦金利にも消費税相当額の10%を加算してサービス購入料Bを支払っていただけると理解してよろしいでしょうか。また、入札説明書資料2-3のイ記載の「サービス購入料Bに係る消費税相当分については1回目の支払いの際に全額を支払うものとする。」とありますが、この内容は正でしょうか。	前段は、入札に関するルールを示したもので、全体に消費税を一律に加えるものではありません。後段は、ご理解のとおりです。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
73	入札説明書	23	第3	4				入札価格等に係る消費税等の取扱い	「見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること」とありますが、様式5-2入札価格内訳書のうち「割賦金利」は消費税法上の非課税取引に該当するため、これに係る消費税及び地方消費税を市に請求することはありません。 そのため、消費税込みの契約希望金額の110分の100に相当する金額と消費税抜きの契約希望金額は一致しないこととなることから、様式5-1入札書にはどのように算出した金額を記載すれば良いかご教示ください。	入札に関するルールを示したもので、全体に消費税を一律に加えるものではありません。割賦金利は消費税の対象外となることから、考慮した金額を提示してください。
74	入札説明書	23	第3	4				入札価格等に係る消費税等の取扱い	入札書記載の金額(①)は消費税抜き、落札金額は①×1.1の金額であると理解しておりますが、契約金額(総支払額)は、消費税に係る課税事業者の場合、①の金額から割賦金利を控除した額の1.1倍に当たる金額に割賦金利を加算した額になるのでしょうか。	No.73の回答を参照ください。
75	入札説明書	24	第4	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	入札参加資格に関わる質問事項については、各社参加可否の判断に関わります。8/28の回答公表よりも出来る限り早く回答願います。	ご意見として承ります。
76	入札説明書	24	第4	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	入札参加資格に関わる質問事項は、各社の参加可否の判断に関わりますので、8月28日に予定されている回答公表よりも早くご回答をいただけませんかでしょうか。	ご意見として承ります。
77	入札説明書	24	第4	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	質問回答の公表を可能な限り早めていただけませんかでしょうか。	ご意見として承ります。
78	入札説明書	24	第4	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	参加資格要件や様式の書き方等、参加表明に関する質問回答は、8月28日を待たず、お早目に先行して公表いただけませんかでしょうか。コロナ禍の中、企業間の意思疎通、押印手続き等に通常以上の手間と時間を要すると考えられますので、ご配慮のほど、お願い申し上げます。	ご意見として承ります。
79	入札説明書	24	第4	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	入札書及び事業提案書の受付、開札が1月6日となっておりますが、現状、新型コロナウイルスの影響で検討作業に様々な制約を受けておりますので、時間的余裕のある提案書作成期間をいただけませんかでしょうか。	ご意見として承ります。
80	入札説明書	24	第4	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	入札参加資格に関わる質問事項は、各社の参加可否の判断に関わります。8/28の回答公表よりも早目の回答をお願いいたします。	ご意見として承ります。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
81	入札説明書	24	第4	3	(2)			入札説明書等に関する質問受付、回答公表	質問に対する回答が令和2年8月28日とありますが、参加資格審査書類(様式2-1~2-7)の記載方法に関する質問については、回答発表から書類提出までの期間が短すぎますので、前倒して回答公表を頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
82	入札説明書	24	第4	3	(2)			入札説明書等に関する質問受付、回答公表	各社のノウハウにかかわる質問であるか否かは、事業者で判断することが妥当かと存じます。つきましては様式1-2内に、「公表を希望しない設問に丸を付ける欄」を設けていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
83	入札説明書	26	第4	3	(5)	-		参加表明の受付	各提出書類に記入する「所在地、商号又は名称、代表者氏名」は、名古屋市競争入札参加資格登録で受任者登録している県内支店名ではなく、本店(県外)登録している企業情報での申し込みでよろしいでしょうか。	支店等の名前で名古屋市競争入札参加資格登録をしている場合は、支店等の名前で参加表明及び入札事務を行ってください。なお、本店の名前で入札事務を行いたい場合は、委任を解除の上、改めて本店の名前で名古屋市競争入札参加資格登録をしてください。
84	入札説明書	26	第4	3	(5)	-		参加表明の受付	貴市に提出しています入札参加資格の書類を代表取締役名で申請しています。本件について受任者(中部支社長)名で申請を行いたいのですが認めていただけますでしょうか。	参加表明については、名古屋市競争入札参加資格登録をしている者の名前で行ってください。ただし、入札書の提出については、委任状を提出すれば、代理の支店等の名前で行うことができます。 ※受任者情報を登録している場合は受任者の名前で参加表明を行ってください。
85	入札説明書	26	第4	3	(5)	ウ		その他	参加表明書等を持参する者は、愛知県・岐阜県・三重県内の本支店等に所属する者とする制約はないと理解してよろしいでしょうか？	特にございませんが、なるべくご配慮ください。
86	入札説明書	27	第4	3	(7)	ウ		官民対話の実施	対話実施要領の提示時期をお知らせください。	官民対話実施要領は、資格審査通過者に対して資格審査結果の通知時にお渡しします。
87	入札説明書	27	第4	3	(7)			官民対話の実施	官民対話の結果は、提案に反映する時間を要するため、10月中旬に文書で通知いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
88	入札説明書	27	第4	3	(8)			入札説明書等に関する質問受付、回答公表(2回目)	入札説明書等に関する質問回答の公表(2回目)は、提案に反映する時間を要するため、11月上旬に公表いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
89	入札説明書	27	第4	3	(10)			入札書及び事業提案書の受付	「入札保証金は、名古屋市契約規則第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する」とありますが、代表企業の能力・実績等から判断されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	入札説明書	30	第5	4				提案内容に関するヒアリング等の実施	久屋大通公園のように提案のプレゼンは一般公開で行うのでしょうか？	提案内容に関するヒアリング等については、非公開で実施します。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
91	入札説明書	30	第5	5	ア			落札者の決定・公表	代表企業・代表企業を除く構成員が不正2事由に該当した場合に限り、事業契約を締結しない、とされておりますので、他には事業契約を締結しない事由は無いという理解でよろしいでしょうか。	原則ありません。
92	入札説明書	33	第6	2	ア			特別目的会社の設立等	当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	可能です。
93	入札説明書	33	第6	3				事業契約の締結	「事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする」とありますが、サービス購入料Bの対象となる「特別目的会社の設立費用」に含めることは出来るという理解で宜しいでしょうか。	事業契約の締結に係る費用は、落札者の負担とし、サービス購入料Bの対象費用に含めることはできません。
94	入札説明書	34	第6	5				契約保証金の納付等	「整備業務にかかる費用の合計金額の100の10に相当する金額の契約保証金」とありますが、「100分の10」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
95	入札説明書	35	第7	3	(1)	アイ		建設期間中の保険	当該保険契約者は保険内容をカバーできれば、建設業務(解体・撤去業務)にあたる者でも良いという認識でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第10条第1項に示すとおり、事業者又は建設企業が保険に加入するものとします。
96	入札説明書	35	第7	3	(2)			維持管理運営期間中の保険	当該保険契約者は保険内容をカバーできれば、維持管理運営業務にあたる者でも良いという認識でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第10条第2項に示すとおり、事業者又は維持管理企業が保険に加入するものとします。
97	入札説明書	36	第7	5	(2)			債権の質権設定および債権の担保提供	SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、事業契約上にてSPCが有する債権に対する担保設定を金融機関から依頼されることとなります。その場合、貴市からの事前の承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	入札説明書	36	第7	6				事業用地に関する事項	「本事業の実施に必要な範囲について、都市公園法第6条第1項の許可(占用許可)を与え…(中略)、その使用料は減免とする。」とありますが、工事用敷地として使用する場合の算定基準をご教示ください。	工事用敷地の場所によりますので、市と協議してください。
99	入札説明書	36	第7	6				事業用地に関する事項	施設整備を伴わない自主事業(営利目的による定常的な占用利用)を行う場合の使用料は設置許可の扱いでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	入札説明書	37	第7	8				業務の委託等	「～事前に文書により市の承諾を得なければならない。」とありますが、具体的な時期をご教示ください。	当該業務の開始までに市の承諾が得られるようにしてください。
101	入札説明書	37	第7	8				業務の委託等	要求水準書(案)に関する質問への回答Np.107において、当該契約書等提出のタイミングについては貴市との協議による旨回答いただいておりますが、当該部分についても同様という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
102	入札説明書	38	第7	10	(2)	ク		財務状況(事業期間)	金融機関から協力を得る財務状況モニタリングの具体的内容については、選定事業者に提示され、金融機関を交えた協議を経て決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	入札説明書	38	第7	10	(2)	ク		財務状況(事業期間)	財務状況モニタリングについて、金融機関(融資団)から事業期間を通じて継続的に協力を得ることを予定しているとありますが、具体的に協力すべき内容はどのようなものでしょうか。	PFI事業者の財務状況の確認のために、市から直接的又は間接的に金融機関へ問合せを行う場合における対応や資料の提出、会議の開催等を想定しています。
104	入札説明書	38	第7	10	(2)	ク		財務状況(事業期間)	事業期間を通じた金融機関からの財務状況モニタリングの協力についてはどのような内容をご想定されていますでしょうか。	No.103の回答を参照ください。
105	入札説明書	39	第7	13	(1)			金融機関と市との協議	SPCにおけるプロジェクトファイナンス調達が前提となりますことから、貴市と金融機関との直接協定については、締結をいただける前提との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	入札説明書	42	第8	2	(1)			【様式2-6における添付資料】	B、D、E、Fの実績を証する書類について、「契約書の写し等」となっておりますが、実績の要件が客観的に確認できるものであれば、必ずしも契約書の写しでなくても構わないと考えてよろしいでしょうか。 例えば、Dについては、コリンズのアウトプットでもよろしいでしょうか。参加表明準備のため、お早目のご回答をお願いいたします。	ご理解のとおりです。ただし、提出いただいた内容について、市から確認を行うことや、追加書類の提出をお願いする場合があります。
107	入札説明書	42	第8	2	(1)			【様式2-6における添付資料】	「E 第3の1(2)エ(イ)に定める維持管理実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)」となりますが、複数の管理実績がある場合、1件以上の書類を提出することは可能でしょうか。また、契約書の写し以外で実績を証する書類として認められるものがあればご教示ください。	2件以上の書類を提出いただいても構いません。実績を証明できる書類であれば、契約書の写しでなくても構いません。
108	入札説明書	42	第8	2	(1)			【様式2-6における添付資料】	「E 第3の1(2)エ(イ)に定める維持管理実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)」となりますが、複数の管理実績がある場合、1件以上の書類を提出することは可能でしょうか。また、契約書の写し以外で実績を証する書類として認められるものがあればご教示ください。	No.107の回答を参照ください。
109	入札説明書	42	第8	2	(1)			【様式2-6における添付資料】	G経営状況を確認できる書類(直近3年間の損益計算書、貸借対照表) H 会社概要、と記載されていますが、様式2-6 添付資料確認書では1がH、2がGの資料と同様のため、様式2-6に合わせた資料の提出でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
110	入札説明書	43	第8	4	-			入札時の提出書類	(3)～(8)の提案書及び(9)提案概要書について、「正本(押印したもの)、副本(正本の写し)」とありますが、どこに押印すればよろしいでしょうか。様式集では押印位置ご指示がありませんので、押印が必要であれば、具体的にご指示願います。また、押印が必要な場合、副本には、押印がなくても構わない(押印されたもののコピーでなくてもよい)という理解でよろしいでしょうか。	押印は不要です。
111	入札説明書	43	第8	4	(3)			事業実施に関する提案書	20部(正本(押印したもの)1部、副本、、、と記載がありますが(以降(4)～(9)まで同様の記載)、様式には押印箇所がありません。押印は不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	入札説明書	45	第8	4	(7)			自主事業等に関する提案書	施設用地の将来構想案における施設整備主体は、名古屋市と想定した提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	入札説明書	45	第8	4	(8)			施設計画提案書(図面集)	建具表の記載は誤記と考えてよろしいでしょうか。また誤記でない場合は記載すべき内容についてご提示願います。	誤記ではありません。主な建具について記載してください。
114	入札説明書	資料1-1	(1)	ウ				都市計画等の変更予定(令和3～4年度予定)	「・特別用途地区「スポーツ・レクリエーション地区(仮称)」を都市計画決定し、観覧場及び駐車場の用途制限を緩和する。」とありますが、どのように緩和される予定であるかご教示ください。	観覧場の用途制限と駐車場の面積要件を緩和する予定です。なお、駐車場については階数の緩和は予定していません。また、観覧場については面積等の制限は予定していません。
115	入札説明書	資料1-1	(1)	ウ				都市計画等の変更予定(令和3～4年度予定)	「・必要条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合を緩和する。」とありますが、どのように条例が改正され、条件が緩和される予定かご教示ください。	瑞穂公園条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合(10%)、運動施設の敷地の割合(50%)を緩和する予定です。どの程度緩和するかについては、提案により、基本設計の段階で協議します。
116	入札説明書	資料1-1	(1)	ウ				都市計画等の変更予定(令和3～4年度予定)	特別用途地区「スポーツ・レクリエーション地区(仮称)」を都市計画決定することで、観覧場及び駐車場の用途制限が具体的にどのように緩和されるのかご教示ください。	No.114の回答を参照ください。
117	入札説明書	資料1-1	(1)	ウ				都市計画等の変更予定(令和3～4年度予定)	必要条例を改正により、運動・教養施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合は具体的にどの程度緩和されるのでしょうか。	No.114の回答を参照ください。
118	入札説明書	資料2-1	(1)					各業務に係る対価について	「特別目的会社の事務経費」とありますが、資料2-8の統括管理業務に係る対価(サービス購入料E)の「総務・経理に関する費用」との違いをご教示ください。また「総務・経理に関する費用」については、実施方針等公表時の要求水準書(案)質問NO.533にてSPCのものとの回答をいただいております、それぞれの詳細な定義があればご教示ください。	サービス購入料Eは、固定額であるため、統括管理業務に関する費用として経常的に支出されるものを対象とします。特別目的会社の事務経費のうち変動するものについては、サービス購入料Cとなります。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
119	入札説明書	資料 2-1	(1)					各業務に係る対価について	サービス購入料Cに「特別目的会社の事務経費」が挙げられておりますが、事務経費の内容を例示、及び統括管理業務の「総務・経理業務」との違いについて、ご教示願います。	No.118の回答を参照ください。
120	入札説明書	資料 2-1	(1)					各業務に係る対価について	サービス購入料Cに「特別目的会社の事務経費」が挙げられておりますが、特別目的会社は全て、統括管理業務の「総務・経理業務」の費用に計上することはお認めいただけますでしょうか。	No.118の回答を参照ください。
121	入札説明書	資料 2-1	(1)					各業務に係る対価について	整備業務のうち令和8年度以降に行う宿泊研修棟のうち宿泊研修室の全面改修等の収入分類はどれに該当しますでしょうか。	宿泊研修室と異なる用途への改修の場合は、自主事業収入となります。なお、宿泊研修室の整備費は、サービス購入料Bに該当します。
122	入札説明書	資料 2-1	(1)					各業務に係る対価について	初期に整備するリース備品のリース料は、サービス購入料Cに算入すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	入札説明書	資料 2-1	(1)					各業務に係る対価について	サービス購入料A(一時支払)は対象となる業務に係る費用の合計額の75%とございますが、当該金額に対する消費税は支払われませんか。	消費税が発生する場合は、消費税を含めて計算してください。
124	入札説明書	資料 2-2	(2)	ア	(7)			表2 設計・建設に係る費用の構成	サービス購入費Bに含まれる割賦手数料の構成費用の内容は割賦金利ですが、割賦金利には、SPCが金融機関からの借り入れた消費税相当額に対する金利も含まれると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	中間確認又は完了確認が完了した場合の工事費の請求は全額、出来高に応じた部分払による工事費の請求は各年度においては代金の10分の9を請求することが可能であり、設計・建設業務に係る対価として構成される費用の内容のうち、※印のついていない費用の合計額の75%となるように調整を実施して請求するのは最終年度(令和7年度)という理解で宜しいでしょうか。 最終年度までの間は、工事費全体の75%(出来高に応じた部分払は、それに加えて各年度末の既済部分に対応する代金の10分の9)を超えなければ、75%を意識せずに要した工事費を請求して問題ないかという確認になります。	ご理解のとおりです。
126	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	解体・撤去業務又は建設業務にかかる費用について、複数年度にかかる場合、各年度末に出来高による部分払いが可能とありますが、各年度末ごとに当該業務の総提案費用の75%を上限に出来高払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。その場合、1回の出来高払い額は、各出来高払い額の75%なのか、総額75%に達するまで満額の出来高払いを頂けるのかご教示ください。	No.125の回答を参照ください。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
127	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料A の支払方法	中間検査完了時及び完工確認時に請求書を発行し、費用請求ができるとありますが、例えば、設計業務費は、総提案額の75%を中間確認時、完工確認時に出来高による請求が可能と考えてよろしいでしょうか。その場合、1回の支払い額は、各支払い額の75%なのか、提案総額75%に達するまで満額の支払いを頂けるのかご教示ください。	No.125の回答を参照ください。
128	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料A の支払方法	各年度において、整備業務に要した費用の合計額の75%をお支払いいただけるという認識に齟齬はございませんでしょうか。異なる場合、想定されている各年度毎の対価の支払い方法をご教示下さい。	No.125の回答を参照ください。
129	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料A の支払方法	市による中間確認の時期及び内容をご教示ください。	市によるモニタリング及び工事監理業務要項に基づいて、時期及び内容を決めます。
130	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料A の支払方法	市による中間確認とは、事業契約書(案)第37条に記載される内容という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。市によるモニタリング及び工事監理業務要項を確認してください。
131	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料A の支払方法	「完工確認が完了した場合は、完了後、速やかに請求書を提出」とありますが、完工確認を受ける施設の範囲は、事業者の提案に任されると理解してよろしいでしょうか。例えば、屋外トイレ(南児童園及び5棟)は、それぞれの完成時期が異なる可能性があります。	ご理解のとおりです。
132	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料A の支払方法	令和7年度は、令和7年9月末までに「その他の建築整備施設(宿泊研修棟のうち宿泊研修室及び駐車場のうち駐車場管制機器更新を除く)」「公園整備施設のうち施設用地以外」の完了引渡しが、令和8年3月末までに「陸上競技場等」の完了引渡しが予定されております。 「完工確認が完了した場合は完了後、すみやかに市に請求書を提出する」との記載がある一方で、「支払回数は、原則として各年度1回とする」との記載もあります。 令和7年度は例外として、上記整備工事の完了の都度、最大で7回お支払い頂けるという理解で宜しいでしょうか。 ※その他の建築整備施設は、宿泊研修棟のうちトイレ改修等、屋外トイレ、北連絡橋、休憩施設、駐車場(ライン引き)、の5件の完工確認があるため、最大7回としています。	サービス購入料Aの支払いは、令和4年度から令和7年度まで、原則として各年度1回です。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
133	入札説明書	資料2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	令和4年度は、令和5年3月末までに「駐車場のうち駐車場管制機器更新」「公園整備施設のうち施設用地」の完了引渡しが予定されております。 「完工確認が完了した場合は完了後、すみやかに市に請求書を提出する」との記載がある一方で、「支払回数は、原則として各年度1回とする」との記載もあります。 令和4年度は例外として、上記整備工事の完了の都度2回に、年度末の出来高に応じた部分払いを加えた、最大で3回お支払い頂けるという理解で宜しいでしょうか。	サービス購入料Aの支払いは、令和4年度から令和7年度まで、原則として各年度1回です。
134	入札説明書	資料2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	「完工確認が完了した場合は、完了後、すみやかに請求書を提出」とありますが、資料2-9のチャートでは、令和4年度から令和7年度までの第4四半期のみとされております。令和3年度でも、又、年度の途中でもお支払いいただけるのでしょうか。	サービス購入料Aの支払いは、令和4年度から令和7年度まで、原則として各年度1回です。
135	入札説明書	資料2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	部分払の請求金額において保留された10分の1は、解体・撤去業務と建設業務の各最終年度の請求時に合算して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	入札説明書	資料2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	設計・建設にかかる費用の支払いは、基本的に中間確認時と完工確認終了時出来高払いとし、そのうち、解体・撤去業務又は建設業務が複数年度にまたがる費用についても、各年度末に出来高払いを頂けるという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料Aは、出来高払いを含め、令和4年度から令和7年度までに支払います。
137	入札説明書	資料2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	出来高に応じた部分払による請求は、当該年度終了後に実施するという理解で宜しいでしょうか。	サービス購入料Aの支払いは、令和4年度から令和7年度までです。入札説明書資料2-3ページに従って請求してください。
138	入札説明書	資料2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	解体・撤去業務又は建設業務にかかる費用のうち、複数年度にまたがる工事費の場合、出来高による部分払いが可能とありますが、工事細目について複数年度にまたがる等の区別が必要になるのでしょうか。その場合、事業者に大変煩雑な手続きが生じますので、建設業務に係る工事費は全額を複数期間にまたがる費用と考えてよろしいでしょうか。	出来高による支払いを希望されるのであれば、工事細目による区別が必要になります。完了ごとに支払いを想定されるのであれば、完成建物、施設ごとに積上げて、部分払いを請求してください。
139	入札説明書	資料2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	サービス購入料Aは令和3年度分よりより支払われるとございますが、宿泊研修室の建設前(建設期間:令和8年4月～令和10年3月)であっても、宿泊研修室の整備費用をお支払いいただけるということでしょうか。	サービス購入料Aの支払いは、令和4年度から令和7年度までです。宿泊研修室の整備費は、サービス購入料Bに算入してください。
140	入札説明書	資料2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	「令和3年度から令和7年度まで」とありますが、令和8年度以降に行われる宿泊研修棟改修に係る対価は、いつ、どのように支払われるのでしょうか。	宿泊研修室の整備費は、サービス購入料Bに含めて計算してください。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
141	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	「設計・建設期間(令和3年度から令和7年度まで)の各年度末までに、市による中間確認が完了した場合は当該年度終了後、・・・請求書を提出する。」とありますが、宿泊研修室の全面改修等の建設期間は令和8年4月～令和10年3月ですが、当該建設費の請求時期・支払時期はいつになるのでしょうか。	宿泊研修室の整備費は、サービス購入料Bに含めて計算してください。
142	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	宿泊研修棟のうち宿泊研修室の整備に係る工事着手は令和8年10月以降(アジア競技大会後)となることから、まだ工事着手はしていないものの、設計業務が完了している場合にはサービス購入料Aとしての請求は出来そうですでしょうか。様式集(様式6-4-3 (6)整備業務費内訳書)では宿泊研修棟に係る整備業務費が全てサービス購入料Aから除外されていますが、工事着手前に設計を完了していることが一般的かと思えます。	設計業務は、サービス購入料Aに算入することができます。
143	入札説明書	資料 2-3	(2)	ア	(ウ)			サービス購入料Aの支払方法	令和3年度から令和7年度までの年度ごとの支払い額について、上限はないと理解してよろしいでしょうか。(ご提案した金額を各年度で予算化いただけると考えてよろしいでしょうか。)	サービス購入料Aの支払いは、令和4年度から令和7年度までです。金額の計算は入札説明書に従ってください。
144	入札説明書	資料 2-3	(2)	イ	(ア)			算定方法等(基準金利)	2021年末以降当該基準金利(LIBORベース)が廃止される可能性があると思料しますが、その際の代替基準金利の想定をご教示いただけないでしょうか。	LIBORの廃止がなされた場合は、事業者と協議をして決定します。
145	入札説明書	資料 2-3	(2)	イ	(ア)			算定方法等(基準金利)	基準金利としてLiborベースの金利スワップレートを使用することとなっておりますが、今年度末にLiborの廃止が予定されています。現時点で別の基準に変更しておいた方がよろしいのではないのでしょうか。	No.144の回答を参照ください。
146	入札説明書	資料 2-3	(2)	イ	(ア)			算定方法等(基準金利)	割賦金利の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、2021年においてLIBORは廃止を予定しております。廃止となった際には、代替指標について、貴市、事業者および金融機関において協議させていただきたく、その文言を追記いただけませんかでしょうか。	No.144の回答を参照ください。
147	入札説明書	資料 2-3	(2)	イ	(ア)			算定方法等(基準金利)	LIBORは、2021年末までに事実上の廃止の予定ですが、対応策についてお示ください。	No.144の回答を参照ください。
148	入札説明書	資料 2-3	(2)	イ	(ア)			算定方法等(基準金利)	Libor廃止時の代替指標は何になりますでしょうか。	No.144の回答を参照ください。
149	入札説明書	資料 2-3	(2)	イ	(ア)			算定方法等(基準金利)	Libor廃止に伴う、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生ときは、貴市の負担としていただけないでしょうか。	LIBOR廃止に伴う基準金利の変動による費用の増加等は、原則として市の負担とします。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
150	入札説明書	資料 2-3	(2)	イ	(7)			算定方法等 (基準金利)	基準金利については、「陸上競技場等の引渡日の2営業日前(銀行営業日ではない場合は、その前銀行営業日)のTOKYO SWAP REFERENCE RATE6か月LIBOR ベース10年物(円-円)金利スワップレート(基準日東京時間午前10時。テレレート17143 ページ。)とする。」とありますが、陸上競技場等の引渡日は、本事業のスケジュールで予定される令和8年3月末との認識でよろしいでしょうか。 (その他施設の引渡日は基準金利の決定日に影響せず、あくまで「陸上競技場等の引渡日」が基準日である旨を確認したい主旨です。)	陸上競技場の引渡日は、提案によります。
151	入札説明書	資料 2-4	(2)	イ	(7)			算定方法等 (基準金利)	「提案価格における基準金利は、令和2年8月3日の基準金利」とあります。質問回答の公表日(令和2年8月28日)には明らかになっていると思いますので、具体的な金利をお示し頂けますでしょうか。	提案価格における基準金利は、0.029%としてください。(令和2年8月3日午前10時現在のT.S.R.6か月LIBORベース10年物金利スワップレートによる)
152	入札説明書	資料 2-4	(2)	イ	(7)			算定方法等 (その他)	その他(ア)から(ウ)において消費税及び地方消費税の記載がありますが、前頁に「サービス購入料Bに係る消費税相当分については、サービス購入料Bの第1回目の支払いの際に全額を支払うものとする。」との記載があるため、考慮不要ではないでしょうか。	前頁の記載は支払方法、後頁の記載は計算方法です。
153	入札説明書	資料 2-4	(2)	イ	(4)			サービス購入料B の支払方法	定期支払申込書を提出した場合の入金予定日はいつになるのでしょうか。 7月中、10月中、1月中、4月中にそれぞれ入金されるのでしょうか。	7月末、10月末、1月末、4月末に支払予定です。
154	入札説明書	資料 2-4	(2)	イ	(4)			サービス購入料B の支払方法	サービス購入料Bは令和8年度よりより支払われるとございますが、宿泊研修室が建設中(建設期間:令和8年4月~令和10年3月)であっても、宿泊研修室の整備費用をお支払いいただけるということでしょうか。	サービス購入料Bの支払方法に基づいて支払います。
155	入札説明書	資料 2-4	(2)	ウ	-			維持管理運営業務 に係る対価 (サービス購入料 C)	サービス購入料Cは、令和5年4月1日からの期間が支払いの対象となっておりますが、「特別目的会社の事務経費」は、内容次第であるものの、特別目的会社設立時(令和3年4月想定)から発生すると考えられます。設立から令和5年3月までの費用は、どのように支払われますでしょうか。	特別目的会社の設立費用として、サービス購入料Bに算入してください。
156	入札説明書	資料 2-4	(2)	ウ	-			維持管理運営業務 に係る対価 (サービス購入料 C)	サービス購入料Cは、令和5年4月1日からの期間が支払いの対象となっておりますが、「パークマネジメント活動費用」は、設計段階から発生すると考えられます。設立から令和5年3月までの間に発生する当該費用は、どのように支払われますでしょうか。	設計段階のパークマネジメント活動費用は、設計費としてサービス購入料AまたはBに算入してください。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
157	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(7)			構成される費用の内容	維持管理運営業務に係る費用の構成される費用の内容の中に、水光熱費が入っていないように見受けられるのですが、どの項目に当たるとは、ご教示ください。	一般の利用及び事業の実施に関する費用に含まれます。
158	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(7)			構成される費用の内容	特別目的会社の事務経費として想定されている費用は、統括管理業務として実施する「総務・経理」以外の事務経費ということで宜しいでしょうか。想定されている事務経費をご教示ください。 また、特別目的会社の解散清算に要する費用は当該事務経費に該当するということで宜しいでしょうか。	前段については、No.118の回答を参照ください。後段については、ご理解のとおりです。
159	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(7)			構成される費用の内容	指定管理料に含む範囲において、瑞穂運動場の修繕(原型を变ずる修繕及び模様替除)に関する費用が含まれています。 サービス購入料Dが「整備した施設の修繕に関する費用」とした場合、購入料Cの範囲には、宿泊研修棟をはじめとする建築整備施設および公園整備施設を含まないということでしょうか？ 事業者にて改修を行うものの、全面改修ではないものも含まれております。陸上競技場以外の修繕については購入料Cに含めていただきたく存じます。	サービス購入料A及びBにより整備した部分の修繕費は、サービス購入料Dに含めてください。なお、サービス購入料Dとして提案した修繕費が余る場合、市との協議でサービス購入料Cに相当する維持管理費に充当することができます。(要求水準書第10の1(4)「コ 修繕費等について」(109ページ)参照)
160	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(4)	a		算定方法等	修繕費基準額は、税抜き金額であるという理解でよろしいでしょうか。	税込み金額です。
161	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(4)	a		算定方法等	修繕費基準額とは、記載された金額の範囲内で事業者は修繕を行わなければならない、ということの意味しているのでしょうか。また、これはサービス購入料Dで受け取ることになる金額を指しているのでしょうか。	要求水準書第10の1(4)「コ 修繕費等について」(109ページ)による。また、サービス購入料Cになります。
162	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(4)	a		算定方法等	記載されている基準額は、あくまでも基準であり、提案額は申請者が任意で計上するという認識でよろしいでしょうか。	基準額未満の提案は認めません。
163	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(4)	a		算定方法等	記載の修繕費基準額とは、事業者の整備していない既存施設およびその一部に関する修繕費用と考えてよろしいでしょうか。 また、当該費用は税抜価格として、指定の年度にて計上すればよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、税込みで計上してください。
164	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(4)	b		算定方法等	練習プールに係る水道量の記載があるのですが、現状の全換水の回数をご教示ください。	提案によりますが、現在は開場前に1回、開場期間中に1回です。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
165	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(イ)	b		算定方法等	b 練習プール(屋外)にかかる水道量として、各年度4,930 m ³ の最低使用水道量を提案すること、と記載されていますが、直近3か年の水道量実績をお示しください。	要求水準書の参考資料を参照してください。
166	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(イ)	d		算定方法等	サービス購入料Cは、各年度4回、計72回お支払いいただけるのですが、各回の支払い額は(物価改定や端数調整のケースを除き)均等になるという理解でよろしいでしょうか。	提案によります。(均等でなくても構いません。)
167	入札説明書	資料 2-5	(2)	ウ	(イ)	d		算定方法等	支払回数は各年度4回、計72回の支払とありますが、事業期間に亘る各年間支払額は基本的に平準化されていなくても良いとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	入札説明書	資料 2-6	(2)	ウ	(イ)			【参考1】指定管理料の実績	R2～R4年度までの指定管理料の詳細な内訳をご教示頂きたい。	令和3・4年度は予算が確定していないため、お示しできません。令和2年度は添付資料の追加として配布します。(配布方法は別にお示しします。以下同じ。)
169	入札説明書	資料 2-6	(2)	ウ	(イ)			【参考1】指定管理料の実績	記載されている基準額は、あくまでも基準であり、上限額ということではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	入札説明書	資料 2-6	(2)	ウ	(ウ)			サービス購入料Cの支払方法	サービス購入料Cの支払いは、サービス提供期間にわたり平準化して支払われるのではなく、事業者の提案どおりに支払われるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	入札説明書	資料 2-7	(2)	エ	-			維持管理運営業務に係る対価(サービス購入料D)	「事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。」とは、年度ごとの提案額が、四半期に分割して支払われるという理解でよろしいでしょうか。(事業期間にわたり、平準化されて支払われるのではないという理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。各四半期ごとの支払いは、モニタリングに基づいて、実施状況を確認してから支払います。四半期単位の計画が難しい場合は、第4四半期に全額計上してください。
172	入札説明書	資料 2-7	(2)	エ	(ア)			構成される費用の内容	「本事業において整備した施設の修繕に関する費用」とありますが、当該施設はp9の表のどの施設を指すのでしょうか。	9ページの表「事業範囲及び主な対象施設」の整備業務欄に○印のある施設のうちで、サービス購入料AまたはBで整備したものを指します。
173	入札説明書	資料 2-7	(2)	エ	(イ)			算定方法等	サービス購入料Dは、各年度4回、計72回お支払いいただけるのですが、各回の支払い額は(物価改定や端数調整のケースを除き)均等になるという理解でよろしいでしょうか。	提案によります。(均等でなくても構いません。)

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
174	入札説明書	資料 2-7	(2)	工	(イ)			算定方法等	各年度4回、計72回の支払とありますが、事業者が提案する計画に基づき、対象年度の対価について四半期に分けて支払うということでしょうか。 この場合、例えば修繕が発生しない年度は、当該対象年度の各四半期支払は0円という理解でよろしいでしょうか。 この他、対象年度の各四半期支払額は基本的に同額とし、円単位の端数分を第4四半期で調整するとの理解でよろしいでしょうか。	四半期ごとの提案に基づいて支払います。修繕が発生しない年度は、0円にしてください。各四半期ごとの支払いは、モニタリングに基づいて、実施状況を確認してから支払います。四半期単位の計画が難しい場合は、第4四半期に全額計上してください。
175	入札説明書	資料 2-7	(2)	工	(ウ)			サービス購入料Dの支払方法	サービス購入料Dの支払いは、サービス提供期間にわたり平準化して支払われるのではなく、事業者の提案どおりに支払われるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	入札説明書	資料 2-7	(2)	工	(ウ)			サービス購入料Dの支払方法	実施状況をモニタリングし、要求水準等を達成していることを確認したうえで支払う旨の記載があります。修繕においては、計画に対して前倒しの実施、延命による実施の延期などが想定されます。前倒し実施、延期のどちらにおいても基本的に当初契約通りの支払となるのでしょうか？ また、異なる場合は、どのような措置となるかご教示ください。(例：支払スケジュールの変更に伴う契約変更の実施、前倒しの場合は計画通りの支払、延期の場合は支払いスケジュールの変更など)	維持管理運営業務の実施に当たっては、要求水準書第10の2(1)ケ(イ)a(140ページ)により年度ごとの事業計画書の提出を求めます。各年度内における整備施設修繕業務の前倒し実施、延期等については、この事業計画書に記載し、協議を行います。(年度を越える前倒し実施や延期は認めません。)その上で、モニタリングにより要求水準等を達成していることを確認し、事業契約書に基づきサービス購入料Dを支払います。
177	入札説明書	資料 2-8	(2)	オ	-			統括管理営業務に係る対価(サービス購入料E)	第1回支払いは令和3年度第3四半期及び第4四半期相当分として合計1,500千円とありますが、その算出根拠をご示ください。また、事業開始後の令和3年度第2四半期は何故対象とならないのでしょうか。	名古屋市の予算によります。
178	入札説明書	資料 2-8	(2)	オ	-			統括管理営業務に係る対価(サービス購入料E)	「事業者が事業提案書において提案した金額に基づき、固定された金額を支払う。」とは、事業期間にわたり、物価変動による改定を除き、基本的に毎年定額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	入札説明書	資料 2-8	(2)	オ	-			統括管理営業務に係る対価(サービス購入料E)	「事業者が事業提案書において提案した金額に基づき、固定された金額を支払う。」とありますが、統括管理業務は、開業時から令和8年3月までの設計・建設段階に特に負荷がかかると考えられます。このため、サービス購入料Eには、事業期間にわたり必要となる固定費分を計上し、設計・建設期間で特に必要となる費用は、整備費(サービス購入料B)に計上してよろしいでしょうか。	設計・建設期間で特に必要となる費用は、資料2-1ページ表1における「整備業務を実施する上で必要となる費用」に該当すると考えますので、サービス購入料Bの対象として計上してください。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
180	入札説明書	資料2-8	(2)	オ	(イ)			算定方法等	サービス購入料Eは、各年度4回、計77回お支払いいただけるとのことですが、各回の支払い額は(R3年度分、物価改定、端数調整のケースを除き)均等になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	入札説明書	資料2-8	(2)	オ	(イ)			サービス購入料Eの支払方法	サービス購入料E第1回支払い(令和3年度第3四半期及び第4四半期分)は令和4年度第1四半期にお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	入札説明書	資料2-9	(2)	オ	(ウ)			サービス購入料Eの支払方法	令和3年度第3四半期及び第4四半期相当分の支払いは、第4四半期最終月の業務報告書の提出後におけるモニタリング通知及び請求書の発行に基づいて合わせて行われるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	入札説明書	資料2-9	(2)	カ				各サービス購入料の支払対象時期	表では、令和4～7年度の第4四半期にサービス購入料Aの請求書提出時期が着色されています。宿泊研修室の全面改修等の建設期間は令和8年4月～令和10年3月ですが、当該建設費の請求時期・支払時期はいつになるのでしょうか。	サービス購入料Bに算入してください。
184	入札説明書	資料2-9	(2)	カ				各サービス購入料の支払対象時期	サービス購入料Aは中間確認、完工確認の完了後にお支払いいただけるものと理解しています。表では請求書の提出が予想される時期として4回分着色してありますが、これは事業者側からの希望により中間確認の回数(請求回数)を決めていただけるということでしょうか。	入札説明書の資料2-3ページのとおりです。
185	入札説明書	資料2-10	(3)	-				サービス対価の改定	サービス対価の改定については、最終的には事業契約書に計算式が記載され、改定根拠が明確ですので、改定毎に議会決議は行わないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(ただし、各年度当初予算の議決という意味では、議決が必要です。)
186	入札説明書	資料2-10	(3)	ア	-			サービス購入料Aの改定	本事業において、サービス購入料Aの減少に伴う金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは事業者負担、割賦料増加に伴う利息増加分につきましては貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。	サービス購入料の改定方法は、入札説明書のとおりです。
187	入札説明書	資料2-10	(3)	ア	(ア)	c		サービス購入料Aの改定方法	陸上競技場等の工期は、複数年にわたるものですので、1回だけではなく、複数回の改定をお認めいただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
188	入札説明書	資料2-10	(3)	ア	(ア)	c		サービス購入料Aの改定方法	公共工事標準約款に倣い、全体スライドのみならず、単品スライド、インフレスライドの仕組みも採用いただけませんかでしょうか。	ご意見として承ります。
189	入札説明書	資料2-10	(3)	ア	(ア)	c		サービス購入料Aの改定方法	「改定率 _a 」: 陸上競技場等の着工日の属する月の指標値(確定値) / 本契約締結日の属する月の指標値(確定日)とありますが、末尾の(確定日)は(確定値)の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
190	入札説明書	資料 2-11	(3)	ウ	(7)			サービス購入料C 対象となる費用と 参照指標	サービス購入料Cに含まれる修繕費について、対象費用に含まれておりませんが、事業期間に亘り修繕費基準額から変更されないとの理解でよろしいでしょうか。	提案額(基準額未満は認めません)から変更しません。
191	入札説明書	資料 2-11	(3)	ウ	(7)			サービス購入料C 対象となる費用と 参照指標	表中「対象費用」の基本料金相当額とは、何を示しているかご教示ください(例:基本料金、従量料金、燃料調整費など)。	電気料金・ガス料金・水道料金の基本料金です。
192	入札説明書	資料 2-11	(3)	ウ	(ウ)			令和N年度の改 定方法	「令和X年9月(前回改定時)の指標と令和(N-1)年9月の指標とを比較して1.5%を超える変動があった場合、・・・」とありますが、前回改定時を消費者物価指数による改定時と毎月勤労統計賃金指数による改定時に分けるべきではないでしょうか。片方の指標が改定の基準となっていないのにその時の指標が使われてしまうことになります。	原案のとおりとします。
193	入札説明書	資料 2-11	(3)	ウ	(ウ)			令和N年度の改 定方法	「第1回目の物価改定は、令和5年9月と令和4年9月の指標により算定」とありますが、どういう意味でしょうか。「令和5年9月と令和4年9月の指標の平均値で契約締結日の属する月の指標と比較して1.5%を超えるかどうかにかかわらず、必ず令和5年度分の物価改定を行う」という意味でしょうか。そうでなければ、「令和5年以降、契約締結日の属する月の指標と令和(N-1)年9月の指標により、令和N年度のサービス購入料を改定する」と修正いただけないでしょうか。	令和5年9月の指標と令和4年9月の指標を比較するという意味です。変動率が1.5%を超えない場合は改定しません。
194	入札説明書	資料 2-11	(3)	ウ	(ウ)			令和N年度の改 定方法	第1回目の物価改定は、R5/9とR4/9の指標を使うことになっておりますが、これにより改定対象となるのはR6年度以降の対価という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。第1回目の物価改定は、令和6年度以降の改定となります。
195	入札説明書	資料 2-11	(3)	ウ	(ウ)			令和N年度の改 定方法	第1回目の物価改定は、令和5年9月と令和4年9月の指標により算定するとあります。 令和4年と令和2年(契約締結日の属する月の指標値)の誤りではないでしょうか？ ※応札年度の指標を基準とすることが適当と考えます。 サービス購入料Dにおいては、契約締結日の属する月の指標値となっています。 ※令和5年度の対価は、計算式から鑑みた場合、前年度の令和4年9月指標の使用が適当と考えます。	原案のとおりとします。
196	入札説明書	資料 2-11	(3)	ウ	(ウ)			令和N年度の改 定方法	P_n の計算方法として $P_{(n-1)}$ に改定率 n を乗じていますが、改定前の P_n に改定率 n を乗じるのが正しいのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
197	入札説明書	資料 2-12	(3)	ウ	(オ)			基準の切替え及びそれに伴う換算	「新基準に基づく支払いは、翌々年度から行うこととする。」とありますが、新基準に基づく支払は、翌年度からにはならないのでしょうか。	原案のとおりとします。
198	入札説明書	資料 2-12	(3)	エ	(7)			サービス購入料D 対象となる費用と 参照費用	対象費用について、令和14年度以前がありませんが、当該期間は提案時費用から改定しないとの御考えでしょうか？	ご理解のとおりです。
199	入札説明書	資料 2-13	(3)	エ	(イ)			サービス購入料D の改定方法	「改定率d」:令和 12年4月から令和 15年3月の3年間の平均による指標値(確定値)／本契約締結日の属する月の指標値(確定日)とありますが、末尾の(確定日)は(確定値)の誤りではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
200	入札説明書	資料 2-13	(3)	エ	(イ)			サービス購入料D の改定方法	改定率が1.015超の場合または0.985未満の場合に改定することとなっております。 このうえで改定式において、改定率から±0.015を行う合理的な理由についてご教示ください。 令和14年度まで価格改定がないことから、事業者は十二分に価格変動リスクを負っており、更に改定率から0.015分を事業者が負担する合理的理由は無いと考えております。 サービス購入料Cと同様の改定式としていただきたく、ご再考をお願い致します。	市の決定です。原案のとおりとします。
201	入札説明書	資料 2-13	(3)	オ	(イ)			サービス購入料E の改定方法	物価改定はサービス購入料Cに準ずることになっておりますので、サービス購入料Eの第1回目の物価改定は、R5/9とR4/9の指標を使いR6年度以降の対価を改定することになるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	入札説明書	資料 3-3	(2)	カ	(イ)	a		日常モニタリング	「日常的に施設巡回及び業務日誌等による業務遂行状況等の確認を行う。」とありますが、どの程度の頻度で巡回等をされますでしょうか。その場合、業務に支障のない範囲で対応するという事でしょうか。	市による巡回の頻度は未定ですが、維持管理運営業務に支障のない範囲での実施を予定しています。
203	入札説明書	資料 3-3	(2)	カ	(イ)	c		随時モニタリング	随時モニタリングはどの程度の頻度をお考えでしょうか。	日常・定期モニタリングのほか追加でモニタリングの必要が生じた際に実施することを予定しています。
204	入札説明書	資料 3-4	(1)	カ	(イ)	d		事業者からの業務報告書の提出	年間業務報告書の提出について、「各年度の事業終了後10開庁日以内」とありますが、支払請求等の出納の関係上、提出が困難な可能性が高いため、「事業終了後30開庁日以内」に変更して頂けませんでしょうか。なお、要求水準書P32の(ウ)年次業務報告書の期日も同様です。	原案のとおりとします。提出が難しいものについては、市と協議してください。
205	入札説明書	資料 3-4	(2)	カ	(イ)	d		事業者からの業務報告書の提出	表中「年間業務報告書」の提出時期等が、各年度の事業終了後10開庁日以内とありますが、業務決算等、書類によっては提出が困難であると思われます。提出日についての協議はできますでしょうか。	提出が難しいものについては、市と協議してください。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
206	入札説明書	資料3-4	(2)	キ	(7)			事業期間終了時のモニタリング	「事業終了後少なくとも1年間は消耗部品の取り替えだけを行うことにより、要求水準書等に示す機能を維持しているか、また、業務の引継ぎが適切に行われ、今後の事業実施に支障がないか否かを協議に基づきモニタリングを行い、確認を行う」とありますが、事業期間終了間際に行うとの理解でよろしいでしょうか。	次期指定管理者への業務の引継ぎを円滑にするため、次期指定管理者の選定手続きより前に、事業期間終了時のモニタリングを開始する予定です。
207	入札説明書	資料3-4	(2)	キ	(7)			事業期間終了時のモニタリング	「事業終了後少なくとも1年間は消耗部品の取り替えだけを行うことにより…」とありますが、資料2-5にて修繕費基準額が30,000～40,000千円/年と定められる中、1年間消耗部品の取り替えのみで運営した場合、相応の故障が発生するものと思われませんが、どのような評価手法を予定されていますでしょうか。またその評価結果によって、事業者へのペナルティが予定されていますでしょうか。	維持管理運営業務については、的確な日常管理による予防保全により、事業期間終了時に一定水準以上の健全性の維持を図るよう、事業提案をしてください。なお、大規模修繕は市が行います。事業期間終了時のモニタリングにおいて要求水準未達の場合は、評価及びペナルティではなく、資料3の(3)クに基づき、事業者に対して必要な改善・復旧の実施又は費用負担等を求めます。
208	入札説明書	資料3-4	(2)	キ	(4)			金融機関によるモニタリング	金融機関から事業者の財務状況モニタリングについて、事業期間を通じて継続的に協力を得るとありますが、具体的にはどのような協力をイメージしておられるのでしょうか。(入札に際し金融機関に伝えておく必要があるため確認するものです)	No.103の回答を参照ください。
209	入札説明書	資料3-6	(3)	キ	(7)			表3-1 上記a重大な支障がある場合の例	「不衛生状態の放置」とありますが、具体的にどのような状態を指していますか。	例えば、施設の汚れ、病害虫の発生、ごみ等が放置されている等により、本施設の利用者が快適に利用することができない状態が継続している場合が考えられます。
210	入札説明書	資料3-7	(3)	キ	(ウ)			改善計画書の策定・提出	「当該画により」とありますが、「当該計画」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
211	入札説明書	資料3-9	(4)					減額ポイントの減算による救済措置	「要求水準を上回る優れたサービスの提供が行われている場合及び要求水準等遵守の状況が長期間継続している場合には、減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる」とありますが、長期間とはどれくらいの期間を指していますか。	救済ポイントを付与する月の属する四半期を含む直近4四半期(1年間)とします。
212	入札説明書	資料3-10	(5)	ア	(オ)			減額ポイントの支払額への反映	減額ポイントの対象はサービス購入料C及びDですが、減額の対象はサービス購入料Dのみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、サービス購入料C及びDが減額の対象となります。訂正いたします。
213	入札説明書	資料3-10	(5)	ア	(オ)			サービス購入料の減額	“減額ポイントの支払い額への反映”の中で「サービス購入料D」を減額の対象としておりますが、「サービス購入料C、D」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
214	入札説明書	資料4-1	-					自主事業に係る使用料	民間収益施設を、競技場内に設ける場合、市への使用料の支払いは管理許可使用料の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
215	入札説明書	資料 4-1	(1) (2) (3)					自主事業に係る 使用料	(1)～(3)に記載の使用料は、全て税抜と理解してよろしいでしょうか。	全て税込み金額です。
216	入札説明書	資料 4-1	(2)					設置許可に係る 使用料	※の「0.01平方メートル端数」とは、「0.01平方メートル未満の端数」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	入札説明書	資料 4-1	(2)					設置許可に係る 使用料	使用料は㎡あたりの単価でお示しされていますが、建物投影面積で計算するのでしょうか？	建築面積だけでなく、必要となる敷地面積を含めて計算します。
218	入札説明書	資料 4-1	(2)					設置許可に係る 使用料	「利用者の利用・案内拠点となる施設を設け、公園内の活動を楽しむために求められる機能(情報発信、休憩、飲食等)」や「利用者に対して施設利用案内やイベント案内、利用プログラム案内等を行う窓口を整備した場合には、設置許可に係る使用料は必要となりますか。また、仮設の施設については使用料は必要となりますか。	市との協議によりますが、収益機能のある部分については、使用料を徴収します。また、使用料が必要な場合は、仮設でも徴収します。
219	入札説明書	資料 4-1	(2)					設置許可に係る 使用料	「設置許可に係る使用料とは、要求水準書第10 2 (2)イの民間収益施設を設置する場合に必要な使用料との認識でよろしいでしょうか。	設置許可は、要求水準書第10の2(2)イ(ア)(146ページ)が対象になります。要求水準書第10の2(2)イ(イ)(147ページ)は、管理許可になります。
220	入札説明書	資料 4-1	(2) (3)					設置許可・管理許 可に係る使用料	日額ではなく時間あたりにしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
221	入札説明書	資料 4-1	(3)					管理許可に係る 使用料	具体的にどのようなものが対象になるかご教示ください。	各施設内の部屋で収益事業を実施する場合などが対象となります。
222	入札説明書	資料 4-1	(3)					管理許可に係る 使用料	民間収益施設を設置し、月単位利用、日単位で利用をする場合、使用料はその単位に応じて支払うという理解でよろしいでしょうか。	管理許可区域を占有する場合は、その期間も許可(使用料支払い)の対象になります。
223	入札説明書	資料 4-1	(3)					管理許可に係る 使用料	使用料がかかる範囲は施設のみという理解でよろしいでしょうか。	必要となる敷地面積を含めて計算します。
224	実施方針	41						その他のリスク	陸上競技場の認定基準等変更による需要変動及び維持管理運営費用増大リスク は原則的に、市負担とする。とありますが、現時点(令和2年8月7日)の認定基準からの基準等の変更については、その変更に対応するための改修・整備費用等は原則市負担との解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書第1の4(10ページ)のとおりとします。
225	実施方針	41						維持管理運営に おけるリスク	修繕リスクの中の本事業において事業者の施工した箇所は事業者の主分担とありますが、陸上競技場のトラック部分等の競技者の利用による摩耗や損傷による修繕については、この事業者側の修繕リスクからは除外と考えてもよろしいでしょうか。	事業者が修繕を実施してください。なお、JAAF及びWAの検定に合わせた工事が必要です。過去の工事実績は、添付資料の追加として配布します。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
226	要求水準書							目次	第3 陸上競技場等にかかる設計要件の「2 構造計画にかかる要求水準」「3 建築設備にかかる要求水準」は、それぞれ「4 構造計画にかかる要求水準」「5 建築設備にかかる要求水準」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
227	要求水準書							用語の定義	応募者の定義が入札説明書と異なりますが、どちらが正しいでしょうか。	入札説明書の定義が正です。訂正します。
228	要求水準書	1						陸上競技施設利用図(案)	水濠は走路の内側でもよろしいでしょうか。	水濠は外側として下さい。
229	要求水準書	3	第1	1	(5)	ウ		公園の整備・運営	防災公園としての機能も併せて整備・運営を行うとありますが、具体的整備内容をご教示ください。	防災公園としての機能を併せもつ整備・運営の内容を削除します。要求水準書を修正します。
230	要求水準書	3	第1	3	(5)	ウ		公園の整備・運営	「防災公園としての機能も併せて整備・運営を行う」とあるが、その仕様や計画をご教示頂きたい。	No.229の回答を参照ください。
231	要求水準書	4	第1	3	(6)			事業範囲の公園整備施設	「東小広場」とありますが、「東小公園」の誤りではないでしょうか。パロマ瑞穂スポーツパークのHP及び現地看板には「東小公園」との記載になっています。要求水準書P9、21、28、77も同様に誤りではないでしょうか。	「東小広場」とあるのは、「東小公園」の誤りです。訂正いたします。
232	要求水準書	4	第1	3	(6)			事業範囲	整備業務対象となっていない施設についても、周辺の整備とのよりよい調和を図ることを目的として、最小限の改変をご提案して、採用可否をご判断いただく材料としていただくことは可能と考えてよいでしょうか。	整備業務対象は要求水準書のとおりです。
233	要求水準書	5	第1					諸室の要求事項一覧	競技関係者席は必要観客席数30,000席に含めてもよろしいでしょうか。	競技関係者席を必要観客席数に含めることは出来ません。
234	要求水準書	8	第1	3	(7)			事業方式	「設計及び建設期間中において・・・その使用料は減免とする」となっておりますが、無料で使用できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	要求水準書	8	第1	3	(7)			事業方式	設計及び建設期間中において、都市公園法第6条第1項の許可を与えその使用料は減免とするとありますが、陸上競技場等の建設地については使用料は免除されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	要求水準書	10	第1	4				遵守すべき法制度等	官庁営繕関係基準等などには建築保全業務共通仕様書なども含まれています。要求水準書前文にあるように法令遵守を前提とした上で、当該仕様書は参考とし、事業者が同等の水準として提案した計画について、市が認めた場合は要求水準の違反にあたらぬ点について確認させてください。	各種基準・指針等については準拠してください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
237	要求水準書	13	第1	4	(3)	エ		官庁宮繕関係基準等	外灯類は建築設備設計基準に準拠すると考えてよろしいでしょうか。	屋外照明、公園灯については、建築設備設計基準や名古屋土木工事標準仕様書に準拠ください。
238	要求水準書	15	第1	4	(5)	エ		その他の施設基準等	陸上競技ルールブックとの表記がありますが、現時点での最新版の2020年度版ということよろしいでしょうか。	現時点では2020年版となりますが、正誤表を含めて、常に最新の内容に準拠して下さい。 「施工期間中」に改訂となり、準拠するために計画内容を変更する必要がある場合は、市との協議により判断する事とします。
239	要求水準書	15	第1	4	(5)			その他の施設基準等	アジア競技大会の施設規定をご提示願います。	未定です。
240	要求水準書	16	第1	6	(1)	イ・ウ		要求水準の変更事由	設計及び建設等のタイミングにより変更が困難なことも予想されるため、変更の可否については協議させていただくことと考えてよろしいでしょうか。	変更については市と事業者の協議のもと決定します。
241	要求水準書	17	第1	7				事業期間終了後の要求水準	事業終了後2年以内もしくは事業終了後1年以内は大規模な修繕又は更新が必要とならない状態とは、判定基準が不明確です。状態の判定基準をお示しください。	事業期間終了時は施設の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で市に明け渡すこととし、陸上競技場等については少なくとも事業終了後2年以内、その他の施設については事業終了後1年以内は、建築物、建築設備等の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、明け渡し時の状態について市と協議を行うこととしています。
242	要求水準書	17	第1	7				事業期間終了時の要求水準	「陸上競技場については少なくとも事業終了後2年以内、その他の施設については事業終了後1年以内は、大規模な修繕又は更新が必要とならない状態を基準に…」とありますが、陸上競技場は竣工後15年を超過するため大規模修繕が発生する可能性が高いと考えられ、またその他の施設は既に老朽化がしていますが本事業では大規模修繕は業務範囲外になっています。これに対応する修繕費をあらかじめ事業費に見込むことは事業費が過大になりますので、本項目は削除して頂きたいと思います。	原案のとおりとします。
243	要求水準書	19	第2	1	(2)	ア	(ア)	建築整備施設	観客席は原則30,000席以上とありますが、30,000席未満でも許容される条件があれば、ご教示ください。	特にありません。原則30,000席以上としてください。
244	要求水準書	19	第2	1	(2)	ア	(ア)	建築整備施設	延床面積約64,000㎡とありますが、駐車場等の配置で大きく増減するため、容積対象延べ面積と捉えてよろしいでしょうか。	延べ面積は建築物の各階の床面積の合計として提案してください。
245	要求水準書	19	第2	1	(2)	ア	(ア)	建築整備施設(観客席)	5000席の仮設席の配置について、パイプ椅子程度のサイズの椅子を平置きで配置するとして考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満たした上で提案してください。
246	要求水準書	20	第2	1	(2)	ア	(ア)	屋外トイレ	屋外トイレ撤去に伴い、官庁への撤去申請は別途必要でしょうか。	法令に準じて手続きしてください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
247	要求水準書	20	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設	宿泊研修棟の1階旧食堂は、参考資料9のNo.07の1階平面図にある「レストラン」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	要求水準書	21	第2	1	(3)			施設要件等土地に関する事項	地域地区＞高度地区の「20m高度地区」につきまして、「31m高度地区」との境界位置は、現在の団地内通路の通路中心線と考えてよろしいでしょうか。	用途地域及び高度地区については、瑞穂公園マスタープランp.12 3瑞穂公園整備の考え方 (3)公園整備のための行政手続き等に記載のように変更する予定です。
249	要求水準書	21	第2	1	(3)			施設要件等土地に関する事項	地域地区＞高度地区の「20m高度地区」につきまして、団地内通路位置を動かした場合、高度地区境界位置を変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。	No.248の回答を参照ください。
250	要求水準書	22	第2	1	(4)			敷地及び既存建物の現況	都市公園内建築面積および都市公園内運動施設面積の建蔽率の分母となっている値をご教示ください。また敷地面積(一団地認定区域面積)の値と、添付資料4の合計値に相違がありますがどちらが正しいでしょうか。	現状の建蔽率の分母となっている値は、参考資料8に示すとおりです。敷地面積(一団地認定区域面積)の添付資料4との相違については、H30年に市で測量を行った結果によるものとしたためです。
251	要求水準書	22	第2	1	(5)			都市計画等の変更予定	「特別用途地区「スポーツ・レクリエーション地区(仮称)」を都市計画決定し、観覧場及び駐車場の用途制限を緩和する」につきまして、想定している緩和後の用途制限の内容をご教示ください。	観覧場の用途制限と駐車場の面積要件を緩和する予定です。なお、駐車場については階数の緩和は予定していません。また、観覧場については面積等の制限は予定していません。
252	要求水準書	22	第2	1	(5)			都市計画等の変更予定	「公園整備の進捗に伴い、一部用途地域等の変更を予定する」につきまして、想定している変更後の用途地域等の内容をご教示ください。	No.248の回答を参照ください。
253	要求水準書	22	第2	1	(5)			都市計画等の変更予定	「必要条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合を緩和する」につきまして、想定している緩和後の割合をそれぞれご教示ください。	瑞穂公園条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合(10%)、運動施設の敷地の割合(50%)を緩和する予定です。どの程度緩和するかについては、提案により、基本設計の段階で協議します。
254	要求水準書	22	第2	1	(5)			都市計画等の変更予定(令和3~4年度予定)	特別用途地区による用途制限の緩和について、現時点で想定されている整備計画がありましたらご教示いただきたいです。また予定地は施設用地でしょうか。	特別用途地区スポーツレクリエーション地区(仮称)については、瑞穂公園マスタープランp.12 3瑞穂公園整備の考え方 (3)公園整備のための行政手続き等に記載のように決定する予定です。
255	要求水準書	22	第2	1	(5)			都市計画等の変更予定(令和3~4年度予定)	「必要条例を改正し、運動・共用施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合を緩和する」と記載がありますが、今回の提案においては建蔽率の上限値はないものと考えてよろしいでしょうか。	瑞穂公園条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合(10%)、運動施設の敷地の割合(50%)を緩和する予定です。どの程度緩和するかについては、提案により、基本設計の段階で協議します。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
256	要求水準書	22	第2	1	(5)			地質・土壌状況	以下の具体的な変更内容をご教示ください。 ・特別用途地区「スポーツ・レクリエーション地区(仮称)」を都市計画決定し、観覧場及び駐車場の用途制限を緩和する。 ・公園整備の進捗に伴い、一部用途地域等の変更を予定する。 ・必要条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合を緩和する。	No.248及びNo.251の回答を参照ください。
257	要求水準書	23	第2	2	(2)			陸上競技場等の施設内容	「観覧関連施設」において「下層スタンドから競技エリア上へ直接避難可能な経路を確保する。」とありますが、競技エリアへの避難経路なしに避難計画が成立すれば確保しなくてよいと考えてよろしいでしょうか。	避難計画に関わらず、下層スタンドから競技エリア上へ直接避難可能な経路は確保して下さい。
258	要求水準書	24	第2	2	(1)			陸上競技場等の施設内容	「駐車場関連施設」において「十分な安全性が確保されたVIP、VVIP専用の出入口、車路」とありますが、VIP・VVIP車両とそれ以外の車両とは別の専用出入口と車路を整備するということでしょうか。 また、VIPとVVIPの出入口、車路、駐車スペースは兼用してよろしいでしょうか。	VIP・VVIPの車両とそれ以外の車両の敷地への出入口・構内車路は、それ以外の者が利用するものとは別に計画することが望ましいですが、VIP・VVIPの十分な安全性が確保され、円滑な移動・運用が可能な場合においては、それらの一部を兼用して計画する事を可能とします。 また、VIPとVVIPについても、十分な安全性が確保され、円滑な移動・運用が可能な場合においては、それらの一部を兼用して計画する事を可能とします。
259	要求水準書	24	第2	2	(2)			地質・土壌状況	自らの費用負担により地質調査を行うことも可能とするとありますが、サービス購入料の対象にはならないということでしょうか。	サービス購入料AまたはBの対象になります。
260	要求水準書	24	第2	2	(3)			周辺道路	敷地範囲外の道路の整備はどこまでの範囲を整備できますでしょうか？	本事業区域外の施設を整備する提案は可能としますが、本事業区域内の整備に伴う必要最小限の範囲とします。なお整備の可否については関係機関との協議によります。本事業区域外の施設整備等に要する費用も含めてご提案ください。
261	要求水準書	25	第2	2	(4)	ア	(4)	上水道	既設引き込みが北側道路よりと記載されていますが、参考資料の陸上競技場の図面では南西となっています。現状の引き込み位置をご指示下さい。	参考資料の図面を正とします。訂正いたします。
262	要求水準書	25	第2	2	(4)			インフラ整備状況	雨水排水用電動ゲートの名称と位置をご教示いただけませんでしょうか。	雨水排水用電動ゲート1は、「参考資料09 現況施設一覧及び施設図面(建設当初設計図)」のうち「06 瑞穂公園陸上競技場雨水対策排水ガス工事設計図」におけるNo.1ゲートの位置となります。雨水排水用電動ゲート2は、雨水排水用電動ゲート1に隣接します。雨水排水用電動ゲート4は、No.2ゲートとなります。「雨水流出抑制槽排水システムモデル図」を参考にしてください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
263	要求水準書	25	第2	2	(4)			インフラ整備状況	陸上競技場西側の雨水排水用電動ゲート4の位置と仕様が不明です。ご指示下さい。	No.262の回答を参照ください。
264	要求水準書	25	第2	2	(4)			インフラ整備状況	「事業区域周辺のインフラ接続位置及び費用負担等については、事業者の判断と責任において、管理者又は供給業者への確認、調整を行い、事業者の提案をもとに市と協議の上、行うこと。また、接続にあたっての工事費用、その他の初期費用等が必要者負担となる場合には、事業者の負担とする。」との記載があります。費用を試算することができないため、提案価格からの増減は市との協議対象という理解で宜しいでしょうか。	増減に関わらず、事業者負担として計画して下さい。
265	要求水準書	25	第2	2	(4)			インフラ整備状況	「廃道箇所などの事業予定内にある既設インフラの移設が必要な場合は、事業者の負担とする。」との記載があります。費用を試算することができないため、提案価格からの増減は市との協議対象という理解で宜しいでしょうか。	増減に関わらず、事業者負担として計画して下さい。
266	要求水準書	26	第2	2	(4)	イ	(カ)	下水道	「下水道管理者による下水道更新工事を予定している。」とありますが、その時期はいつ頃でしょうか。	陸上競技場東側にある下水本管は、陸上競技場及び周辺施設の計画に基づき、下水本管の切廻工事が想定されます。本事業における基本設計の平面計画に基づき、下水道管理者による下水道更新工事を計画します。陸上競技場東側道路の切廻道路への下水本管整備が想定されるため、切廻道路の整備と同時期、同調しての下水本管整備が見込まれます。下水道更新工事の範囲は、陸上競技場東側道路の北側一部に合わせ、緑陰広場の横断道路、緑陰広場の東側道路において計画されています。
267	要求水準書	26	第2	2	(4)	イ	(カ)	下水道	「下水道管理者による下水道更新工事を予定している。」とありますが、整備範囲・概要をご教示ください。	No.266の回答を参照ください。
268	要求水準書	26	第2	2	(4)	イ	(カ)	下水道	緑陰広場周辺において、下水道更新工事を予定されているとありますが、予定地を具体的にご教示いただけませんかでしょうか。	No.266の回答を参照ください。
269	要求水準書	26	第2	2	(4)			下水道	「下水道管理者による下水道更新工事を予定している。」とありますが、具体的な整備範囲やスケジュールをご教示頂けませんでしょうか。	No.266の回答を参照ください。
270	要求水準書	26	第2	2	(5)			埋蔵文化財の状況	現地状況に鑑み計画・施工を変更した場合、当該埋蔵文化財の状況が参考資料より予見することができないもの場合は、当該計画・施工方法の変更に伴う費用負担は貴市の負担としていただきたく存じます。	参考資料より予見することができず、かつ、事業者にて必要な調査を行ったにもかかわらず埋蔵文化財の状況を鑑み、計画・施工方法の変更が発生した場合に生じる追加費用の負担については、基本的には市の負担となりますが、詳細については、市との協議によります。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
271	要求水準書	26	第2	2	(6)			現存する記念品	記念品の移設先は、要求水準書案では市が決定するものですが、事業者が決定の判断を行うように読み取れます。その理解でよろしいでしょうか？	各記念品の移設先は、事業者により事業区域内にて移設先を提案し、解体工事着手までに市と協議の上、決定となります。
272	要求水準書	27	第2	2	(7)			添付資料9「移設品等一覧」の樹木について	公園内の指定場所へ移植とありますが、場所は決まっていますか。	周辺の緑との連続性確保を考慮し、事業者により提案ください。
273	要求水準書	27	第2	2	(7)			既存樹木	移植先について「公園内の指定の場所」とはどこでしょうか。ご教示ください。	No.272の回答を参照ください。
274	要求水準書	30	第2	3	(2)			責任者	全体統括責任者と各業務責任者の資格条件はありますでしょうか。また、管理技術者等との兼務は可能でしょうか。	前段については、全体統括責任者の資格条件はありません。各業務責任者は、業務実施にあたり必要な資格を有するものを配置してください。後段については、可能です。
275	要求水準書	30	第2	3	(2)			責任者	全体統括責任者の定義をご教示ください。	全体統括責任者とは、要求水準書第11の2要求水準に記載の業務を実施する者です。
276	要求水準書	31	第2	1	(3)	ウ		業務計画書	「業務計画書」の提出について各年度開始日の60日前までに提出することになっていますが、初年度においては年度の途中から開始となることも想定されますがその場合は「業務開始の60日前までに提出」という解釈でよろしいでしょうか。	市が必要と認めるときは「業務計画書」提出時期を変更できるものとし、事業契約書において修正します。
277	要求水準書	31,32	第2	3	(3)	エ	(ウ)	年次業務報告書	「年次業務報告書」の提出時期等が、翌年度の4月の第2月曜日までとありますが、業務決算等、書類によっては提出が困難であると思われます。提出日についての協議はできますでしょうか。	提出が難しいものについては、市と協議してください。
278	要求水準書	32	第2	3	(3)	エ	(ウ)	年次業務報告書	(ウ)年次業務報告書の説明文中に「維持管理運営業務を除く」とあり、他の報告書には記載がありませんが、その意図をご教示ください。	維持管理運営業務については、要求水準書140ページ「ケ事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること」に従います。
279	要求水準書	32	第2	3	(4)	ア	(イ)	基本事項	「各部位」とありますが、部位の設定は、提案に任せると理解してよろしいでしょうか。	各部位というのは、全ての工種を想定しており、市が設定します。
280	要求水準書	32	第2	3	(4)	イ	(イ)	要求水準確認計画書の作成	要求水準確認計画書について、(イ)に記載のチェックリスト(自由書式)の添付以外に貴市が求める記載事項・項目があればご教示ください。特段指定の記載事項・項目が無いのであれば、こちらも自由書式で事業者にて作成し、貴市の承諾を得るといった認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、協議により、記載事項・項目の追加・変更をお願いする場合があります。
281	要求水準書	32	第2	3	(4)	イ		要求水準確認計画書の作成	要求水準確認計画書の作成については、整備業務のみならず、維持管理運営業務を含む本事業内すべての業務が対象となるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
282	要求水準書	33	第2	3	(6)			保険の付保	当該保険については、事業者又は当該業務を実施する者が保険契約者になれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	要求水準書	34	第3	1	1			地域性	地域、地場の定義をご教示ください。(例えば瑞穂区、名古屋市、尾張、愛知県)	主に愛知県を想定しています。
284	要求水準書	35	第3	1	2	4		基本要件(省エネルギー・省資源)	CASBEE Sランク取得の場合は、第3者認証を必要とし、Aランクの場合は不要と捉えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	第3者認証はランクにかかわらず必要です。
285	要求水準書	36	第3	1	3	1		基本要件(耐震)	「構造計画にかかる基本要件」はP48の「構造計画にかかる要求水準」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
286	要求水準書	37	第3	1	4	3		ユニバーサルデザイン	前回の質疑回答により、5団体かつ回数は事業者によるものと考えてよろしいでしょうか	各種団体は市が選定し、回数は市と協議の上、決定します。
287	要求水準書	38	第3	1				耐久性	「設計耐用年数は80年とし」とありますが、60年が現実的だと考えます。建設コストに直結する部分ですので、再考をお願いします。	原案のとおりとします。
288	要求水準書	42	第3	2	(4)	ソ		サイン計画	ネーミングライツは、そのまま使用ができるものとして見積してよろしいでしょうか。ご指示下さい。	ご理解のとおりです。ただし、建設予定地内、瑞穂公園内又は事業者の提案地において、事業者の責任で再使用できるよう適切に管理を行い、故障・破損等があった場合は、補修を行ったうえで再設置してください。
289	要求水準書	42	第3	2	(4)	ソ		サイン計画	ネーミングライツに関するサインは再利用できる前提とされていますが、既存のサインが故障・破損等していた場合、補修費用等の処置責任は事業者には無いと考えて宜しいでしょうか。	補修を行ったうえで再設置してください。建設予定地内、瑞穂公園内又は事業者の提案地において、事業者の責任で再使用できるよう適切に管理を行ってください。
290	要求水準書	43	第3	2	(5)	ク		陸上競技場等外構計画	「イベント開催時の入場待機列を考慮して、待機スペースを計画すること。」につきまして、「既存陸上競技場における実績(参考資料19「Jリーグ入場待機列実績)」」では主に散策路や歩道及び建物沿いに待機列が作られています。南児童園などの広場を使われなかった理由がありましたらご教示ください。	他の公園利用者に配慮して計画しています。
291	要求水準書	43	第3	2	(6)			警備計画	陸上競技場の警備計画について記載がありますが、公園全体の夜間警備について警備員の常駐箇所及び警備体制と、公園内のITVなど警備設備についてご教示ください。また陸上競技場等で施設常駐警備員は配置しているのでしょうか。配置があれば人数と時間をご教示ください。	夜間警備については、要求水準書129ページを満たすように提案してください。また、現状の夜間警備は、常駐1人(宿泊がある場合は2人)及び機械警備です。(前回の要求水準書(案)質問No.466の回答を訂正いたします。)
292	要求水準書	43	第3	2	(6)			警備計画	現状で機械警備が設置されている施設があればご教示ください。	安全上の理由で非開示とします。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
293	要求水準書	43	第3	2	(7)			関係する施設基準等の適用範囲	関係する各施設基準と要求水準書の内容に齟齬がある場合、どちらを優先すればよろしいでしょうか。	関係する施設基準等の適用項目等において、対応が困難な内容については、市と協議の上、その対応を判断・決定します。
294	要求水準書	44	第3	2	(7)	カ		関係する施設基準等の適用範囲	「陸上競技場における対応が困難な内容については市との協議」との旨記載がありますが、かかる協議はいつ行えばよろしいでしょうか。また、提案後に協議を行う場合、協議結果次第では提案内容と実施設計内容が異なることもやむを得ないという認識でよろしいでしょうか。	基本設計時に協議を行ってください。
295	要求水準書	44	第3	3	(2)	ア	(7)	競技エリア・用途	陸上競技、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボールの試合開催が想定されているが、それに付随する業務を行った場合、指定管理者側の人件費や諸経費は、それぞれの主催者団体が負担してもらえるのかご教示頂きたい。	主催者団体による指定管理者の人件費や諸経費の負担はありません。
296	要求水準書	44	第3	3	(2)	ア	(7)	用途	d ジャパンラグビートップリーグの公式戦を開催する。とありますが、国際大会などを想定はされていますか。またワールドカップラグビーと同様な仕様を求められるようなことはありますか。	ジャパンラグビートップリーグの開催が可能となる仕様としてください。
297	要求水準書	44	第3	3	(2)	ア	(イ)	ダッグアウト	「a 競技エリアとダッグアウトは段差が無く、車いす等が円滑に出入りできる構造とする。 b メインスタンド側ダッグアウトの奥行きは、2.0m 以上確保する」とありますが、段差無しはメインスタンド側に適用と考えてよろしいでしょうか。	競技者及び大会関係者がダッグアウト及び室内から競技エリアへ出入りする部分については、全周で段差の無い計画として下さい。
298	要求水準書	44	第3	3	(2)	ア	(ウ)	仕様上の特記事項	a JAAFの新設第1種公認競技場(多目的)及びWAのCLASS2認証陸上競技場とする。とありますが、2020年8月7日現在のルールに則った仕様とのことでよろしいでしょうか。	公認検定時の基準に則った仕様とする必要があります。
299	要求水準書	44	第3	3	(2)	ア	(ウ)	陸上トラック	陸上トラックの直走路は、JAAFで推奨されている82m～84.5mの範囲での提案としてよろしいでしょうか。上記に合せ、芝生サイズの変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	直走路は80.0mとして計画して下さい。
300	要求水準書	44	第3	3	(2)	ア	(ウ)	仕様上の特記事項	b 「…直線路は80.0m、9レーンとする。」とありますが、日本陸連に定める基本仕様では「直線路82m～84m500を推奨する」となっておりますが80mでよろしいでしょうか。	No.299の回答を参照ください。
301	要求水準書	45	第3	3	(2)	ア	(ウ)	仕様上の特記事項	c の項目に芝生サイズは長さ107m、幅71mとありますが、全国で47ヶ所以内の第1種多目的仕様の競技場として、JAAFから了解を頂いているとの解釈でよろしいでしょうか。	現時点ではいただいていません。
302	要求水準書	45	第3	3	(2)	ア	(ウ)	h. 競技エリア関連施設仕様上の特記事項	「現在の芝養生場」につきまして、位置及び範囲と面積をご教示ください。	ラグビー練習場東側のフェンスで囲まれた部分です。面積は約400㎡です。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
303	要求水準書	45	第3	3	(2)	イ	(イ)	d.動線計画 配置上・動線配置 上の留意点	「競技エリアから陸上競技場外へ直接出入り可能な経路を計画」につきまして、既存競技場から山手グリーンロードへの道路切り開き位置を変更する場合、中央分離帯の着脱式抑止柵の付替えは「添付資料03 計画範囲図」に従い、本事業対象外となりますでしょうか。	No.260の回答を参照ください。
304	要求水準書	45	第3	3	(2)	ウ	h	仕様上の特記事項	現在の圃場の位置のご提示願います。	No.302の回答を参照ください。
305	要求水準書	46	第3	3	(3)	イ		VIP関連諸室	VVIPエリアから競技関連エリアへの直通経路を設けるとありますが、観客スタンド経由の経路を想定していますでしょうか。	スタンドを経由しない経路を想定しています。
306	要求水準書	46	第3	3	(3)	ウ		VIP関連諸室	アジア競技大会開催時は、VIPエリア及びVVIPエリアはそれぞれに専用経路を有する旨記載がありますが、車両動線及び縦動線についてはVIP及びVVIP兼用とすることも可能と考えてよろしいでしょうか。	車両動線は兼用可能とします。 縦動線については、運用により交差を避けられる計画のみ可能とします。
307	要求水準書	46	第3	3	(3)	ウ		VIP関連諸室	アジア競技大会開催時にはビジネスシート及びビジネスシート専用エリアは設置しないと考えるとよろしいでしょうか。	設置しない事を想定していますが、提案により設置する事は可能です。
308	要求水準書	46	第3	3	(4)	イ		駐車場関連施設	「必要台数を検討の上」とありますが、要求水準書(案)で示された82台より少なくとも認められるとの理解でよろしいでしょうか。	必要台数を検討の上、提案してください。
309	要求水準書	46	第3	3	(4)	エ		駐車場関連施設	自転車駐車場に屋根は不要とするとよろしいでしょうか。	提案してください。
310	要求水準書	46	第3	3	(4)	エ		陸上競技場等 駐車場関連施設	「必要な自転車駐車場を設置」につきまして、「参考資料05 交通量調査報告書」に自転車利用者数の記載がございません。既存競技場運用時点での想定必要自転車駐車場台数をご教示ください。	300～400人程度を想定しています。
311	要求水準書	46	第3	3	(5)	ア	(イ)	用途	「、キッチンカーやブースの設置スペースとして利用する」とありますが、過去の実績、今後の計画について教えてください。	Jリーグの試合開催時に約4,000㎡の行為許可を取ってイベントを行っています。今後の計画も同様の使用を想定しています。
312	要求水準書	46	第3	3	(5)	ア	(エ)	用途	「VIP及びVVIP、ビジネスシート利用者のアプローチ空間として…」とありますが、動線が適切に区分され、防犯面に特に配慮された安全で円滑な経路であれば、VIP及びVVIP、ビジネスシート利用者は、必ずしもデッキからのアプローチでなくても構わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	要求水準書	46	第3	3	(5)	ウ	(ウ)		「コンコース沿いの売店等への」とありますが、コンコース沿いとは、どこでしょうか？	競技場内における観客エリアの主動線となるコンコースに面した、あるいは近接した部分を指しています。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
314	要求水準書	47	第3	3	(6)	イ	(ア)	南連絡橋	既存連絡橋と同じ位置に接続する、とありますが、安全性や動線円滑性に支障がない範囲で、ラグビー場敷地における既存連絡橋及び市道八勝通線上の既存連絡橋とは異なる位置に設置する提案としてよろしいでしょうか。同じ位置とする理由があればご教示いただけますでしょうか。	陸上競技場の配置や外構計画及び動線計画に合わせて、その幅員と位置を提案ください。
315	要求水準書	47	第3	3	(6)	イ	(ア)	南連絡橋	ラグビー場敷地にある既存雨水貯留槽及び排水管の位置をご教示いただけますでしょうか。	ラグビー場北側に雨水調整槽及び排水管が所在することは承知していますが、上下水道局が所管しており、詳細な位置等は把握していないため、施設管理者にお問合せください。
316	要求水準書	47	第3	3	(6)	イ	(ア)	南北連絡通路	デッキスペースに接続し、ラグビー場敷地における既存連絡橋と同じ位置に接続するとありますが、要求水準書(案)に関する質問への回答P7-N0.75に「陸上競技場の配置や外構計画及び動線計画に合わせて、その幅員と位置を提案してください。」とあります。質疑回答を正としてよろしいでしょうか。	No.314の回答を参照ください。
317	要求水準書	47	第3	3	(7) (8)			廃道	廃道予定部分の記載が追加されてますが、廃道自体は貴市で行い、事業者は廃道箇所の園路の整備を行うという理解でよろしいでしょうか？	廃道に係る行政手続きは、本市において実施します。ただし、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行っていただきます。廃道箇所の園路の整備は事業者にて行ってください。
318	要求水準書	48	第3	2				構造計画にかかる要求水準	「2 構造計画にかかる要求水準」とありますが、「4 構造計画にかかる要求水準」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
319	要求水準書	48	第3	3	(2)			市道師長田辺下山町中線(廃道予定部分のみ)	瑞穂橋からの菖山超第16号線の延長である市道師長田辺下山町中線はこども広場の南西、師長町西線との交差点までが廃道になるという認識でよろしいでしょうか。また当中項目は(2)ではなく(8)の誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
320	要求水準書	49	第3	2	(4)	ウ		荷重	アジア競技大会の開閉会式のイベント時の音響、映像、照明設備等を一時的に設置とありますが荷重条件が不明です。ご指示下さい。	現時点では未定です。大規模イベントを想定の上、事業者にて設定して提案してください。その後、市との協議によります。
321	要求水準書	49	第3	2	(4)	ウ		構造計画にかかる要求水準 その他	イベント時の屋根架構への設備設置を考慮した積載荷重に関して、想定される荷重値または設備機器を提示していただけないでしょうか。また当中項目は2ではなく4の誤植でしょうか。	No.320の回答を参照ください。項目については、ご理解のとおりです。訂正いたします。
322	要求水準書	49	第3	3				建築設備にかかる要求水準	「3 建築設備にかかる要求水準」とありますが、「5 建築設備にかかる要求水準」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
323	要求水準書	49	第3	3	(1)	ア	(ケ)	電気設備の浸水対策	受変電設備配置において、屋内かつ2階以上に設置と記載がありますが、架台等による嵩上げにより1階に配置することは可能でしょうか。	2階以上の屋内に設置してください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
324	要求水準書	49	第3	3	(1)	ア	(ケ)	基本方針	「…等の主要設備は、屋内に設置すると共に、2階以上に設置し」とありますが、浸水リスクに応じた浸水対策が適切に講じられていれば、必ずしも2階以上に設置しなくても構わないと理解してよろしいでしょうか。	2階以上の屋内に設置してください。
325	要求水準書	50	第3	3	(1)	イ	(イ)	電灯幹線設備	アジア大会含め電源車から競技エリアレベルの配線ルートとありますが、最大の電源車想定台数、電源車容量をご指示下さい。 また当大項目は3ではなく5の誤植でしょうか。	No.320の回答を参照ください。 項目については、ご理解のとおりです。訂正いたします。
326	要求水準書	50	第3	3	(1)	イ	(イ)	電灯幹線設備	エネルギー管理用の電灯幹線の一般電力量計は分電盤、電源盤に設置するとありますが、必要箇所に適宜設置すると読み替えて宜しいでしょうか。ご指示下さい。	維持管理運営も踏まえた上で必要箇所に適宜設置として提案してください。
327	要求水準書	50	第3	3	(1)	ウ	(ア)	競技用照明設備	仮設照明は別途工事とありますが、電源について別途電車と考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	別途電源車として結構です。
328	要求水準書	51	第3	3	(1)	ウ	(イ)	d.競技用照明設備	LED器具の場合は保守率0.8としてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	LED器具の場合は、ご理解のとおりです。
329	要求水準書	53	第3	3	(1)	ケ	(サ)	受変電設備	仮設用の変電設備の設置スペースを計画するとありますが、変電想定容量想定があればご指示ください。	事業者にて想定の上、提案して下さい。
330	要求水準書	53	第3	3	(1)	ケ	(シ)	受変電設備	接続スペースを確保とありますが、システムが不明です。ご指示下さい。	事業者にて想定の上、提案して下さい。
331	要求水準書	53	第3	3	(1)	ケ	(シ)	受変電設備	アジア大会時の仮設発電機対応について、供給電源容量や電源車台数をご指示ください。	事業者にて想定の上、提案して下さい。
332	要求水準書	53	第3	3	(1)	ケ	(シ)	受変電設備	電源車用のケーブルラックはアジア大会時に設置するものとし、スペースを確保するものと考えて宜しいでしょうか。必要寸法を含めご指示ください。	スペースのみを確保するものとして下さい。 必要寸法については、事業者にて想定の上、提案して下さい。
333	要求水準書	54	第3	3	(1)	サ	(オ)	発電設備	鍵付き接続盤を競技場内に複数台設置とありますが、用途・容量が不明です。ご指示ください。	停電時における競技場管理者の活動に支障が無いように、施設内に分散配置させる事を意図しています。 これらの配置・台数・容量については、事業者にて想定の上、提案してください。
334	要求水準書	54	第3	3	(1)	ス	(イ)	情報通信設備	臨時回線を確保することとありますが、一般回線か光回線か指定はございますか。また、何回線を想定されていて、その際の経費負担は名古屋市と考えてよろしいですか。	光回線として下さい。 回線数は事業者にて想定し、事業者負担となります。
335	要求水準書	54	第3	3	(1)	ス	(エ)	情報通信設備	高密度Wi-fi設備の整備について、通信可能エリア等の想定はございますか。	倉庫や器具庫を除く、全ての来場者が利用するエリア全域を想定しています。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
336	要求水準書	54	第3	3	(1)	ス	(オ)	情報通信設備	アジア競技大会用(通信設備用)の電源ケーブル配線ルートとありますが、スペースサイズが不明です。ご指示ください。	事業者にて想定の上、提案して下さい。
337	要求水準書	54	第3	3	(1)	セ	(ア)	構内交換設備	各諸室及びその他の本施設間で電話連絡が可能とありますが、その他の本施設の該当室が不明です。ご指示ください。	現状と同様に電話連絡が可能となるようにしてください。
338	要求水準書	55	第3	3	(1)	セ	(イ)	構内交換設備	臨時回線を確保することとありますが、一般回線か光回線か指定はございますか。また、何回線を想定されていて、その際の経費負担は名古屋市と考えてよろしいですか。	光回線として下さい。 回線数は事業者にて想定し、事業者負担となります。
339	要求水準書	56	第3	3	(1)	チ	(サ)	競技場用放送設備	自立式スピーカーの設置基準等をご提示願います。	競技エリア及び観覧席に十分に放送が届くように設置してください。 また、場外への音漏れを最小にするように配慮してください。
340	要求水準書	56	第3	3	(1)	ナ	(ア)	大型映像装置	大型映像装置の想定サイズがあればお示し下さい。	各種の規定を満たし、全ての席から表示する映像・文字情報を視認可能な大型映像装置の仕様を設定し、それに基づいたサイズとして下さい。
341	要求水準書	57	第3	3	(1)	ナ	(カ)	大型映像装置	北陸上競技場に別途新設される大型映像装置を陸上競技場から操作できるようにとありますが既設管路はあるものと考えて宜しいでしょうか。ご指示下さい。	既設管路はあります。詳細は設計時に検討してください。
342	要求水準書	57	第3	3	(1)	ネ	(イ)	インカム設備	現状のインカム設備の仕様が不明です。ご指示下さい。	・無線 使用周波数:1900MHz帯 35波 通信方式:マルチキャリアTDMA-TDD方式 空中線電力:10mW以下 多重数:4多重 周波数切替:水晶制御によるシンセサイザ方式
343	要求水準書	57	第3	3	(1)	ノ	(ウ)	陸上競技システム	「陸連システムは連携できるように計画」とありますが、「陸連システム」とはどのようなシステムか、ご教示いただけませんかでしょうか。	陸上競技システムの誤りです。訂正いたします。
344	要求水準書	57	第3	3	(1)	ノ	(ウ)	陸上競技システム	北陸上競技場の陸連システムの仕様・メーカーを教えてください。	陸上競技システムの誤りです。訂正いたします。
345	要求水準書	59	第3	3	(2)	イ	(ア)	屋外用エレベーター	「地上部から各エントランスへの経路には・・・屋外用エレベーターをそれぞれ1基以上」とありますが、屋外用エレベーターは、1基以上あればよいという理解でよろしいでしょうか。	エントランス毎に1基以上を計画して下さい。複数のエントランスが同じ床面で連続する場合においても、各エントランスの近傍に1基以上のエレベーターを計画して下さい。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
346	要求水準書	59	第3	3	(2)	ウ	(ア)	エスカレーター	動線円滑性に支障がなければエスカレーターがない計画としてもよろしいでしょうか。	障がい者や高齢者あるいはVIPなどの様々な来場者を想定し、それらの利便性や安全性について問題がない場合は、エスカレーターがない計画も可能とします。
347	要求水準書	59	第3	3	(2)	ウ	(ア)	エスカレーター	「エスカレーターの設置を検討する」とありますが、エスカレーターは必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	No.346の回答を参照ください。
348	要求水準書	61	第3	3	(3)	エ	(エ)	自動制御設備	「既存競技場解体前に仮移設した総合監視設備の機能」とありますが、当該仮移設は、事業者の業務範囲ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。令和2年度中に市で仮移設する予定です。
349	要求水準書	63	第3	3	(3)	ク	(イ)	排水設備	ガソリントラップの設置は、新スタジアムのこととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。第3は陸上競技場等にかかる設計要件です。
350	要求水準書	64	第3	3	(3)	サ	(ア)	消火設備	特例申請を行わないとする理由をお教えてください。	本事業終了時に、指定管理者の引継ぎを円滑に行えると考えためです。
351	要求水準書	64	第3	3	(3)	サ	(ア)	消火設備	消防の特例申請を行わない理由をご提示願います。	No.350の回答を参照ください。
352	要求水準書	64	第3	3	(3)	セ	(ア)	厨房設備	「テナントにて設置する」とありますが、このテナントは事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
353	要求水準書	64	第3	3	(4)	ア	(ア)	AED設備	ここでいうAEDの設置は、新スタジアムのこととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。第3は陸上競技場等にかかる設計要件です。なお、現在のリース期間内は、事業者の負担で消耗品の交換をしてください。リース期間終了後は、事業者がリース契約等をしてください。
354	要求水準書	65	第4	2	(1)			宿泊研修棟	宿泊棟改修等は競技大会後の実施なのでしょうか。	イ 整備内容 (ア)については、アジア競技大会後の工事着手となります。その他については、令和5年4月以降の工事着手となります。
355	要求水準書	65	第4	2	(1)			宿泊研修棟	宿泊研修棟について3階宿泊室の利用状況をご教示ください。	要求水準書の参考資料に記載済みです。
356	要求水準書	65	第4	2	(1)			宿泊研修棟	宿泊研修等について、MIZUHOスタジオの利用状況をご教示ください。	平成30年度の利用は638件です。
357	要求水準書	65	第4	2	(1)			宿泊研修棟	宿泊研修棟について、1階レストランをスタジオに改修した経緯をご教示ください。	現指定管理者の提案によります。
358	要求水準書	65	第4	2	(1)	イ	(ア)	整備内容	「3階宿泊研修室や1階旧食堂等について、市民意見等をもとにした全面改修等を行う」につきまして、整備内容を特定できないため、想定する対象範囲を「参考資料9 07」にてご提示ください。	3階宿泊研修室及び1階旧食堂部分です。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
359	要求水準書	65	第4	2	(1)	イ	(ア)	整備内容	「3階宿泊研修室や1階旧食堂等について、市民意見等をもとにした全面改修等を行う」につきまして、「3階宿泊研修室」は参考資料9「現況施設一覧及び施設図面(建設当初設計図)」の「3階食堂、準備室」は含まないと考えてよろしいでしょうか。	含みます。
360	要求水準書	65	第4	2	(1)	イ	(ア)	整備内容	宿泊研修棟の整備内容として、一部の壁撤去等の改修は可能でしょうか。	法令や要求水準を満たした上で可能です。
361	要求水準書	65	第4	2	(1)	イ	(ア)	整備内容	「3階宿泊研修室や1階旧食堂等について、市民意見等をもとにした全面改修等を行う」につきまして、「旧食堂等」は参考資料9「現況施設一覧及び施設図面(建設当初設計図)」の「レストラン、厨房、食品庫、更衣室、従業員便所、風除室(2)」を指していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
362	要求水準書	65	第4	2	(1)	イ	(イ)	整備内容	宿泊研修棟の各階トイレの改修・更新の対象には、弓道場便所・屋内プール用便所・市民プール用便所・従業員用便所も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	要求水準書	65	第4	2	(1)	イ	(ウ)	整備内容	(ウ) 1階エントランスホール天井及びトップライトの漏水及び結露対策を行う。とありますが、トイレの改修時期に行うのでしょうか、または、宿泊研修室の改修時期に行うのでしょうか。	No.354の回答を参照ください。
364	要求水準書	65	第4	2	(1)	イ	(エ)	整備内容	(エ) 屋上及び屋根部分の防水層の更新を行う。とありますが、トイレの改修時期に行うのでしょうか、または、宿泊研修室の改修時期に行うのでしょうか。	No.354の回答を参照ください。
365	要求水準書	65	第4	2	(3)	ア	(イ)	基本方針	北連絡橋の修繕範囲はどこまででしょうか。	レクリエーション広場を含む高架部分(階段含む)全てです。
366	要求水準書	66	第4	2	(3)	イ	(ア)	整備内容	北連絡橋の既存北側エレベーターはシャフト含め撤去でしょうか。	シャフトを含めて撤去してください。
367	要求水準書	66	第4	2	(4)	イ	(イ)	休憩施設 整備内容	休憩施設(南児童園等)とありますが、警報装置を競技場管理事務室への接続とあります。川を跨ぐ配線ルートとなりますが、配線は可能と考えて見込めば宜しいでしょうか。ご指示ください。	川をまたぐ配線ルートはあります。詳細は設計時に検討してください。
368	要求水準書	66	第4	2	(4)			休憩施設	68p以降に記載されている、「休養施設」とは別定義の施設という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
369	要求水準書	66	第4	2	(5)			第5駐車場	第5駐車場等の混雑が予測される場合の誘導警備員の配置は指定管理者が警備会社に随時委託されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
370	要求水準書	67	第5	2	(1)	ア		広場、園路	公園灯に照度について、市民意見を反映とありますが、コスト試算の関係上難しいと考えます。適切な照度を民間提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書を満足するよう市民意見を踏まえた上で、整備してください。
371	要求水準書	69	第5	2	(1)	カ	(ウ) (コ)	史跡広場の整備 ガイダンス機能の 整備	史跡広場とガイダンス機能は別途整備するものと捉えてよろしいでしょうか。また前者は屋外施設、後者は屋内施設と捉えてよろしいでしょうか。	史跡広場は利用者の多くが利用でき、人びとが集うことができる屋外施設とします。ただし、陸上競技場利用者の滞留スペース確保のため、デッキ等を設ける場合はピロティ形式となることはやむを得ないものとします。ガイダンス機能は史跡近接地に、史跡大曲輪貝塚及び大曲輪遺跡の出土品等を展示する屋内施設としてご理解いただければ結構です。
372	要求水準書	70	第5	2	(1)	カ	(ア)	史跡ガイダンス機能	史跡ガイダンス機能の整備について、学芸員との協議が難航し、事業スケジュールの遅延が生じた場合には、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	スケジュールの進行管理を厳格に行うこと、および事業者の提案に対する協議期間を適切に確保することにより、スケジュールの遅延を生じさせることはないと考えています。したがって本市の負担はないものと考えます。
373	要求水準書	70	第5	2	(1)	カ	(ア)	史跡ガイダンス	「現地での施工に際しては、文化財保護室学芸員立会のもと実施すること。」とありますが、事業者提案のスケジュールに合わせて、立ち会って頂けるという理解で宜しいでしょうか。	事前の打合せ協議、日程調整の上、立会を行います。
374	要求水準書	70	第5	2	(1)	カ	(イ)	史跡・遺跡整備の 方向性	史跡・遺跡の整備後、公園利用者が上部に登る等、立ち入ることは可能でしょうか。	公園利用者の立ち入りにより、史跡・遺跡の保存に影響を与えないように地表面を保護したり、保護層を設けるといった保存整備を行うなど、適切な対策・対応を行ったうえで、立ち入り可とすることは可能です。
375	要求水準書	71	第5	2	(1)	カ	(カ)	貝層の平面表示 の整備	「別素材のものに色や形などを忠実に再現、表示」とありますが、忠実に再現するための平面状況等の詳細が分かる図面、写真資料などは公開可能でしょうか。また再現に必要な資料内容に基づく「忠実」の解釈について、お考え・ご意向があればご教示願います。	発掘調査で検出された貝層の平面状況について、上空からの写真、型取りあるいは3次元レーザー計測などにより得られたデータをもとに、外観のみならず、凹凸や質感なども含め、貝層の平面状況を忠実に再現、表示する方法などを想定しています。 参考写真については、添付資料の追加として配布します。
376	要求水準書	72	第5	2	(1)	カ	(キ)	立体模型の製作・ 設置	要求水準書の記載について、屋内への設置でも良いという解釈でよろしいでしょうか。	屋内、屋外いずれの設置かは問いませんが、史跡大曲輪貝塚の説明板との位置関係等を踏まえ、史跡の見学上最も効果的な位置を提案してください。
377	要求水準書	72	第5	2	(1)	カ	(ク)	b 江戸時代榜示	江戸時代榜示について現地の場所が不明です。詳細をご教示ください。または詳細が記載された資料などあればご教示ください。	現地場所を示す資料は添付資料の追加として配布します。詳細が記載されたものは『名古屋区史シリーズ⑦ 瑞穂区の歴史』（愛知県郷土資料刊行会、1985年）113-114頁をご確認ください。
378	要求水準書	73	第5	2	(1)	カ	(ク)	ガイダンス施設	展示空間における温度・湿度の空調条件があればご提示ください。また、展示品への温湿度変化を考慮した24時間空調などは必要でしょうか。	一般空調の中での展示になります。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
379	要求水準書	73	第5	2	(1)	カ	(コ)	ガイダンス機能の整備	展示品において恒温恒湿を求められるものはないと考えてよろしいでしょうか。必要な場合はその条件及び対象物をご教示ください。	No.378の回答を参照ください。
380	要求水準書	74	第5	2	(1)	カ	(コ)	ガイダンス機能の整備	「r 史跡大曲輪貝塚及び大曲輪遺跡の出土品は下記のとおり」とありますが、名古屋市博物館で展示・収蔵している大曲輪貝塚・縄文時代関連の資料リスト(寸法や写真等の詳細情報)を公開していただくことは可能でしょうか。また、市博で保管展示している資料と本施設で展示する資料の区分け案などがあればご教示ください。	大曲輪貝塚・大曲輪遺跡のおもな出土品、および名古屋市博物館常設展に展示されている出土品の写真、法量(一部)資料は添付資料の追加として配布します。瑞穂公園陸上競技場に整備するガイダンス機能と、名古屋市博物館常設展で展示する資料の区分けについては、現在市博物館常設展で展示されている埋葬人骨の実物資料、剥ぎ取り土層断面については引き続き市博物館で展示することを想定しています。本施設で展示する資料については、今後の協議により決定します。
381	要求水準書	75	第5	2	(1)	カ	(コ)	ガイダンス機能の整備	「v …ガイダンス機能の展示内容、説明の構成に際しての必要と判断される模型…は受注者の判断とする」とありますが、貴市でご想定した展示面積規模、コスト(展示整備費、ランニングコスト)のイメージがあればご教示ください。	展示面積規模は、要求水準書のガイダンス機能の整備にかかる内容を満たすとともに、陸上競技場諸室の配置等を踏まえ、ガイダンス機能の整備に必要な空間を提案してください。
382	要求水準書	76	第5	2	(1)	ケ	(ア)	公園整備施設 自転車駐車場	「公園内の各施設利用者数の想定に応じた必要な自転車駐車場を公園内に設置」につきまして、「参考資料05 交通量調査報告書」に自転車利用者数の記載がございません。既存公園運用時点での想定必要自転車駐車場台数をご教示ください。	現在の常設自転車駐車場は陸上競技場に50台程度、屋外プール前に40台程度、レクリエーション広場に30台程度を確保しています。ただし、イベント開催時は山崎川沿い、多目的広場、やまももの丘周辺などが臨時の自転車駐車場となっています。常時やイベント開催時の状況を鑑み、合理的な台数の自転車駐車場を提案ください。
383	要求水準書	76	第5	2	(1)	コ	(キ)	その他	「市民の健康増進のためのイベント計画を提案し」とありますが、このイベントの実施については、維持管理運営業務の市の施策として実施する業務であり、参加料の設定することは可能という理解でよろしいでしょうか。	市の施策としても実施できますし、自主事業としても実施できます。いずれの場合でも、参加料を設定できます。
384	要求水準書	76	第5	2	(2)			公園整備施設	ア～セまでの整備施設名称を事業区域図に落とし込んだ資料を公表願いたい。	要求水準書添付資料3「計画範囲図」をご参照ください。
385	要求水準書	76	第5	2	(2)	ア	(ア)	C 陸上競技場東側園路	「整備完了後も現状と同様、一般車両の通行を可とする」とありますが、競技場の規模により、現在の位置より東に移動させることは可能でしょうか。	提案する施設計画に応じて、道路線形変更が必要な場合は、その実現性を判断した上で、提案してください。
386	要求水準書	76	第5	2	(2)	ア	(ア)	東側園路	陸上競技場東側、緑陰広場との園路については、一般車も通行可能にすることあり、園路の線形変更が必要な場合は関係者と協議の上、計画することありますが、最低車路幅があれば、ご教授ください。また、安全性が担保できれば歩道空間は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	陸上競技場の東側道路については、線形変更、必要な幅員、歩行者・一般車両双方の安全通行を確保する事業者の提案に基づき、関係機関との協議により決定します。
387	要求水準書	77	第5	2	(2)	ウ	(ア)	瑞穂橋	伸縮装置の具体内容をご提示願います。	道路橋示方書等各種基準を満足するよう提案ください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
388	要求水準書	77	第5	2	(2)	ウ		瑞穂橋	既存の橋に加えて新設の橋を山崎川上空に計画する提案としてよろしいでしょうか。新設の橋を計画可能な場合に、その位置は既存の瑞穂橋と異なる位置としても問題ないでしょうか。	合理的な提案内容であれば提案は可能ですが、実現化にあたっては関係機関との協議の上設計することとなります。
389	要求水準書	77	第5	2	(2)	エ	(7)	東児童園 広場・園路	「b 南東部の広場(平場部分)については、整備対象外とする。」とありますが、図示していただけますでしょうか。	添付資料の追加として配布します。
390	要求水準書	77	第5	2	(2)	エ	(7)	東児童園	南東部の広場(平場部分)については、整備対象外とする。とありますが、貴市の方で何か手を加える予定でしょうか？	未定です。
391	要求水準書	77	第5	2	(2)	エ		児童遊園(ア)b	「南東部広場(平場部分)」について、範囲が分かる資料の提供をお願いします。	添付資料の追加として配布します。
392	要求水準書	78	第5	2	(2)	オ	(7)	広場・園路	「事前に市において発掘調査を実施する」とありますが、その時期はいつ頃予定されていますでしょうか。	現在のところ、令和4年度の調査を想定しています。
393	要求水準書	79	第5	2	(2)	ク	(7)	水の広場 a 公園・園路	「提案により改修を実施する」とありますが、民間収益施設の設置も可能でしょうか？	市との協議によりますが、可能です。
394	要求水準書	79	第5	2	(2)	コ	(7)	広場・園路	整地後の暫定利用は、自由広場とするとありますが、具体的な利用方法の想定はございますでしょうか。	自由に使用できる広場としての活用を想定しています。
395	要求水準書	79	第5	2	(2)	コ	(7)	広場・園路	将来構想のご提案のため、アジア競技大会開催時の施設用地の用途をご教示いただけませんかでしょうか。	今後、アジア競技大会運営者側において、公園全体を含めアジア競技大会開催時の施設利用計画をするため、現時点での利用計画は未定です。
396	要求水準書	79	第5	2	(2)	コ	(7)	施設用地(整地)	施設用地について、アジア大会までの暫定利用時において、イベント用の仮設物などの設置は可能でしょうか。	市との協議及びアジア競技大会での使い方にもよりますが、可能です。
397	要求水準書	79	第5	2	(2)	コ	(7)	施設用地(整地)	・施設用地はあくまで自由広場であり、工事ヤードとしては利用できないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	要求水準書	80	第5	2	(2)	サ	(7)	市道萩山町第14号線(廃道予定)	施設用地とレクリエーション広場の段差等の解消が図られることから、両者の一体的な利用について提案を行うことは可能でしょうか。	提案可能です。
399	要求水準書	80	第5	2	(2)	サ・シ・ス		廃道予定	廃道が予定されている「市道萩山町第14号線」、「市道山崎川右岸線第2号」及び「山崎川散策路」において埋設物の開示をお願いいたします。また、埋設物の盛替え及び所有管理区分権手続き等については貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。尚、インフラ本管の管理者は貴市との理解でよろしいでしょうか。	前段については、道路内に上水道や下水道、電気施設、通信施設が設置されていることは承知していますが、それぞれの施設管理者が直接管理しているため、種類や位置、寸法などは不確かなため、詳細についてはそれぞれの施設管理者にお問合せください。 中段については、埋設物の盛替え等に要する費用は事業者の負担となります。 下段については、インフラ施設はそれぞれの施設管理者において管理を行っています。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
400	要求水準書	81	第6	1	(4)			実施体制	設計業務責任者は管理技術者との理解でよろしいでしょうか。	設計業務責任者と管理技術者は同一となる事を想定していますが、別の人員としても結構です。
401	要求水準書	82	第6	2	(2)	ア	(イ)	業務の実施	市が起因とする設計変更の指示は市のどこの部署からの指示となるのでしょうか。	スポーツ施設室です。
402	要求水準書	82	第6	2	(2)	ア	(イ)	業務の実施	設計変更の内容や決定時期によっては工期の延長が発生すると考えてよろしいでしょうか。	設計変更は、工期延長しないことを前提としていますが、市の求める変更により、工期延長が避けられない場合は、工期について市と協議します。
403	要求水準書	83	第6	2	(2)	エ		積算業務	基本設計完了時にRIBC2により請負代金内訳書を作成し、提出することとなっておりますが、PFI事業では、提案プランに対して業者見積徴収のうえ積み上げ積算を実施しません。PFI事業における当選後の通常の流れとしては、決定後基本設計段階では、自治体等からの要望等によるプラン変更協議を実施します。この段階では提案金額に変更を生じさせないことを目的として変更増減の目安金額・増減に対するVE・CDの目安額を示すこととなります。双方合意のもと、提案価格に納まる見込みとなった段階で実施設計へと進みます。したがって基本設計完了時点では大項目での内訳をお出しすることは可能ですが、請負代金内訳書は実施設計完了時に提出することが通常一般です。RIBC2による請負代金内訳書の作成、提出は実施設計完了日以降と解釈してかまわないでしょうか。	実施設計時に提出いただくレベルのものまでは求めませんが、基本設計時にも内訳書を提出いただきます。
404	要求水準書	83	第6	2	(2)	エ		積算業務	公園施設等の土木工事の内訳書は、RIBC2によるものでなくても構わないと考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
405	要求水準書	83	第6	2	(2)	エ		積算業務	RIBICによる積算はコストアップにつながりますので、削除を再考願います。	原案のとおりとします。
406	要求水準書	83	第6	2	(2)	エ		積算業務	公園整備に係る積算についてもRIBC2により作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
407	要求水準書	83	第6	2	(2)	カ	(ア)	競技団体へのヒアリング等実施業務	月2回程度定例的に実施するヒアリングは、施設整備期間に渡るものではなく、必要となる期間に行うとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、設計及び施工段階において行います。
408	要求水準書	83	第6	2	(2)	カ	(ア)	協議団体へのヒアリング	参加する団体数の想定をご提示願います。	競技団体については、3団体程度、月に2回程度の定例的なヒアリングの実施を想定しています。
409	要求水準書	84	第6	2	(2)	キ		有識者によるモニタリング	有識者は、オの各種団体等へのヒアリング、及びカの競技団体へのヒアリングにはご出席されないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
410	要求水準書	84	第6	2	(2)	キ		有識者によるモニタリング	市の指定による有識者であるため、謝金は市から出すものではないのか。	原案のとおりとします。サービス購入料AまたはBに含めてください。
411	要求水準書	84	第6	2	(2)	ケ	(ア)	パークマネジメント活動業務	(2)設計業務でのパークマネジメント活動業務の具体的な内容をお示しください。	142ページを参照してください。遊戯施設の設置や花壇の整備、宿泊研修棟の整備に関して、市民等の意見を取り入れてください。また、イベントの実施や瑞穂公園及び周辺地域の活性化や賑わい創出の提案に合う設計をしてください。
412	要求水準書	84	第6	2	(2)	ケ	(ア)	パークマネジメント活動業務	指定管理者が実施する業務に基づいて実施するということは、指定管理料を充当しても良いとの理解で宜しいでしょうか。また、その場合、R5年4月以前に行った場合の支払い方法をご教示ください。	設計段階のパークマネジメント活動費用は、設計費としてサービス購入料AまたはBに算入してください。
413	要求水準書	84	第6	2	(2)	ケ	(ア)	パークマネジメント活動業務	事業者負担で行う(2)オ、カの業務と、ケのパークマネジメント活動業務の違いをお示しください。	(2)オ、カは市が指定する団体が対象、ケは142ページに記載する市民等が対象です。
414	要求水準書	86	第7	1	(4)			実施体制	工事監理業務責任者は管理技術者との理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務責任者と管理技術者は同一となる事を想定していますが、別の人員としても結構です。
415	要求水準書	87	第7	2	(2)	ア	(ア)	業務の実施	市への完了検査報告は、事業契約書(案)第42条の完工検査と同義と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第42条第3項と同義です。
416	要求水準書	89	第8	1	(5)	ア		工事保険	解体・撤去工事においては、工事保険は不要と考えます。	ご理解のとおりです。解体・撤去工事においては建設工事保険は不要とし、訂正いたします。
417	要求水準書	89	第8	1	(5)			保険	保険の内容が、事業契約書(案)別紙4に記載されたものと部分的に異なっておりますが、事業契約書(案)に従えばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
418	要求水準書	89	第8	1	(5)			保険	第8 解体・撤去業務に関する事項と第9 建設業務に関する事項のそれぞれに保険の記載がありますが、別々に付保するか、まとめて付保するか、付保の仕方については、事業者の判断に任せると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
419	要求水準書	92	第8	2	(2)			解体・撤去に係る設計業務	既存陸上競技場に杭基礎がある場合、基礎の位置、深さ等が判る資料をお示し下さい。また杭は残置でも宜しいでしょうか。	前段については、杭基礎の資料を添付資料の追加として配布します。後段については、要求水準書に記載のとおりとさせていただきます。
420	要求水準書	92	第8	2	(3)	イ		解体・撤去工事業務	「杭及び地下構造物については全て撤去する」となっておりますが、撤去で遺跡を傷つけないため、また、可能な限り早期にアジア競技大会の競技運営準備を可能とするため、残置しても新施設に支障がないと考えられるものについては、残置をお認めいただけませんか。	要求水準書に記載のとおりとさせていただきます。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
421	要求水準書	92	第8	2	(3)	キ		解体撤去業務(他施設及び周辺公共施設の利用に配慮)	解体および新築工事期間中に、廃道となる萩山町第16号線、師長田辺下山町中線の一部の他、瑞穂陸上競技場の東側の車道、西北側の山崎川脇の車道については車両および歩行者の通行は想定せず、歩車とも通行止めとすることは可能でしょうか。	工事期間中の道路の通行止めについては、道路管理者や交通管理者等と協議の上計画し、工事計画と併せて近隣住民等にご理解いただく必要があります。
422	要求水準書	92	第8	2	(3)	サ		解体・撤去工事業務	「なお、史跡大曲輪貝塚の指定範囲の追加が想定されており」とありますが、その調査は貴市で行うという理解でよろしいでしょうか。	追加指定に必要な事前の調査は、本市において既に実施済みです。
423	要求水準書	92	第8	2	(3)	サ		解体・撤去工事業務	「史跡大曲輪貝塚の指定範囲の追加が想定されており」とありますが、追加される想定エリア、及び追加される想定時期をご教示願います。	追加指定を想定している範囲は、参考資料13のA'の範囲となります。追加指定の時期は、令和3年度を想定しています。
424	要求水準書	92	第8	2	(3)	サ		解体・撤去工事業務	「史跡大曲輪貝塚の指定範囲の追加が想定されており」とありますが、追加指定によって、解体着手の遅延等により事業者に追加費用が発生する場合は、貴市にご負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	追加指定により、解体着手の遅延等が生じることは想定しておりません。
425	要求水準書	92	第8	2	(3)	サ		解体撤去業務(史跡大曲輪貝塚の追加指定範囲)	史跡大曲輪貝塚の指定範囲の追加が想定される範囲は参考資料13埋蔵文化財範囲図に示されるA'の範囲のみを想定すればよろしいでしょうか	現在、想定している範囲はA'の範囲となります。
426	要求水準書	93	第8	2	(3)	ニ		解体・撤去工事業務	「市が使用する監督員事務所」の規模や備品等、指定はありませんでしょうか。	特記仕様書を添付資料の追加として配布します。
427	要求水準書	93	第8	2	(3)	ニ		解体・撤去工事業務	貴市が使用される監督員事務所について、必要とされる面積をご教示願います。	特記仕様書を添付資料の追加として配布します。
428	要求水準書	95	第9	1	(4)	ア		実施体制	意匠と構造、電気設備と機械設備等、主任技術者の兼務はお認め頂けますでしょうか。	専門の異なる主任技術者を兼務することは出来ません。
429	要求水準書	95	第9	1	(4)	ア		実施体制	「建設業務について、意匠、構造、電気設備、機械設備、公園等の専門別の主任技術者を配置すること。」とありますが、法令に基づけば本来1工事につき監理技術者もしくは主任技術者1名を専任すればよいはずですが、専任の監理技術者1名と各分野の担当技術者(専任ではない)としてもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
430	要求水準書	95	第9	1	(5)			保険	保険の内容が、事業契約書(案)別紙4に記載されたものと部分的に異なっておりますが、事業契約書(案)に従えばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
431	要求水準書	97	第9	1	(6)	ア	(ウ)	完成図書	完成図書については工事完了後に整理、確認が必要なため、市の完成検査までではなく、その後の提出とさせて頂いてよろしいでしょうか。	市の完成検査には書類検査も含まれるため、必要です。現場検査と書類検査を別日で設定することは可能です。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
432	要求水準書	97	第9	1	(6)	ア	(ウ)	完成図書	添付資料15の建設業務提出図書は、陸上競技場を想定されてものと思いたしますが、それ以外の建築整備施設、公園整備施設については、貴市と協議の上、施設に応じて提出物を定めることができると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
433	要求水準書	98	第9	2	(2)	ア	(7)	建設工事	「すみやかに市に通知すること。」とありますが、要求水準書(案)に対する質問回答No.302の通り、全てを通知するのではなく、一部は閲覧に代えることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	要求水準書	99	第9	2	(2)	ア	(7)	建設工事	q.発掘調査への協力は具体的にどこまでの協力を想定してますでしょうか？	発掘調査範囲、および発掘調査の実施に必要な作業エリアについて、発掘調査期間中、建設にかかる他の工事が重複しないよう、発掘調査が円滑かつ効率的に実施できるよう、協力、配慮をしてください。
435	要求水準書	99	第9	2	(2)	ア	(7)	建設工事	q.建設工事に先立ち、埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査の実施が必要となる場合があるとの記載がありますが、現段階で発掘調査の実施が必要となるケースが具体的にあればご教示ください	参考資料13、14の「C 埋蔵文化財包蔵地」のエリアにおいて、地下に残っている遺跡を構成する土層、遺構に影響を与えるような工事を計画される場合は、事前に発掘調査の実施が必要となる場合があります。また、D・Eのエリアにおいて工事中に新たに遺跡(埋蔵文化財)が発見された場合、記録保存のための発掘調査が必要となる場合があります。
436	要求水準書	99	第9	2	(2)	ア	(7)	u 請負代金内訳書	(a)数量根拠は、公共建築工事積算基準及び公共建築設備積算基準とありますが、公園整備施設についても同様な基準と考えるとよろしいでしょうか。	公共建築工事積算基準、公共建築数量積算基準のほか、土木工事標準積算基準書を適用ください。
437	要求水準書	100	第9	2	(2)	ア	(イ)	完成検査業務	完成検査を含む各種検査に貴市の監督員に立ち会って頂く際には各種工事の工程を見据え、貴市及び事業者が合意した時期に実施すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、法令や要求水準で期日が定まっている場合は、それに従います。
438	要求水準書	100	第9	2	(2)	ア	(イ)	完成検査業務	事業者が行う完了検査は、事業契約書(案)第42条の完工検査と、貴市による完成検査は、同43条の完工確認と、貴市から受ける完成確認通知は、同44条の完工確認済書とそれぞれ同義と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
439	要求水準書	101	第9	2	(3)	ス		備品等の調達及び設置業務	リースは指定管理料ではなく、整備業務の費用に含めるよう、ご変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
440	要求水準書	101	第9	2	(3)	セ		備品等の調達及び設置業務	諸室備品のOA機器について、備品リストをご提示いただけておりませんが、当該OA機器は、指定管理者が自ら行う業務のため必要となるパソコン等を想定されたものでしょうか。OA機器等の内容についてご教示願います。	維持管理運営に必要な備品で、提案によります。
441	要求水準書	101	第9	2	(3)	セ		備品等の調達及び設置業務	陸上競技備品は、以前の要求では市の負担という整理でしたが、事業者負担になった理由をご教示ください。	3月に公表した実施方針・要求水準書(案)に対する意見(令和2年6月回答)を総合的に勘案しました。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
442	要求水準書	101	第9	2	(3)	セ		備品等の調達及び設置業務	競技用備品以外の備品の仕様及び数は事業者によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
443	要求水準書	102	第9	2	(4)	オ		基本の休場日及び供用時間	「本施設に関するリーフレット及びパンフレット(カラー・A4)を各10,000部作成すること。」とありますが、10000部以上必要になった場合の追加分は貴市の負担で準備するということによいでしょうか。	市が必要とする分は市の負担となります。詳細は、市との協議になります。
444	要求水準書	102	第9	2	(4)	カ		開業準備業務	広報・PR業務は、維持管理業務(指定管理者が実施する業務)にも含まれます。要求水準書(案)に関する質問回答NO.325に従い、開業にあたり、維持管理運営企業が行う広報等の費用も開業準備費用(整備費)に計上すればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
445	要求水準書	103	第9	2	(6)			施設の引渡し業務	業務完了届は、事業契約書(案)第43条の工事完了届と、業務完了通知書は、第44条の完工確認済書と同義と理解してよろしいでしょうか。また、複数の整備施設を順次施工することから、順次お引渡しする施設の範囲は、事業者の提案によると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
446	要求水準書	103	第9	2	(8)	イ		陸上競技場公認等取得業務	WA(CLASS2)認証取得業務を事業者は、施設の引き渡しまでに、・・・認定及び認証を取得することとありますが、認証の証明書が引き渡しまでに必要でしょうか。WAは海外の機関の為、書面の到着に時間がかかるケースがある為。	必要です。
447	要求水準書	104	第10	1	(1)			指定管理者の指定	「市が定める申請書類を提出するものとする」とあるが、その種類・内容をご教示頂きたい。	実施計画書、研修計画・進行管理表、助言・指導・相談計画、相談事業計画、修繕実施計画、定期点検計画、備品点検計画、モニタリング計画です。
448	要求水準書	104	第10	1	(1)			指定管理者の指定	「なお、指定管理者の指定にあたり、市が定める申請書類を提出するものとする。」とありますが、必要となる申請書類についてご教示ください。	実施計画書、研修計画・進行管理表、助言・指導・相談計画、相談事業計画、修繕実施計画、定期点検計画、備品点検計画、モニタリング計画です。
449	要求水準書	105	第10	1	(2)	ア	(ス)	アジア競技大会等への協力・支援	アジア競技大会等への協力・支援とは具体的にどのような業務が想定されるのでしょうか、ご教示ください。	未定です。
450	要求水準書	105	第10	1	(2)	イ	(ア)	指定管理者が自主事業として実施することができる業務 d	広告誘致業務に関して、広告物掲示に関する基準はございますでしょうか。	要求水準書の参考資料を確認してください。
451	要求水準書	106	第10	1	(4)	ア		指定管理料	「月ごとの分割により支払う(原則毎月15日)」とありますが、入札説明書におけるサービス購入料の支払方法の記載が優先され、こちらの記載は適用されないという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書のとおりです。訂正いたします。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
452	要求水準書	106	第10	1	(4)	ア		指定管理料	入札公告に記載される予定価格(上限価格)とは別で、指定管理料の上限額・下限額があればご教示ください。	市が事業者に支払う金額の内訳は示しません。
453	要求水準書	106	第10	1	(4)	ア		指定管理料	「月ごとの分割により支払う(原則毎月15日)」とありますが、入札説明書資料2サービス購入料の考え方によると、支払い回数は年4回、四半期ごととなっております。四半期ごとの支払いと考えてよろしいでしょうか。	No.451の回答を参照ください。
454	要求水準書	106	第10	1	(4)	イ	(7)	利用料金収入	実施方針についての質問No.269、270(名古屋グランパスに係る需要変動リスク)の回答では、入札説明書等に示すがありますが、どこに示されているのでしょうか。	事業契約書(案)第58条第4項を参照ください。
455	要求水準書	106	第10	1	(4)	イ	(7)	b 利用料金の設定	駐車場の料金体系について、時間貸しが可能になるような変更を認めて頂けないでしょうか。現行の料金体系では民間収益施設の誘致においてボトルネックになるため、柔軟な料金設定の協議をお認め下さい。	条例によるため、原案のとおりとします。
456	要求水準書	107,108	第10	1	(4)	オ		自主事業	民間収益施設及び広告について、収入は自主事業収入に含むが経費は含めない理由をお示しください。	事業者による独立採算事業のためです。
457	要求水準書	107,108	第10	1	(4)	ウ・キ		自主事業	現状の指定管理者が行っている自主事業の直近3か年分の詳細な内訳をご教示頂きたい。	市に報告されている事業は、次のとおりです。 ・タブレット端末の設置 ・スポーツコーディネーターを配置した、総合スポーツ施設にふさわしいスポーツ活動の支援 ・利用時間延長の拡大、休館日の自主開館 ・トレーニング器具の更新や、遊休空間の有効活用 ・回数券等の発行 ・地域のスポーツイベントづくりの企画・運営のお手伝い ・地域のパトロール
458	要求水準書	108	第10	1	(4)	カ		市への利用料金収入の納付	利用料金収入が、事業計画書における見込み額を著しく上回る場合には、その一部を市へ納付してもらう場合がある、との記載がありますが、具体的な数値をご提示いただけますでしょうか。(例えば、〇割上回ったら、その上回った部分の〇%を市に納付する等)	指定管理者のノウハウによらず、市の施策によって利用料金収入が大幅に増加した場合を想定しているため、具体的な数値はありません。
459	要求水準書	108	第10	1	(4)	カ		市への利用料金収入の納付	要求水準(案)に関する質問への回答(令和2年6月)のNo.362にて、プロフィットシェアについては、「事業者との運営とは特段関係のない事由による大幅な収入増がある場合を想定しています。」と記載されておりますが、事業者の運営と特段の関係の有る・無いと明確に判断される基準をご教示ください。	指定管理者のノウハウによらず、市の施策によって利用料金収入が大幅に増加した場合を想定しています。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
460	要求水準書	108	第10	1	(4)	カ		市への利用料金収入の納付	「～事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を市へ納付してもらう場合がある。」とありますが、納付する売上げの一部とは貴市より指定される額でしょうか。それとも事業者から提案する額でしょうか。	指定管理者のノウハウによらず、市の施策によって利用料金収入が大幅に増加した場合を想定しており、市と事業者との協議によります。
461	要求水準書	108	第10	1	(4)	カ		市への利用料金収入の納付	事業計画書において見込んだ金額を著しく上回る場合は、その一部を市へ納付してもらう場合があるとありますが、「著しく上回る場合」の基準についてご教示ください。	指定管理者のノウハウによらず、市の施策によって利用料金収入が大幅に増加した場合を想定しているため、具体的な基準はありません。
462	要求水準書	108	第10	1	(4)	カ		市への利用料金収入の納付	事業計画書において見込んだ金額を著しく上回る場合はその一部を市へ納付してもらう場合があると記載がありますが、その取り決めはどの時点でどのように行うのでしょうか。	No.460の回答を参照ください。
463	要求水準書	108	第10	1	(4)	カ		市への利用料金収入の納付	「利用料金収入(基本の供用時間外を除く)が、事業計画書において見込んだ金額を著しく上回る場合は、その一部を市へ納付してもらう場合がある。」とのことですが、自主事業計画に影響を及ぼすため、基準を具体化してください。	指定管理者のノウハウによらず、市の施策によって利用料金収入が大幅に増加した場合を想定しているため、提案で考慮する必要はありません。
464	要求水準書	108	第10	1	(4)	キ		指定管理料の支払い	「指定管理料の額は、指定管理者から提案された額を上限とし、原則として増額は認めない。」とありますが、入札説明書資料2-12「資料2(3)ウ「サービス購入量Cの改定」に記載されている内容に基づき増額されることはあるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
465	要求水準書	108	第10	1	(4)	ク	(イ)	指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い	共通定期券の精算について、現指定管理者との協議により精算を行うとありますが、(イ)の次期指定管理者への支払いと同様の取扱い(残存期間に相当する額)になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	要求水準書	109	第10	1	(2)	コ	(ア)	修繕費等について	b 1件2,500千円をこえる修繕(ただし、本事業において事業者の施工した箇所を除く。)とありますが、陸上競技場走路・助走路部分等で使用による摩耗の想定される部分の修繕については、市が直接執行することと考えてよろしいでしょうか。	陸上競技場の維持管理は、事業者が施工する施設となるため、事業者の負担(サービス購入料D)になります。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
467	要求水準書	109	第10	1	(2)	コ	(4)	修繕費等について	「各年度が終了した時点で、執行額(総額)が提案額(総額)に満たなかった場合には、指定管理者は提案額(総額)から執行額(総額)を引いた差額を市へ返納することとする。」一方で、「提案額(総額)を超えて修繕費が発生した場合、市から追加の支払いは行わない。」というのは、仕様発注方式ではなく性能発注方式であるPFI事業の市と事業者のリスクの分担において、公平性を欠いており、事業者のリスクが大きすぎると思慮します。そのため、「各年度が終了した時点で、執行額(総額)が提案額(総額)に満たなかった場合には、指定管理者は提案額(総額)から執行額(総額)を引いた差額を市へ返納することとする。」は削除していただけませんか。	原案のとおりとします。
468	要求水準書	109	第10	1	(4)	ケ		指定管理料の変更、返還	「指定期間中に事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められた場合は、協議の上、これを変更できるものとする」とありますが、新型コロナ等における市の指示による営業自粛については、本事項に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス等の影響については、状況により該当する場合もあり得ます。
469	要求水準書	109	第10	1	(4)	ケ		指定管理料の変更、返還	「～賃金・物価水準の大幅な変動～」とありますが、大幅な変動とは入札説明書資料2-12「資料2(3)(ウ)令和N年度の改定方法に記載されている「1.5%を超える変動」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
470	要求水準書	109	第10	1	(4)	ケ		指定管理料の変更、返還	18年に及ぶ事業期間にわたり、Jリーグの試合による収入を担保することは不可能です。このため、提案では、一定の条件を仮定して収入を見込むものの、Jリーグ規約等の変更やサッカー市場の変化等が生じて、当該条件が大きく崩れた場合は、収入及び指定管理料の見直しを協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。	No.454の回答を参照ください。
471	要求水準書	109	第10	1	(4)	ケ		指定管理料の変更、返還	Jリーグに関する需要変動リスクについて、実施方針(案)に関する質問回答、NO.267、269、270、274～278で、「入札説明書等に示します」とご回答いただいておりますが、どこに記載されているかご教示いただけませんか。	No.454の回答を参照ください。
472	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(7)	a 原形を変ずる修繕及び模様替	「原型を変ずる修繕及び模様替え」の定義・具体例等をご教示ください。	連続する一面全体又は全面に対して行う修繕及び機器・配線の更新を行う修繕などをいいます。
473	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(7)	a 原形を変ずる修繕及び模様替	大規模な設備更新工事(例えばエアコン1系統全ての更新等)は市が実施する「原型を変ずる修繕及び模様替」に該当となりますでしょうか。	要求水準書の参考資料として配布した「維持管理運営参考資料8 修繕費の範囲」を確認してください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
474	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(ア)	a 原形を変ずる修繕及び模様替	建築基準法第2条第14項に定義される「大規模修繕」及び同15項に定義される「大規模の模様替え」は「原研を変ずる修繕及び模様替え」に含まれ、貴市負担で実施するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
475	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(ア)	a 原形を変ずる修繕及び模様替	原型を変ずる修繕及び模様替えは、本事業において事業者が整備した箇所も含め市が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	サービス購入料AまたはBで事業者が整備した箇所は、事業者の負担(サービス購入料D)になります。
476	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(ア)	b 1件2,500千円を超える修繕	1件2,500千円とは、税込価格でしょうか。また、本事業において事業者が施工した箇所とは建築整備施設及び公園整備施設との認識でよろしいでしょうか。	前段は、税込価格です。後段は、サービス購入料AまたはBで事業者が整備した箇所のことです。
477	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(ア)	c 1件200千円以上の備品購入	1件200千円は税込価格でしょうか。	ご理解のとおりです。
478	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(ア)	修繕等について	(ア)b スタジアム等本事業で新設する施設は全て(2,500千円を超える修繕を含む)事業者が負担するということでしょうか。	サービス購入料AまたはBで事業者が整備した箇所は、事業者の負担(サービス購入料D)になります。
479	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(ア)	修繕費等について	市が直接執行する修繕のうち、「1件2,500千円を超える修繕(ただし、本事業において事業者の施工した箇所を除く)」とあります。これは、例えば宿泊研修棟であれば、改修を行う宿泊研修室・1階旧食堂・トイレ・天井及びトップライトの漏水等対策を除く既存部分は、事業者の施工した箇所以外(既存施設)と位置付け、市で実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料AまたはBで事業者が整備した箇所以外で、1件2,500千円を超える場合は、市が実施します。
480	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(ア)	修繕費等について	市が直接執行する修繕については、修繕工事等を事業者が発注せず、市にて入札等による実施者選定を独自に行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
481	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(ア)	修繕費等について	備品の管理・修繕は事業者で実施するとの理解でよろしいでしょうか。 また、備品の更新・再調達は、1件200千円以上の場合は市にてご負担いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
482	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(ア) (イ)	修繕費等について	既存施設は著しい経年劣化が想定されますが、水道関係など、修繕以外に高額な経費がそうていされます。また、事業契約書17ページ第56条に、市は光熱水費の負担を一切行わないとありますが、善良な管理においても地中漏水等速やかに対応できない事例があると思いますが、こうした事例についてはどのような対応となるのでしょうか。	事業開始時における既存施設の瑕疵は市の責任とします。事業期間中の経年劣化による漏水等については、修繕のリスク分担に応じて市又は事業者において修繕を行うことを考えています。経年劣化による漏水等については、事業者において発見し市に報告いただくことを考えています。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
483	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	指定管理者が行う修繕	執行額(総額)とは、修繕が完了した額を指すのでしょうか、それとも支出した額を指すのでしょうか。発生ベースなのか支払ベースなのかをご教示ください。	各年度末までに修繕が完了し、実際に支払った額を指します。
484	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費	①事業者施工分(本事業において事業者の施工した箇所)は、入札説明書p9の表の陸上競技場のみ、陸上競技場等、建築整備施設、建設整備施設と公園整備施設の両方のいずれを指すのでしょうか。 ②既存施設(本事業において事業者の整備していない箇所)と併せてご教示ください。	①本事業において事業者の施工した箇所は、サービス購入料AまたはBで事業者が整備した箇所を指します。 ②同表の本施設のうち①を除く施設を指します。
485	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費	①事業者施工分(本事業において事業者の施工した箇所)の修繕費は入札説明書の資料2-7のエ(ア)記載のサービス購入料Dのうちの「本事業において整備した施設の修繕に関する費用」との理解でよろしいでしょうか。また各年度のサービス購入料Dを全事業年度に渡り平準化する必要はありますでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。サービス購入料Dは、毎年度平準化する必要はなく、提案のとおりとします。
486	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費	①事業者施工分(本事業において事業者の施工した箇所)の修繕費は入札説明書の資料2-7のエ記載のサービス購入料Dのうちの「本事業において整備した施設の修繕に関する費用」である場合、提案額を超過しても追加支払が無く、各年度毎に執行額が提案額に満たなかった場合に市へ返納する条件だと各年度毎に平準化するのは非常に困難となるうえ、提案額が過大に膨らんでしまうことになるため、条件の見直しをいただけないでしょうか。	サービス購入料Dは事業者の提案に応じた支払いとします。
487	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費	②既存施設(本事業において事業者の整備していない箇所)の修繕費は、サービス購入料Cのうち「瑞穂運動場の維持管理及び修繕(原形を变ずる修繕及び模様替えを除く。)に関する費用」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、市が別に示す基準額とは、入札説明書の資料2-5(イ)a記載のものでよろしいでしょうか。その場合、最終2年度の基準額が通常年度と異なっているため、各年度のサービス購入料Cに関して、全事業年度に渡り平準化できませんが、よろしいでしょうか。	前段及び中段はご理解のとおりです。サービス購入料Cは、毎年度平準化する必要はなく、提案のとおりとしますが、可能な限り平準化に努めてください。
488	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	指定管理者が行う修繕	既存施設の各年度修繕提案額について、「市が別に示す基準額のとおりとする」と記載ありますが、該当の記載箇所はどこになりますでしょうか。	入札説明書の資料2(2)ウ(イ)aをご参照ください。
489	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	修繕費は、毎年度清算とありますが、既存施設については、長期にわたる管理の中で予想できない費用が想定されます。毎年度ではなく、複数年度での清算は、協議可能でしょうか。	毎年度精算とします。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
490	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	<p>市が別に示す基準額の定義について確認させてください。1件2,500千円未満の事業者が行う修繕費の予算との位置付けと認識してよろしいでしょうか。</p> <p>また、1件2,500千円未満の事業者が行う修繕費の年間累計が基準額を超えた場合は、どのように考えればよろしいでしょうか。貴市にてご負担いただけるのでしょうか？</p> <p>①事業者施工分修繕費から②既存施設修繕費への流用を認めるとありますが、この措置は既存施設の状態を把握できない事業者のコストオーバーランリスクの解消になっておらず、①事業者施工分修繕費の予算を削っているだけのよう思われます。</p>	<p>前段については、基準額を下回らないように修繕費を提案してください。</p> <p>後段については、提案額を超えた場合は、事業者の負担とします。</p>
491	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	<p>「既存施設において設備改修等の大規模な改修工事が必要と判断されるとき、当該工事の必要性が認められたときは市の別途予算で実施できる(略)」とあります。</p> <p>「大規模な改修工事」の定義・基準についてご教示ください。1件2,500千円以上の工事は、全て「大規模な改修工事」に該当すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
492	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	<p>各年度終了時点での執行額と提案額の差額の返納については、②既存施設修繕費のみの適用であり、①事業者施工分修繕費には適用されないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>各年度終了時点での執行額と提案額の差額の返納については、総額(①+②)を対象とします。</p>
493	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	<p>指定管理者が行う修繕のうち、「②既存施設(本事業において事業者の整備していない箇所)」とあります。既存施設の具体的な定義・範囲について確認させてください。</p> <p>1)例えば宿泊研修棟であれば、改修を行う宿泊研修室・1階旧食堂・トイレ・天井及びトップライトの漏水等対策を除く既存部分は、事業者の整備していない箇所とされるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2)または、要求水準書4P「事業範囲及び主な対象施設」のうち、陸上競技場等以外の範囲は全て既存施設とみなされますでしょうか。</p>	<p>本事業において事業者の施工した箇所は、サービス購入料AまたはBで事業者が整備した箇所を指し、本事業において事業者の整備していない箇所は、それ以外の箇所になります。</p>
494	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	<p>「提案額(総額)を超えて修繕費が発生した場合、市から追加の支払いは行わない。」とありますが、貴市が示す基準額を超えて事業者が負担することはないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>提案額は、基準額を下回らないようにして、事業者が提案してください。</p>

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
495	要求水準書	109	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	事業者が施工した箇所については、事業者が修繕リスクを負うことから、①事業者施工分の修繕費については、返納は見合わせていただけませんか。	原案のとおりとします。
496	要求水準書	110	第10	1	(5)			指定後の対応について	要求水準書p.31に記載の「業務計画書」とは別で、指定管理者に指定された事業者は事業計画を作成する必要があるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
497	要求水準書	110	第10	1	(7)	カ		指定の取り消し等	指定管理者の指定の取り消し事由として、“カ本施設を公の施設として廃止するとき”が規定されておりますが、この事由により取り消された場合に、市への違約金の納付は不要ではないでしょうか。	この場合は、違約金の納付を想定していません。
498	要求水準書	110	第10	1	(7)			指定の取り消し等	指定管理者の指定を取り消された場合の違約金として当該年度の指定管理料の100分の10相当を市に納付するとの記載がありますが、これは同時に事業契約が解除されたとした場合の違約金の一部になると考えてよろしいでしょうか。(事業契約書第76条第5項にあるサービス購入料Cの100分の10に相当)	指定管理者の指定取り消しにかかる違約金は、事業契約書第76条第5項の対象になり、サービス購入料C及びサービス購入料D合計の100分の10に相当する違約金の金額に含みます。
499	要求水準書	110	第10	1	(7)			指定の取り消し等	本項に規定される違約金は、事業契約書(案)第72条第1項(4)により、事業契約が解除された場合に事業契約上支払う違約金に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
500	要求水準書	110	第10	1	(7)			指定の取り消し等	当該違約金の支払いは基本協定や事業契約における違約金に係る条項と重複しているため、二重に支払う必要はないという認識でよろしいでしょうか。	事業契約書第76条第5項の記載より、支払いを求めます。なお、基本協定第10条第2項に規定される違約金を二重に支払う必要はありません。
501	要求水準書	110	第10	1	(7)	カ		指定の取り消し等	「本施設を公の施設として廃止するとき」とありますが、具体的にどのような状況で廃止するのかご教示いただけますでしょうか。違約金支払に相当する事象なのでしょうか。	現時点では、廃止を想定していません。また、この場合は、違約金の支払いに相当しません。
502	要求水準書	111	第10	1	(10)			原状回復義務	原状回復の規定がありますが、事業者が行う修繕において、社会情勢等と鑑み反映した修繕計画を実行する際、市の承諾を得て行う当該修繕により施設・設備の原形を変更した場合は、当該現状回復の義務は生じないことを確認させてください。	ご理解のとおりです。
503	要求水準書	111	第10	1	(12)	イ		保険への加入	現状で指定管理者が加入している保険の種類・内容・金額等の情報をご教示頂きたい。	市に資料がありません。
504	要求水準書	112	第10	2	(1)	ア	(b)	基本の休場日及び供用時間	宿泊研修棟の整備について、市民意見によって計画変更となった場合、提案額との差額は精算されるという理解でよろしいでしょうか。	想定はある程度変わるものとして、意見集約の仕組みも含め提案してください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
505	要求水準書	112	第10	2	(1)	ア	(7)	(b)基本の休場日及び供用時間	瑞穂公園条例施行規則に基づき、瑞穂運動場の休場日及び供用時間は下表を基本とする。(体育館については、令和2年5月頃に定める予定、とありますが、令和2年5月は間違いでしょうか。	要求水準書の参考資料にある名古屋市瑞穂公園条例施行細則を確認してください。
506	要求水準書	112	第10	2	(1)	ア	(7)	a 管理の基準 (b)基本の休場日及び供用時間	「体育館については、令和2年5月頃に定める予定」とありますが、以下の①②の表内にある体育館については確定でしょうか。	要求水準書の参考資料にある名古屋市瑞穂公園条例施行細則を確認してください。
507	要求水準書	113	第10	2	(1)	ア	(7)	②弓道場	弓道場の射的の作成について依頼先と年鑑作成数及び年間の費用をご教示ください。	年間2,000個以上で、指定管理者の対応です。費用は、市に資料がありません。
508	要求水準書	113	第10	2	(1)	ア	(7)	②宿泊研修室	宿泊施設用のアメニティについて用意しているものがあればご教示ください。	ありません。
509	要求水準書	113	第10	2	(1)	ア	(7)	②宿泊研修室	宿泊施設等でリース契約の機器等はございますでしょうか。	トレーニング機器及び寝具です。
510	要求水準書	113	第10	2	(1)	ア	(7)	②駐車場	職員用の駐車場はどうされていますでしょうか。	業務上必要な場合は、管理許可の申請をしていただきます。
511	要求水準書	113	第10	2	(1)	ア	(7)	②清掃について	清掃道具は、指定管理者の持ち込みでしょうか。もしくは備品として用意されているのでしょうか。	備品リストにあるもの以外は、指定管理者で用意してください。
512	要求水準書	113	第10	2	(1)	ア	(7)	②トイレ	カルミックはリース契約でしょうか。リース契約であれば年間料金をご教示ください。	リース契約ではありません。
513	要求水準書	113	第10	2	(1)	ア	(7)	②AED	公園全体でAEDの契約をされていると思いますが、台数、設置場所、費用等、リース契約状況をご教示ください。	6台で、設置場所は、陸上競技場・北陸上競技場・ラグビー場・野球場・宿泊研修棟・テニスコート、市の契約で25施設33台を67,716円/月です。現在のリース期間内は、事業者の負担で消耗品の交換をしてください。リース期間終了後は、事業者がリース契約等をしてください。
514	要求水準書	114	第10	2	(1)	ア	(7)	(i) 周辺地域に配慮した管理運営	「現状レベルを超えるような大音量を伴う催事は実施しないこと」とありますが、具体的に実施してはいけない催事の例をご教示ください。	大音量を伴うコンサート等です。
515	要求水準書	114	第10	2	(1)	ア	(7)	a(i)周辺地域に配慮した管理運営	「瑞穂公園は住宅地内にあるため、陸上競技場等の使用にあたっては、現状レベルを超えるような大音量を伴う催事は実施しないこと。」とありますが、現状の音量レベルの具体的な数値を測定力所と併せてご教示ください。	現在のイベント(「参考資料18 年間行事スケジュール」参照)から判断してください。なお、音量データは、添付資料の追加として配布します。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
516	要求水準書	114	第10	2	(1)	ア	(7)	a(j)第三者への委託	指定管理者から業務を受託した第三者が、さらに業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせることはできるが、プール監視業務及びトレーニング室運営業務を委託し、又は請け負わせることは認めないとありますが、指定管理者となるSPCの構成企業からプール監視及びトレーニング室運営業務を他者に委託することは、これに該当しないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
517	要求水準書	114	第10	2	(1)	ア	(7)	a(j)第三者への委託	指定管理業務の全部又は主要な部分の委託は認めないとありますが、指定管理者にSPCが指定される予定であり、当該条文は適当でないと考えます。	構成企業への委託は認めます。
518	要求水準書	114	第10	2	(1)	ア	(7)	a(j)第三者への委託	「ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託は認めない。」とありますが、主要な部分の定義をご教示ください。	No.517の回答を参照ください。
519	要求水準書	116	第10	2	(1)	ア	(7)	b.施設の管理運営	正社員の定義を再度ご教示ください。 正社員又は構成員という表現に違和感を覚えます。	会社企業における正規雇用者のことです。
520	要求水準書	116	第10	2	(1)	ア	(7)	基本の供用時間内の施設の供用に関する事	②施設の総括責任者、④施設整備担当者、⑤野球場・テニスコート管理担当者、⑥地下駐車場管理担当者について「構成員※」という記述がありますが、協力企業の実施もしくは再委託であっても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	「構成員※」は、ここでは、「法人格を有する団体の構成員」を指します。協力企業であれば、問題ありません。
521	要求水準書	116	第10	2	(1)	ア	(7)	従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準	「正社員又は構成員である者」との人員要件が散見されます。 協力企業の職員も当該範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。 また、当該責任者の配置にあたり、再委託での配置を認めていただけないでしょうか	協力会社も含みます。再委託での配置は認めません。
522	要求水準書	117	第10	2	(1)	ア	(7)	b.管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準	「専任」「本施設専任」と記載のあるポスト以外は、他施設との兼務でも良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
523	要求水準書	119	第10	2	(1)	ア	(7)	c.管理業務に従事する者に必要な人数の基準	区分1 北陸上競技場(専用使用時)に施設管理担当者 ポスト数1とあるが、現状、専用使用時には北陸上競技場の事務所に1名常駐しているのでしょうか。それとも宿泊施設棟の管理室で一元管理をされているのでしょうか。	専用使用時は、1名常駐し、専用使用時以外は、宿泊研修棟の管理室で一元管理をしています。
524	要求水準書	119	第10	2	(1)	ア	(7)	c.管理業務に従事する者に必要な人数の基準	記載のポスト数とは、休憩時間等を含んだ人員配置数という認識でよろしいでしょうか。	基本の供用時間内においては、常に規定のポスト数を満たしてください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
525	要求水準書	120	第10	2	(1)	ア	(7)	管理業務に従事する者に必要な人数の基準	<p>ポスト数表※2において、Jリーグおよびその他の使用が夜間に開催される場合の配置要件が記載されております。</p> <p>Jリーグの夜間開催の場合は、総括責任者、副総括責任者を含む4ポストが、使用終了後の片づけ・点検終了時間まで配置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その他の使用が夜間に開催される場合とは、ラグビー場または北陸上競技場を対象に夜間使用される場合という意味でしょうか。</p> <p>更に、陸上競技場・その他の夜間使用が重複する場合は、4ポスト＋施設管理者2名＋設備管理担当者1名の配置が終了時まで必要ということでしょうか。</p>	<p>その他の使用とは、陸上競技場においてJリーグ以外の開催及びラグビー場、野球場等が夜間利用のある場合になります。要求水準を満たす限りにおいて、事業者の提案に委ねます。</p>
526	要求水準書	119	第10	2	(1)	ア	(7)	b.(e)その他特記事項	<p>宿泊研修室の宿泊利用がある場合には、夜間警備及び夜間宿直業務に従事する者を配置することとありますが、事業期間の宿泊研修室の想定をすることは不可能です。コストが見積れません。</p>	<p>要求水準を満たす限りにおいて、人員配置計画等については事業者の提案に委ねます。</p>
527	要求水準書	119	第10	2	(1)	ア	(7)	その他特記事項	<p>宿泊研修室の宿泊利用時の配置について記載がございますが、宿泊利用がない場合は機械警備での対応でも問題ないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
528	要求水準書	119	第10	2	(1)	ア	(7)	その他特記事項	<p>宿泊研修室の宿泊利用時の夜間警備及び夜間宿直業務について、従事者の配置場所について質問させてください。施設の入退館監視が行えるのであれば、宿直業務を行う従事者は、宿泊研修棟に常駐しなくてもよろしいでしょうか？</p>	<p>宿直業務を行う従事者は、宿泊研修棟での常駐が必要ですが、要求水準を満たす限りにおいて、人員配置計画等については事業者の提案に委ねます。</p>
529	要求水準書	119	第10	2	(1)	ア	(7)	その他特記事項	<p>宿泊研修室の宿泊利用時の夜間警備及び夜間宿直業務について、夜間に従事者が行っている業務の概要についてご教示ください。(巡回・入退室管理など)</p>	<p>利用者安全、施設の保全に関する業務です。</p>
530	要求水準書	119	第10	2	(1)	ア	(7)	その他特記事項	<p>宿泊研修室の宿泊利用時の夜間警備及び夜間宿直業務について、人員の配置時間中の仮眠、休憩取得は可能ですか。また、仮眠、休憩取得時に代務者は必要となりますか。ご教示ください。</p>	<p>No.528の回答を参照ください。</p>
531	要求水準書	119	第10	2	(1)	ア	(7)	その他特記事項	<p>駐車場の供用時間外での出入庫対応はございますか。ある場合は現在どのように対応しているのかご教示ください。</p>	<p>残留者があった場合のみ、第1駐車場の地下部分を除き、24時間出庫可能です。</p>

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
532	要求水準書	120	第10	2	(1)	ア	(7)	※3 宿泊研修室の夜間警備及び夜間宿直業務に従事する者2名の配置	宿泊研修室の宿泊利用がある場合、宿直業務にあたる者を2名配置することについて 現地説明会資料にて2026年まで市が警備員室等で2部屋利用とあります。この2部屋は宿泊利用はなしと考えて宜しいのでしょうか。もしくは、宿泊利用がなされるのでしょうか。そうであれば一般利用が無い場合でも宿直業務者を配置する必要があるのでしょうか。	警備員が使用する場合、要求水準書120ページ※3は適用しません。
533	要求水準書	122	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施	教室等の使用枠の上限および教室等の事業数の下限について、参考資料22「維持管理運営参考資料4」講座・教室実施に関する考え方について」には記載がないように見受けられます。ご教示をお願いします。	添付資料の追加として配布します。
534	要求水準書	122	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施(市の施策として実施するもの)	a 教室等の使用枠数については、参考資料22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営参考資料4「講座・教室実施に際する考え方について」に掲げる使用枠数を上限とし、教室等の事業数については、維持管理運営参考資料4に掲げる事業数を下限とする、と記載がありますが、当該参考資料4に体育館とミズホスタジオの上限・下限の情報がないと思われしますので、お示しください。 また、参考資料4に記載の使用枠数83とは体育館とミズホスタジオが含まれていますでしょうか？	添付資料の追加として配布します。なお、ミズホスタジオは自主事業による設置施設のため、含みません。
535	要求水準書	122	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施(市の施策として実施するもの)	児童園や公園内で教室を行う場合(パークヨガやウォーキング教室)は、使用枠数や施設使用料の概念はないという認識でよろしいでしょうか。	No.533の回答を参照ください。
536	要求水準書	122	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施(市の施策として実施するもの)	d 教室等の実施にあたっては、傷害保険に加入すること。補償内容等については、参考資料22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営参考資料4に掲げる補償内容及び金額を最低限の補償とすること、と記載がありますが、当該参考資料4に補償内容及び金額の情報がないと思われしますので、お示しください。	添付資料の追加として配布します。
537	要求水準書	124	第10	2	(1)	ア	(キ)	国際大会等の誘致、開催	「国際的・全国的な競技大会等の開催を提案し、それらの誘致にあたっては積極的に市に協力すること。」とありますが、事業者の業務は開催を市に提案し、誘致のための広報やPR活動に協力するとの理解でよろしいでしょうか。	誘致方法等にも、ノウハウを積極的に活かしてください。
538	要求水準書	124	第10	2	(1)	ア	(キ)	国際大会等の誘致、開催	「国際的・全国的な競技大会等の開催を提案し、それらの誘致にあたっては積極的に市に協力すること。」とありますが、国際的・全国的な競技大会等の開催は、民間企業では実施が難しく、国や自治体及びそれらの機関により行われるものと推察します。誘致の主体は市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
539	要求水準書	124	第10	2	(1)	ア	(キ)	国際大会等の誘致、開催	「国際的・全国的な競技大会等の開催を提案し、それらの誘致にあたっては積極的に市に協力すること。」とありますが、あくまでも誘致の主体は名古屋市様ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
540	要求水準書	125	第10	2	(1)	ウ	(7)	利用料金の徴収及び管理	利用料金の徴収及び管理を担う、運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)の口座及びつり銭を使用して徴収及び管理を行うことで差し支えないでしょうか。特別目的会社名義の口座及びつり銭を使用しないことを想定しての質問となります。	SPC名義の口座により利用料金徴収を管理してください。
541	要求水準書	126	第10	2	(1)	エ	(7)	維持管理の基準	(a) 陸上競技場の部分で著しい損傷がない状態・・・又は経年による劣化は許容する。との状態とは、競技に支障が出たり、競技関係者から指摘がないような状態との認識でよろしいでしょうか。	利用者が安全かつ快適に利用できるように、建物および建築設備等の性能を常時適切な状態に維持管理してください。
542	要求水準書	126	第10	2	(1)	エ		「建築保全業務共通仕様書」	記載のある「建築保全業務共通仕様書」とは何を指すのでしょうか。配布資料のどれにあたるかご教示ください。	要求水準書14ページを確認してください。
543	要求水準書	126	第10	2	(1)	エ			「維持管理及び修繕業務については、原則「建築保全業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)を目安に実施すること。」とありますが、共通仕様書を目安に事業者にて本施設に適した点検仕様を提案するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
544	要求水準書	127	第10	2	(1)	エ	(7)	その他保全業務特記事項	(a) 陸上競技場及び北陸上競技場の部分で5年ごとに継続して取得できるよう計画的な運営管理を行うこと。とありますが、公認継続に係る公認料・検定員派遣費用・検定補助業務・指摘事項の補修・改修・整備の工事費用は、市の直接執行との認識でよろしいでしょうか。	公認の継続に係る業務は市で実施しますが、検定の際に受けた指摘事項等の補修・改修・整備に係る費用は事業者の負担とします。なお、北陸上競技場については、修繕費の範囲で対応してください。
545	要求水準書	127	第10	2	(1)	エ	(7)	d 外構施設保全業務	既存施設に関する外構施設保全業務の実施実績(対象箇所、業務仕様等)をお教えいただきたい。	市に資料がありません。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
546	要求水準書	127	第10	2	(1)	エ	(7)	その他保全業務特記事項	<p>e (a) で陸上競技場のJAAF第一種公認について言及されていますが、WAのCLASS2認証の更新(継続)について言及されていません。WA CLASS2認証は更新(継続)しますか。</p> <p>OWA CLASS2認証を更新(継続)する場合 WA認証制度では、当初認証期間5年、更新(継続)期間最長3年で更新は1度限りとなり、最長で認証期間は8年間となります。 施工後の舗装は8年で認証期間が終了しますので舗装材を敷設し直す必要がありますが、この費用負担は事業者でしょうか、名古屋市でしょうか。</p> <p>OWA CLASS2認証を更新(継続)しない場合 WAマーキングと日本陸連マーキングは異なります。 WA認証を取得する場合は、WAマーキングとするためWA認証終了後は日本陸連マーキングに変更する必要がありますか。変更する場合の費用負担は事業者でしょうか、名古屋市でしょうか。</p>	陸上競技場はJAAFの第一種公認に合わせ、WAのCLASS2認証を継続します。JAAF公認同様、WA公認を期間ごとに継続して取得できるよう計画的な運営管理、維持修繕更新等を実施ください。要求水準書を追記修正します。
547	要求水準書	127	第10	2	(1)	エ	(7)	瑞穂運動場の維持管理及び修繕	<p>設備異常・防災監視の拠点について、実施方針質問回答No.455にて回答をいただいております。 現施設の監視機能の範囲・体制について、下記の理解でよいか改めて確認させてください。 下記の3か所で公園内の主要施設の監視が確実にできることを確認させてください。</p> <p>■陸上競技場内 中央監視盤・防災監視盤 (建設中は仮設事務所内にて監視) ・現陸上競技場 ・ラグビー場 ・北陸上競技場</p> <p>■宿泊研修棟内 中央監視盤・防災監視盤 ・宿泊研修棟 ・野球場、テニスコート ・地下駐車場 ・屋内外プール ・トレーニング室</p> <p>■体育館 ・新体育館</p>	要求水準書「参考資料16 既存中央監視システム資料」でお示しします。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
548	要求水準書	127	第10	2	(1)	エ	(7)	瑞穂運動場の維持管理及び修繕	設備異常・防災監視の拠点について、実施方針質問回答No.455にて回答をいただいております。 ・公園全体の防犯監視はどの拠点で監視されているのでしょうか。(1か所集中監視でしょうか？設備・防災監視と同様エリア(施設)別で分けられているのでしょうか？)	No.547の回答を参照ください。
549	要求水準書	127	第10	2	(1)	エ	(7)	瑞穂運動場の維持管理及び修繕	設備異常・防災監視の拠点について、実施方針質問回答No.455にて回答をいただいております。 ・各第1～5駐車場の設備監視はどの拠点で監視されているの(監視する予定)でしょうか？	No.547の回答を参照ください。
550	要求水準書	127	第10	2	(1)	エ	(7)	b 建築物保全業務 (c)修繕業務	「予期せぬ事故等で生じた破損に関する常時修繕を行うこと。」とありますが、事業者は事業者が付保する保険の範囲内で負担し、超過分は貴市にて負担して頂けますでしょうか。	要求水準書109ページの修繕費等で対応してください。
551	要求水準書	127	第10	2	(1)	エ	(7)	修繕業務	「中長期修繕計画書を作成し」とありますが、施設の状況に応じて修繕の実施時期を適宜調整し、当該計画を更新できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
552	要求水準書	128	第10	2	(1)	エ	(4)		建築物環境衛生管理技術者は瑞穂公園全体で選任されているのでしょうか？それとも、建物ごとでしょうか？その場合、どの建物で選任されているか、複数施設が該当する場合は同じ人が兼務で選任されているのかご教示ください。	現状は、該当施設がありません。
553	要求水準書	128	第10	2	(1)	エ	(4)	a 清掃業務	維持管理運営別紙3「清掃作業基準表」について、記載されている作業基準表は要求水準ではなく参考資料として捉え、適切に業務品質および衛生環境を確保できれば、業務効率化の観点から自由に提案して構わないという理解でよろしいでしょうか。	陸上競技場については、改築後に事業者からの提案を受け、名古屋市との協議により内容を決めますが、既存施設については、この表に従ってください。
554	要求水準書	128	第10	2	(1)	エ	(4)	a 清掃業務	業務に使用する資材及び消耗品について、実績数値を開示頂けますでしょうか。(直近5カ年程度)	市に資料がありません。
555	要求水準書	128	第10	2	(1)	エ	(4)	a 清掃業務	維持管理運営別紙3「清掃作業基準表」について、記載の内容は現行の清掃業務にて実際に実施している内容と一致しておりますでしょうか。	一致しています。
556	要求水準書	128	第10	2	(1)	エ	(4)	c 廃棄物処理業務	維持管理企業が廃棄物処理業務を実施するために必要な資格(許可・登録・認定等)を有しておらず、廃棄物処理業務を当該資格を有する廃棄物処理業者に委託する場合、必ずしも当該廃棄物処理業者をわざわざ構成員・協力企業として登録する必要はないと理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
557	要求水準書	128	第10	2	(1)	エ	(イ)	c 廃棄物処理業務	発生する廃棄物の種類をお教えいただきたい。	OA用紙、新聞・雑誌・段ボール、機密書類、雑古紙、生ごみ、せん定枝類、その他可燃物、空き缶、金属類、空きびん、ガラス類、ペットボトル、発泡スチロール、その他プラスチック類、廃油です。
558	要求水準書	128	第10	2	(1)	エ	(イ)	維持管理業務 a清掃業務	空調用ダクト、貯水槽、排水管の清掃を行う事と記載がありますが、空調用ダクト、排水管はどの施設のどの系統を対象としますか。ご教示ください。	必要が生じることに対応しています。
559	要求水準書	128	第10	2	(1)	エ	(イ)	a.清掃業務	競技場等のイベントがあった場合の観客席等の原状回復清掃は別途主催者より指定管理者が受託しているのでしょうか。また、同様に廃棄物処理も別途主催者より受託している場合があるのでしょうか。	イベント時の清掃・廃棄は、指定管理者が受託していません。
560	要求水準書	128	第10	2	(1)	エ	(ウ)	公園施設管理 e遊戯施設	遊具点検は基本的にはメーカー若しくは設置業者での実施と思います。現在設置されている遊戯施設のメーカー若しくは点検業者についてご開示ください。	メーカーは現地で確認してください。点検業者は、行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません。
561	要求水準書	129	第10	2	(1)	エ	(イ)	d 警備業務	現在の警備業務の実施体制(勤務体制、ポスト・交番表など)をご教示ください。	市に資料がありません。
562	要求水準書	129	第10	2	(1)	エ	(イ)	e プールの衛生管理及び測定業務	(e)に記載の水質検査は、あくまでプール開場中において1時間に1回実施するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
563	要求水準書	129	第10	2	(1)	エ	(イ)	警備業務	d(f) 第5駐車場の混雑が予想される場合は警備員を配置とありますが、全ての駐車場について、同様に複数の警備員の配置が必要という理解でよろしいでしょうか。	第5駐車場は、地域からの要望があるため、特に注記しました。ほかの駐車場も、混雑が予想される場合には、必要に応じて警備員を配置してください。
564	要求水準書	129	第10	2	(1)	エ	(イ)	d 警備業務 (e)	大会等の運営に必要な警備は、原則主催者側が行うという認識でよろしいでしょうか。	大会の運営に関する警備は主催者ですが、駐車場等につきましては指定管理者です。
565	要求水準書	129	第10	2	(1)	エ	(イ)	e プールの衛生管理及び測定業務	温水プールの全換水清掃の実施回数の基準があればご開示願います。	「プール管理の手引き」では、年2回以上が望ましいとしています。
566	要求水準書	130	第10	2	(1)	エ	(イ)	f 天然芝フィールドの維持管理業務	維持管理運営別紙10「瑞穂運動場及び瑞穂公園施設管理表」に記載の規模・単位は年間実績数値となりますでしょうか。	1回あたりです。
567	要求水準書	130	第10	2	(1)	エ	(イ)	g 植栽等の維持管理業務	維持管理運営別紙10「瑞穂運動場及び瑞穂公園施設管理表」に対象が一式と記載ありますが、各項目の対象数量および樹種について、実績数値をご教示ください。	市に資料がありません。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
568	要求水準書	130	第10	2	(1)	エ	(イ)	g 植栽等の維持管理業務	維持管理運営別紙10「瑞穂運動場及び瑞穂公園施設管理表」内の明確に頻度が記載(「1回/日」等)されている項目について、記載されている頻度は要求水準ではなく参考頻度として捉え、適切に業務品質および衛生環境を確保できれば、業務効率化の観点から自由に提案して構わないという理解でよろしいでしょうか。	この表に従ってください。
569	要求水準書	130	第10	2	(1)	エ	(イ)	h 駐車場維持管理業務 (a)	「開館時間中、入出庫の管理及び監視を行うこと。」とありますが、これは必ずしも人によるものとは限らないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
570	要求水準書	131	第10	2	(1)	エ	(ウ)	備品及び消耗品の管理	a共通事項(c)「トレーニング器具を含む利用者の用に供する備品及び消耗品を良好かつ安全な状態に保つ」とありますが、体育館においての備品リストの開示をお願いします。	調達前のため、まだリストはありません。
571	要求水準書	132	第10	2	(1)	ウ	(ウ)	d トレーニング器具及びAEDを除く備品(a)	公益財団法人日本陸上競技連盟による陸上競技場及び北陸上競技場の公認検定に必要な用器具については、市が調達及び補充をするという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
572	要求水準書	132,133	第10	2	(1)	エ	(ウ)	備品及び消耗品の管理	d(a) 公益財団法人日本陸上競技連盟による陸上競技場及び北陸上競技場の公認検定に必要な器具を除くとありますが、これは名古屋市が直接購入する備品という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
573	要求水準書	132	第10	2	(1)	エ	(ウ)	備品及び消耗品の管理	C 自動体式除細動器(AED)について、現在のリース契約内容(設置数量、リース期間、リース契約先等)の情報をご教示ください。、もしくは今回、新たにすべて新規リース契約を行い入れ替える必要があるのでしょうか。	No.513の回答を参照ください。リース期間は、令和9年8月31日まで、契約先は、日通商事株式会社名古屋支店です。現在のリース期間内は、事業者の負担で消耗品の交換をしてください。リース期間終了後は、事業者がリース契約等をしてください。
574	要求水準書	132	第10	2	(1)	エ	(ウ)	d トレーニング機器及びAEDを除く備品	(公益財団法人日本陸上競技連盟による陸上競技場及び北陸上競技場の公認検定に必要な用器具を除く。)とありますが、当該器具に関しては20万円未満の備品であっても、調達及び補充の対象外との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
575	要求水準書	132	第10	2	(1)	エ	(ウ)	c 自動体外式除細動器	現在事業対象範囲内に設置されておりますAEDの数量及び耐用年数をご教示ください。	No.513及び573の回答を参照ください。
576	要求水準書	132	第10	2	(1)	エ	(ウ)	b トレーニング器具	トレーニング器具を全て入れ替える場合、現存する市所有器具の撤去は市の費用にて行って頂けるのでしょうか。	市所有器具の廃棄には、市の手続きが必要です。廃棄は、事業者の負担になります。
577	要求水準書	132	第10	2	(1)	エ	(ウ)	d トレーニング器具及びAEDを除く備品	「(公益財団法人日本陸上競技連盟による陸上競技場及び北陸上競技場の公認検定に必要な用器具を除く)」とありますが、公認検定に必要な用器具の調達及び補充は、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
578	要求水準書	133	第10	2	(1)	ウ	(イ)	公認競技場の管理に関すること	公認継続にかかる競技用器具・施設の補充・補修費用及び検定費用は、市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	施設の補修費用については、要求水準書109ページの「コ 修繕費等について」によります。
579	要求水準書	133	第10	2	(1)	エ	(イ)	公認競技場の管理に関すること	i の項目に 公認継続にかかる早期の情報収集に努め、競技用器具・施設の補充・補修について、市へ報告を行うこと。とありますが、報告のみで実際の補充・補修につきましては、業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。また、ここでいう公認はJAAF公認1種3種と考えてよろしいでしょうか。あるいは、WAのCLASS2の認証も含まれるのでしょうか。	WAのCLASS2の認証も含まれますので、要求水準書を訂正いたします。陸上競技場は、JAAF公認1種が可能な維持管理(サービス購入料D)をしてください。北陸上競技場は、JAAF公認3種の補修費用については、109ページの「コ 修繕費等について」によります。
580	要求水準書	133	第10	2	(1)	エ	(イ)	公認競技場の管理に関すること	公認継続にあたり行う補修は、北陸上競技場は既存施設の修繕として、陸上競技場は、事業者施工分の修繕として、扱いが変わるのでしょうか。	北陸上競技場の修繕はサービス購入料C、陸上競技場の修繕はサービス購入料Dになります。
581	要求水準書	134	第10	2	(1)	オ	(ア)	公園基本管理 c除草	現地での植栽帯の雑草等対応箇所について、場所的に差があると考えます。参考までに現在の除草年間スケジュールや対象範囲図などありましたらご開示ください。	市に資料がありません。
582	要求水準書	136	第10	2	(1)	オ	(ウ)	g 教養施設	(a)に記載の「史跡大曲輪貝塚」について、これまでに実施してきた管理(補修・更新等)内容、頻度、年間の管理費用実績等を可能な範囲でご教示ください。	過年度に説明板の貼り替えを実施、芝生除草は年5～6回程度適宜実施しています。
583	要求水準書	136	第10	2	(1)	オ	(ウ)	管理施設	e(a) 遊具・健康遊具等の施設について、年1回以上の定期的な点検を実施することとありますが、専門業者によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
584	要求水準書	137	第10	2	(1)	オ	(ウ)	l その他工作物等	瑞穂橋、連絡橋について5年1回の点検実施とありますが、直近実施年度または次回実施年度をご教示ください。	瑞穂橋は平成30年度に、南連絡橋は平成27年度に実施しています。北連絡橋は実施しておりません。
585	要求水準書	137	第10	2	(1)	カ		都市公園内許可事務の補助に関すること	管理許可申請された物件の使用料は、指定管理者の収入という理解でよろしいでしょうか。また、当初想定できない許可物件についての光熱水費の見込み方及びその光熱水費は指定管理者の収入になるのかご教示ください。	管理許可に係る使用料は、市の収入です。許可物件の光熱水費は、弁償金として指定管理者が使用者から徴収してください。
586	要求水準書	138	第10	2	(1)	キ	(ア)	h 発生又は発生する恐れがある段階	維持管理運営別紙6「災害応急対策実施に係る基準」に記載の「指定管理施設」とは、あくまで本事業にて指定管理者が維持管理運営を行う対象の施設という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
587	要求水準書	139	第10	2	(1)	キ	(ア)	e その他	(c)に記載の人員費等の負担について、貴市にて負担していただく例外としてはどのような場合を想定しておりますでしょうか。	現時点では、具体的な想定はありません
588	要求水準書	139	第10	2	(1)	キ	(キ)	緊急時対応	過去の浸水経験の履歴をお示しください。	平成12年と平成16年に1回ずつありました。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
589	要求水準書	139	第10	2	(1)	キ	(キ)	緊急時対応	eその他(c)災害発生の回数や対応内容、そこに係る人件費は予測不可能なため、不可抗力事項としての取り扱いになると考える。指定管理料からの負担とする場合の想定金額をお示してください。	不可抗力である場合は事業契約書第12章 不可抗力の規定によることとなりますが、不可抗力ではない場合の緊急時対応については、事業者の責任と費用負担により対応するものとします。
590	要求水準書	140	第10	2	(1)	ケ	(ア)	事業計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出	bの月報と要求水準書P141(イ)d(a)の月次業務報告書とは同じものと考えてよろしいでしょうか。同じ場合、提出時期について要求水準書P31 エ 業務報告書の月次報告書の提出日と記載が異なりますのでどちらが正かをお示してください。	別のものです。
591	要求水準書	141	第10	2	(1)	ケ	(イ)	事業計画書並びに事業報告書及び収支決算書等	bの(e)、(f)にある「乙」は事業者、「甲」は市と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を訂正いたします。
592	要求水準書	142	第10	2	(2)	サ		ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメリット対応業務	各施設に個別のネーミングライツを導入し、命名権料を指定管理者が受け取る提案は可能でしょうか。指定管理料を縮減する上で効果的な手段の一つと考えます。この場合、施設それぞれに名称をつけることになります。	すでにネーミングライツ・スポンサーがいるため、不可です。
593	要求水準書	142	第10	2	(1)	シ	(ア)	パークマネジメント活動業務	d「イベントの実施」とありますが、これは自主事業で行うことも可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
594	要求水準書	142	第10	2	(1)	シ	(ア)	パークマネジメント活動業務	パークマネジメント活動業務に、C宿泊研修棟の整備及び運営とある意図をご教示ください。	市民等の意見を基にした結果として、宿泊研修室をリノベーションして、パークマネジメント活動の拠点とする場合が想定されるためです。
595	要求水準書	142	第10	2	(1)	シ	(ア)	パークマネジメント活動業務	「周辺地域の活性化や渋滞対策等の検討を実施し、市に提案すること。」とありますが、あくまで検討提案のみを当事業で求められており、実施をすることは求められていないという理解で宜しいでしょうか。事業費試算に係るためご教示ください。	ご理解のとおりです。
596	要求水準書	142	第10	2	(1)	シ	(ア)	パークマネジメント活動業務	児童園、花壇、宿泊研修棟の「整備」とありますが、あくまで企画・提案といった内容であり、設計や建設等の整備業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	事業全体としては、整備も含まれます。
597	要求水準書	142	第10	2	(1)	シ	(ア)	パークマネジメント活動業務	「宿泊研修棟の整備及び運営」とありますが、業務内容は市民、公園周辺地域の関係者や団体の意見集約という理解でよろしいでしょうか。	市民等の意見集約の結果、例えば、宿泊研修室をリノベーションして、パークマネジメント活動の拠点とした場合、パークマネジメント活動の一環として運営をしてください。
598	要求水準書	142	第10	2	(1)	シ	(ア)	パークマネジメント活動業務	パークマネジメント活動業務の整備に係る関係者との連携内容とは具体的にどんなことを指すかお示してください。	事業者と一緒に企画・運営を行うことを想定しています。
599	要求水準書	142	第10	2	(1)	シ	(イ)	パークマネジメント活動業務	コーディネーターを配置することとあるが、管理運営業務に従事する者の基準にはない理由をお示してください。	管理運営業務とは別に設置するものだからです。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
600	要求水準書	143	第10	2	(1)	ス	(エ)	アジア競技大会等への協力・支援	アジア競技大会等への協力の内容と経費をご教示願いたい。	未定です。
601	要求水準書	143	第10	2	(1)	ス	(エ)	アジア競技大会等への協力・支援	アジア競技大会における種目の中で、特に投擲種目等で芝生の破損・補修が想定されるが、その場合の費用負担は大会側で行ってもらえるのかご教示願いたい。	未定です。
602	要求水準書	143	第10	2	(1)	ス	(エ)	アジア競技大会等への協力・支援	アジア競技大会等への協力・支援は、どの程度の協力を想定してまずでしょうか。	未定です。
603	要求水準書	143	第10	2	(1)	ス			(イ)～(オ)までの事業等に協力することとあるが、内容と経費をご教示願いたい。	スポーティブ・ライフ月間は、イベントへの従事(PRブース出展など)など、健康・スポーツのまるハデーは、広報の協力など、マラソンフェスティバルは、事前準備・マラソン運営業務の従事など、アジア競技大会については未定、各会議への参加は、職員の派遣や会議室の提供などです。いずれも直接的な経費の負担はありません。
604	要求水準書	144	第10	2	(1)	ス	(ク)	PCBの管理	「特別管理産業廃棄物責任者を設置すること」とありますが、本施設への常駐を義務付けているという認識でよろしいでしょうか。常駐しなくても特別管理産業廃棄物責任者を選任すれば要求水準を満たしますでしょうか。本施設への常駐が必要となる場合、「常駐」の定義をお示しください。	常駐しなくても特別管理産業廃棄物責任者を選任すれば要求水準を満たします。
605	要求水準書	144	第10	2	(1)	ス	(ク)	PCBの管理	「特別管理産業廃棄物責任者を設置すること」とありますが、PCBの所有者が貴市であること、運搬及び処分を貴市が直接実施することを鑑みますと指定管理者ではなく貴市が特別管理産業廃棄物責任者を設置することが適切かと存じます。要求水準書を変更しただけでいいでしょうか。	原案のとおりとします。
606	要求水準書	146	第10	2	(2)	ア	(ウ)	物販事業	指定管理者は、設置許可により、既存施設内外にスポーツ関連用品等を販売する売店等を設置することができますが、新設する陸上競技場内にも設置できると考えてよろしいでしょうか。	147ページ(イ)のとおりです。
607	要求水準書	146,147	第10	2	(2)	イ		民間収益施設を設置して実施することが出来る業務	入札説明書資料(4-1)資料4自主事業の係る使用料(2)設置許可、(3)管理許可で設定されてますが、(ア)及び(イ)の方針に沿って設置する場合は、どの使用料が適用されますか。	(ア)は設置許可、(イ)は管理許可になります。
608	要求水準書	146	第10	2	(2)	イ	(ア)	事業区域に民間収益施設を設置する場合	「事業期間終了後は、原則として原状回復する」とありますが、樹木を伐採した場合には、どうなるでしょうか。	公園整備施設にかかる設計要件を参照してください。
609	要求水準書	146	第10	2	(2)	イ	(ア)	事業区域に民間収益施設を設置する場合	文中の「瑞穂運動場」とは、陸上競技場と捉えてよろしいでしょうか。	名古屋市瑞穂公園条例第2条に規定する有料公園施設です。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
610	要求水準書	146	第10	2	(2)	イ	(7)	事業区域に民間収益施設を設置する場合	指定管理者が選定して市の承諾を得た第三者が民間収益施設を設置して事業を行う場合の土地使用料は当該第三者が市に直接支払うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
611	要求水準書	146	第10	2	(2)	イ	(7)	事業区域に民間収益施設を設置する場合	民間収益施設を保有し運営を行う企業は協力会社として参加申請が必要でしょうか。	特に必要ありません。
612	要求水準書	146	第10	2	(2)	イ	(7)	事業区域に民間収益施設を設置する場合	民間収益施設利用者用の駐車場について本事業で整備した駐車場の一部を管理許可により利用することは可能でしょうか。	市との協議によります。
613	要求水準書	147	第10	2	(2)	イ	(7)	事業区域に民間収益施設を設置する場合	事業終了後の撤去等も考慮した場合、陸上競技場等の延床面積に含まないものとすることは可能でしょうか。	147ページ(イ)は、建屋内に設置することを想定しています。建屋外に設置する場合は、146ページ(ア)によります。
614	要求水準書	147	第10	2	(2)	イ	(4)	陸上競技場等に民間収益施設を設置する場合	「陸上競技場等の無料区域内に」とありますが、有料区域で実施される売店等の詳細(事業内容・料金・事業者・過去の売上実績等)を教えてください。	要求水準書の添付資料「07 諸室の要求事項一覧」にある「売店」の項目を参照してください。
615	要求水準書	147	第10	2	(2)	イ	(4)	陸上競技場等に民間収益施設を設置する場合	「無料区域内には、・・・臨時に売店等を設置する場合があります」とありますが、過去の実績、今後の計画について教えてください。	名古屋グランパスが試合開催時に使用しています。試合の開催ごとに約4,000㎡の行為許可を取ってイベントを行っています。今後の計画も同様の使用を想定しています。
616	要求水準書	147	第10	2	(2)	イ	(4)	陸上競技場等に民間収益施設を設置する場合	陸上競技場等の無料区域内に指定管理者が自由に提案できるものとすると思いますが、有料区域内でも提案することはできると考えてよろしいでしょうか？	有料区域内の提案はできません。
617	要求水準書	147	第10	2	(2)	イ	(4)	陸上競技場等に民間収益施設を設置する場合	a「面積は、陸上競技場等の延べ面積(略)に含まれるものとする」とありますが、建築基準法における床面積という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
618	要求水準書	147	第10	2	(2)	イ	(4)	陸上競技場等に民間収益施設を設置する場合	a「面積は、陸上競技場等の延べ面積(略)に含まれるものとする」とありますが、各種法令に適合することを条件に「現状回復」した後の面積としてもよろしいでしょうか。	147ページ(イ)は、建屋内に設置することを想定しています。建屋外に設置する場合は、146ページ(ア)によります。
619	要求水準書	147	第10	2	(2)	イ	(4)	陸上競技場等に民間収益施設を設置する場合	a「面積は、陸上競技場等の延べ面積(略)に含まれるものとする」とありますが、民間収益施設部分の面積上限はございますでしょうか。	上限は設定していません。
620	要求水準書	147	第10	2	(2)	イ	(4)	陸上競技場等に民間収益施設を設置する場合	デッキ上に民間収益施設を設ける場合は設置許可ではなく管理許可になるという理解でよろしいでしょうか。	146ページ(ア)の場合は設置許可、147ページ(イ)の場合は管理許可です。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
621	要求水準書	148	第10	2	(2)	イ	(キ)	陸上競技場等に民間収益施設を設置する場合	責任者を選任するとのことですが、業務を行う資質のある人材であれば良く、資格要件は特に無いと考えて宜しいでしょうか。(構成員、協力会社等である必要はないという理解)	ご理解のとおりです。
622	要求水準書	149	第10	1	(4)			実施体制	「全体統括責任者」は維持管理運営期間において、本施設に常駐する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、要求水準書119ページの指定管理の総括責任者は、常駐の必要があります。
623	要求水準書	149	第11	1	(4)			実施体制	全期間に渡り「全体統括責任者」を配置し、各業務の「業務責任者」を配置すること。との記載がありますが、何れも常駐を求めるものではないと解釈してかまわないでしょうか。	市と事業者の協議等は全体統括責任者を通じて行うことを踏まえ、協議等が円滑に行えるような体制としてください。要求水準で常駐を求めている者が全体統括責任者や各業務責任者となる場合は常駐する必要があります。
624	要求水準書	150	第11	2	(1)	ア	(ウ)	統括マネジメント業務	全体統括責任者は業務期間に応じて変更することは可能でしょうか。例えば、建設期間は建設業務責任者が担い、維持管理運営期間は、維持管理業務責任者又は運営業務責任者が担う、など。	ご理解のとおりです。
625	要求水準書	151	第11	2	(2)	イ	(ア)	業務内容	事業者にて建築物台帳・設備台帳を作成し、保管する目的の意図をご教示下さい。	長期包括的な公園の管理運営を行う者として本業務実施を求めます。
626	要求水準書							駐車場料金	民間収益施設利用者の駐車場料金を施設側が負担する場合に、現行の料金体系では負担額が大きく、柔軟な料金設定(無料時間帯の設定、時間帯や曜日別の料金、最大料金の設定など)は可能でしょうか。 (参考) ●名古屋市瑞穂公園条例 (利用料金) 第4条 3 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。 別表3 普通自動車(1台につき)1回券500円 ●名古屋市都市公園条例 (使用料) 第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額又は同表に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。 別表第2 使用料 その他の公園の駐車場1台30分につき600円以内	名古屋市瑞穂公園条例に基づいて実施してください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
627	要求水準書							民間収益施設の設置	公園利用者も利用しますが、民間収益施設利用者用駐車場の設置許可は認められますか。或いは、月ぎめ駐車場として、賃料(設置許可使用料3,500円/㎡・年×25㎡(1台分+車路))×台数分を支払うことで、回数券を施設側に発券していただくことは可能でしょうか また、コロナ禍においてドライブスルーを設置することは可能でしょうか	駐車場の管理許可については、市との協議によります。回数券の使用は可能です。ドライブスルーの設置は、本事業の方針に基づき、提案内容及び市との協議によります。
628	要求水準書							宿泊研修棟の各種検査・報告書について	宿泊研修棟の建築設備定期検査、特定建築物定期調査、防火設備定期検査、消防点検の直近の報告書を確認させて頂けますでしょうか。	市に資料がありません。
629	要求水準書								現在の駐車場管理に係わる人員配置をご教示ください。(通常時、イベント時追加要員、誘導警備員なども含む)	イベントの規模によります。
630	要求水準書								現金支払い以外に導入している駐車料金の支払い方法を全てご教示ください。	現金払いまたは回数券です。
631	添付資料3							計画範囲図	添付資料3における計画範囲図において、建築整備施設の範囲として赤色で着色されている部分が、「名古屋市建築基準条例」「建築設計基準」「建築工事設計図書作成基準」「公共建築工事積算基準」「建築工事特記仕様書」など、いわゆる建築工事仕様に準拠して施工される範囲であり、公園整備施設の範囲として黄色で着色されている部分は、「土木工事標準仕様書」「土木工事共通特記仕様書」「土木工事標準積算基準書」など、いわゆる土木工事仕様に準拠して施工を行う範囲と解釈してよろしいでしょうか。	必ずしもそうではありません。
632	添付資料3							計画範囲図	添付資料3における計画範囲図において、建築整備施設の範囲として赤色で着色されている部分が、「名古屋市建築基準条例」「建築設計基準」「建築工事設計図書作成基準」「公共建築工事積算基準」「建築工事特記仕様書」など、いわゆる建築工事仕様に準拠して施工される範囲であり、公園整備施設の範囲として黄色で着色されている部分は、「土木工事標準仕様書」「土木工事共通特記仕様書」「土木工事標準積算基準書」など、いわゆる土木工事仕様に準拠して施工を行う範囲と解釈してよろしいでしょうか。	No.631の回答を参照ください。
633	添付資料3							計画範囲図	計画範囲図に示されている事業区域範囲以外のエリア(例えば山崎川エリア内)を含めた整備提案を行うことは可能でしょうか。	No.260の回答を参照ください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
634	添付資料3							計画範囲図	添付資料3における計画範囲図において、例えば柱や雨どいなど、陸上競技場施設の一部が公園整備施設として黄色に着色されている部分に架かる場合、当該部分は陸上競技場と同様に、いわゆる建築工事仕様に準拠するものと解釈してよろしいでしょうか。	No.631の回答を参照ください。
635	添付資料3							計画範囲図	添付資料3において、赤・黄・青色にて着書されておりますが、各々の色の濃淡の意味についてご教授下さい。	隣り合う施設の区別のために色の濃淡をつけていますので、特に意味はありません。
636	添付資料3							計画範囲図	陸上競技場の計画によっては、陸上競技場と緑陰広場の間にある道路の線形変更、若しくは付け替えや廃道等の可能性が考えられます。市の認定道路では無いと認識しておりますが、公園区域に含まれる公園内特定園路でしょうか。あるいは、公園区域の特定道路でない場合、道路法、道路交通法、道路運送法等における道路の位置づけを教えてください。	陸上競技場の東側道路は、道路交通法上の道路となります。
637	添付資料3							計画範囲図	計画範囲図の、北陸上競技場と施設用地部分の間にあります既存建屋が今回の事業区域に含まれないように見て取れますが、事業区域に含まれないという理解でよろしいでしょうか。また、将来的に、既存建屋部分が市の土地として事業区域に含まれる見込みはありますでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、市が買収した場合、事業区域に含まれる可能性はあります。
638	添付資料4							団地認定範囲図	競技場西側「山崎川散策路」をAブロックの敷地に入っていない理由をご教示ください。	団地認定の経緯・理由は不明です。
639	添付資料7						3	諸室の要求事項一覧(実況放送室)	C型コンセント2系統及び端子盤とありますが使用用途をご指示下さい。	放送用です。
640	添付資料7						5	諸室の要求事項一覧(売店)	「事業者の収益性等を考慮して提案すること」とありますが、売店の事業者も提案するのでしょうか？提案しない場合、事業者の事業内容を教えてください。	売店事業者について提案は不要です。事業内容は飲食と物販を想定しています。
641	添付資料7						6	諸室の要求事項一覧(防災センター)	防災センターについて、浸水対策として2階以上に配置となっておりますが、浸水リスクに応じて適切な浸水対策が講じられていれば、必ずしも2階以上に配置しなくても構わないと理解してよろしいでしょうか。	2階以上に設置してください。
642	添付資料8						5	競技用備品等リスト	ラグビー用の人工芝の仕様については特に記載がありませんが、ワールドラグビー仕様までは必要ないという解釈でよろしいでしょうか。	ジャパンラグビートップリーグで使用できる仕様にして下さい。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
643	添付資料8						-	競技用備品等リスト	JAAFルールブック2020に記載の1種の備品数よりも リストにある備品数の方が多いが、アジア競技大会で陸上競技開催の為に必要なものとの解釈でよろしいでしょうか。(要求水準にはJAAFの細則に基づくため) また、アジア大会後も事業期間中は、同じ数量を維持する必要がありますでしょうか。	数量は要求水準書のとおりです。
644	添付資料16							フィールド可視範囲図	参考資料20 陸上競技場施設利用図(案)と跳躍走路の形状が異なりますが、跳躍走路の形状は添付資料16 競技エリア可視範囲の形状を正としてよろしいでしょうか。参考資料20 陸上競技場施設利用図(案)を正とする場合は、可視範囲をお示しください。	跳躍走路の形状については、添付資料16の形状をベースに計画して下さい。 なお、「添付資料16 競技エリア可視範囲図」は、各客席から視認可能な各競技施設の範囲を示すものであり、陸上競技施設の形状を指定するものではありません。また、「参考資料20 陸上競技場施設利用図(案)」は、必要な陸上競技施設の種類のレイアウトを例示したものであり、形状やレイアウトを指定するものではありません。
645	添付資料16							フィールド可視範囲図	可視範囲のフィールドの配置図と参考資料20の陸上競技場施設利用図案のレイアウトが異なっているが、考え方は同じということでしょうか。	No.644の回答を参照ください。
646	添付資料16							フィールド可視範囲図	可視範囲が、要求水準(案)にてご提示の条件から変わっておりますが、西側の史跡掘削制限、散策路の敷地境界、東側緑陰広場等、敷地制約上の観点及び施設規模の観点から、要求水準(案)にてご提示の条件に戻して頂くことは可能でしょうか。	本計画において要求する可視範囲は、今回公表した内容となります。
647	添付資料16							フィールド可視範囲図	可視範囲が、要求水準(案)にてご提示の条件から変わっておりますが、西側の史跡掘削制限、散策路の敷地境界、東側緑陰広場等、敷地制約上の観点及び施設規模の観点から、他競技場の事例などを根拠に提案することは可能として頂けますでしょうか。	他競技場の事例などに関わらず、本計画において要求する可視範囲は、今回公表した内容となります。
648	添付資料16							フィールド可視範囲図	競技エリア可視範囲図が、前回ご提示のものと異なっておりますが、変更と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
649	添付資料16							フィールド可視範囲図	フィールド可視範囲図と参考資料20の陸上競技場施設利用図とでバックスタンド側の跳躍競技エリアが不整合ですが、フィールド可視範囲図を正としてよろしいでしょうか。	No.644の回答を参照ください。
650	参考資料2							地質調査報告書	No.1～No.10のボーリング柱状図を頂けないでしょうか？	添付資料の追加として配布します。
651	参考資料7							既存鉄塔概略図	既存鉄塔に関わり敷地固有の建築制限等の条件があればご教示ください。	鉄塔が所在することは承知していますが、電気事業者が直接管理しており、建築制限等の条件が不確かなため、詳細については電気事業者にご確認ください。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
652	参考資料7							既存鉄塔概略図	立面図に半径3,040の弧、4,800の弧が描かれていますが、この範囲が示す建築制限等(建築計画条件、施工条件)を、ご教示ください。	No.651の回答を参照ください。
653	参考資料7							既存鉄塔概略図	送電線からの離隔距離が2種類記載されておりますが、最外縁(送電線より7,840mm)以内には建設不可という理解でよろしいでしょうか。	No.651の回答を参照ください。
654	参考資料9							現況施設一覧及び施設図面(建設当初設計図)	03 陸上競技場に関して、メインスタンドの建設当初の建築図がありませんので、ご提示ください。	添付資料の追加として配布します。
655	参考資料14							埋蔵文化財の取り扱い	B 史跡関連埋蔵文化財包蔵地の掘削は「原則」行わないとありますが、建物計画上やむを得ず掘削が必要な場合はどのような対処が必要でしょうか。	遺跡が滅失している部分を除き、遺跡を構成する土層、遺構を掘削する工事は行わないようにしてください。ただし、遺跡を構成する土層以外の、表土、攪乱土等の掘削については、掘削底から遺跡を構成する土層との間に30cm以上の保護層を確保すれば、掘削は可能です。
656	参考資料20							陸上競技場施設利用図(案)	フィールドの計画図が示されておりますが、「JAAFの新設第一種公認陸上競技場(多目的)及びWAのCLASS2認証陸上競技場」に適合すれば、必ずしも計画図と一致しなくても問題ないと考えて良いでしょうか。	要求水準を満たした上で、競技団体との協議によります。
657	参考資料22 (参考資料1)							備品リスト	備品リスト13ページの13・14段目に記載の券売機について、保守契約先をご教示ください また14行目の備品の設置場所もあわせてご教示ください。 同じく15ページの保健・衛生器具類で設置場所の記載がないものについて、設置場所をご教示ください。	券売機:宿泊研修棟1Fロビー アンデプロ2000:ラグビー場 マキタ490:陸上競技場、野球場 TOSHIBA ED-60C:宿泊研修棟 SPDU-30:陸上競技場 三菱電機MAW-701AP:宿泊研修棟 日立 DE-N60WV:宿泊研修棟 エクセレン ロールスウィーパー:陸上競技場
658	参考資料22 (参考資料1)							備品リスト	配布された備品リストの記載ある品は、現時点で実際に使用されているものと捉えて宜しいでしょうか (経年劣化や瑕疵等により使えないものが無いこと)	ご理解のとおりです。
659	参考資料22 (参考資料2)	4						設備概要	ラグビー場の空調設備についてはフィルター清掃を実施していないという理解でよろしいでしょうか	定期的に行っています。
660	参考資料22 (参考資料2)	6						設備概要	建設中の体育館について建築・設備機器等に関するアフター保証基準をご教示ください。	各工事の設計図書内の特記仕様書において必要に応じて定められておりこれが保証基準となっています。また、工事請負契約上、瑕疵担保期間が定められています。加えて、工事完了後おおむね1年経過した段階で、名古屋市工事担当者、工事受注者、施設管理者の3者立会のもと点検を実施する旨定められています。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
661	参考資料22 (参考資料2)	6						設備概要	建設中の体育館について空調・衛生・電気各設備機器のメーカーをご教示ください。メーカーリストがございましたらご提供ください。	確定したメーカーリストはまだ受領していませんのでございません。
662	参考資料22 (参考資料2)	7						設備概要	宿泊棟の貯湯槽について現在点検・清掃の実施ある場合その内容をご教示ください。	市に資料がありません。
663	参考資料22 (参考資料2)	9						設備概要	地下駐車場における汚水槽について現在点検・清掃の実施がある場合、その内容をご教示ください。	市に資料がありません。
664	参考資料22 (参考資料2)	1,3,5, 8,10						設備概要	各施設における電気設備の「放送設備」(マイク・スピーカー等)は年1回の点検はメーカーによる点検を実施していますでしょうか。実施設備がある場合、対象機器および実施メーカーについてご教示ください。	対象機器は、図面及び現地確認してください。点検実施メーカーは、行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません。
665	参考資料22 (参考資料2)	1～10						設備概要	各設備に関して記載されているメーカーにて保守点検を実施している項目についてご教示ください。	市に資料がありません。
666	参考資料22 (参考資料2)	1～10						設備概要	中性能フィルターを使用している空調設備があれば対象の型式・台数・交換頻度等の実施内容をご教示ください。	要求水準書の添付資料で確認してください。
667	参考資料22 (参考資料2)	1～10						設備概要	各施設におけるパッケージエアコンの室外機と室内機それぞれの台数をご教示ください。	要求水準書の添付資料を基に現地確認してください。
668	参考資料22 (参考資料2)	2,3,5, 8,10						設備概要	各施設における電気設備の「ITV設備」は年1回の点検はメーカーによる点検を実施していますでしょうか。実施設備がある場合、対象機器および実施メーカーについてご教示ください。	行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません。
669	参考資料22 (参考資料2)	4,5,9, 10						設備概要	非常用発電設備の年2回点検実施しているメーカーをご教示ください。	行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません。
670	参考資料22 (参考資料2)							設備概要	維持管理運営参考資料2「設備概要」と各施設の図面資料で設備内容や設備数量が異なる場合、維持管理運営参考資料2「設備概要」の設備内容および数量を正と考えてよろしいでしょうか。 また、図面資料の内容を正と考える場合、維持管理運営参考資料2「設備概要」に記載されている内容は何に基づいて作成された資料となるかご教示いただきたい。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、現状の確認によります。
671	参考資料22 (参考資料2)							設備概要	点検基準に記載ない設備項目については、現状点検・清掃等実施をしていないという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて点検・清掃を行っています。
672	参考資料22 (参考資料2)							設備概要	資料「既存施設の設備概要」P.7のプール設備内、屋内プールろ過装置と屋外プールろ過装置の既存点検業者をご教授頂けますでしょうか。	行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
673	参考資料22 (参考資料2)							設備概要	資料「既存施設の設備概要」P.7の空調設備内にて、改正フロン法の定期点検対象機器はございますでしょうか。ある場合、対象機器の型式と台数をご教授頂けますでしょうか。	要求水準書の添付資料を基に現地確認してください。
674	参考資料22 (参考資料2)							設備概要	資料「既存施設の設備概要」P.8の電気設備内、放送設備、光データハイウェイ、電話交換、ITV設備、中央監視装置、一体監視の既存点検業者をご教授頂けますでしょうか。	行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません。
675	参考資料22 (参考資料3)							利用料金収入等	減免実績額の内訳について駐車場料金として減免された額がいくらかご教示ください。	平成30年度の減免台数は6,823台です。
676	参考資料22 (参考資料3)							利用料金収入等	記載されている利用料金収入額は消費税等込の金額でしょうか。	ご理解のとおりです。
677	参考資料22 (参考資料3)							利用料金収入等	利用料金収入額は減免額を差し引かれた金額という認識でよろしいでしょうか。	減免額を含まない、実際の収入額です。
678	参考資料22 (参考資料3-2)							月別・施設別利用状況	宿泊研修室の利用件数の実績が記載されていますが、夜間宿直業務にかかる経費積算のため、宿泊利用があった日数の実績を直近3カ年分開示頂きますようお願い致します。	施設利用率 ・平成28年度33.2% ・平成29年度41.9% ・平成30年度33.0% なお、計算は以下のとおり。 施設利用率＝(利用コマ数)÷(使用可能コマ数) ①コマ数…使用時間帯区分数(午前、午後、夜間の時間帯区分を各1コマと数える) ②使用時間帯の各区分に利用があれば各1コマと計上
679	参考資料22 (別紙3)							清掃作業基準表	陸上競技場の清掃作業基準表について、陸上競技場については改築後に事業者からの提案を受け市との協議により内容を決めるとあります。 要求される清掃品質水準は、現施設の清掃基準表(頻度)が水準と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
680	参考資料22 (別紙3)							清掃作業基準表	新体育館においては、改築後の陸上競技場と同様に建設後に事業者の提案を受け市との協議により内容を定めると考えてよろしいでしょうか。 また、要求される清掃品質水準は、現施設の陸上競技場清掃基準表と同程度と考えてよろしいでしょうか。	前段は、令和3年度の指定管理者と協議して定めます。後段は、貴見のとおりに想定してください。
681	参考資料22 (別紙10)							瑞穂運動場及び瑞穂公園施設管理表	「●維持管理運営別紙10 瑞穂運動場及び瑞穂公園施設管理表」について、現状の指定管理で管理している仕様書との変更点はどこかご教示願いたい。	現状のとおりです。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
682	参考資料22 (別紙13)							ネーミングライツ契約にかかる権利について	実施方針質問回答No.559において、ネーミングライツ契約に基づく案内標識及び看板等の保守について、市が直接実施する事業との回答を公表されております。 ・保守管理は市で実施するということでしょうか。 ・標識、公告等について事業者で整備不要との意味の回答でしょうか。	施設案内標識及び看板等の保守は、ネーミングライツパートナーの負担です。ただし、本事業の整備により、取り外し等をする場合は、事業者にて保管及び補修をしてください。
683	参考資料22 (別紙13)							ネーミングライツ契約にかかる権利について	施設案内標識及び看板等の保守は、事業者負担。更新についてはネーミングライツパートナーの負担と考えてよろしいでしょうか。	No.682の回答を参照ください。
684	参考資料22							(資料提供依頼)	既存施設の維持管理に関する人員体制(設備担当者、警備員、管理員、清掃員)をご開示ください。	設備担当と管理員の人員体制は、行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません。警備員と清掃員の人員体制は、市に資料がありません。
685	参考資料22							(資料提供依頼)	既存施設の年間作業スケジュール、メーカー及び再委託先リストについて、ご開示ください。	市に資料がありません。
686	参考資料23							芝生フィールド改修工事 特記仕様書	陸上競技場の建設に伴い、芝生の種類や管理方法をこの仕様書通りに行う必要があるのか？ あくまでも参考程度の位置づけなのか、ご教示願いたい。	既存の陸上競技場芝生フィールドを改修した際の工事特記仕様書になります。既存の天然芝と同等以上の仕様を満足するよう芝生の種類や管理方法など提案いただくことは可能です。詳細については市との協議によります。
687	参考資料23							芝生フィールド改修工事 特記仕様書	本特記仕様書は、平成27年などの記載があることから、以前の改修工事の仕様書ではないかと思われませんが、その中で芝生の栽培期間・芝生の芽数・芝生の運搬時間等事細かな規定がありますが、今回どこまでの規格を満たす必要がありますか。	No.686の回答を参照ください。
688	参考資料23							芝生フィールド改修工事 特記仕様書	本特記仕様書は、張芝工法での特記仕様と思われませんが、今回業務を計画するにあたっては張芝工法を採用しなければならないとの解釈でよろしいでしょうか。	No.686の回答を参照ください。
689	参考資料							(資料提供依頼)	宿泊研修棟の竣工図資料をいただきたい。 設計図はございましたが、より情報が正確な竣工図にそって維持管理、保守を検討したいため。	竣工図はありません。
690	参考資料							(資料提供依頼)	これまでの国体、国際大会実施時における北陸上競技場からスタジアムまでの選手の移動動線についての資料の提供をお願いできますか。	日本陸上競技選手権を開催した時の資料を添付資料の追加として配布します。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
691	参考資料							(資料提供依頼)	以下の資料のご提供をお願いできますか。 ①公園への電気及び給水引き込み資料及び園内への配線・配管ルート図 ②雨水排水施設資料(流末) ③既存の親水広場に係る図面(給排水配管図、配線、ポンプ仕様、水路断面など) ④既存樹木について、位置や樹種、樹高、枝張などの資料	①については、現公園区域内については施設図面をご確認ください。 ②については、現公園区域内については施設図面をご確認ください。 ③については、提供可能な資料は添付資料の追加として配布します。 ④これまで調査を行っていないため、資料はありません。
692	参考資料							(資料提供依頼)	以下の資料のご提供をお願いできますか。 ①南連絡橋の竣工図書(報告書、設計計算書)、道路占用書類 ②北連絡橋の竣工図書(報告書、橋梁構造図、橋梁設計計算書)、道路占用書類 ③瑞穂橋の竣工図書(報告書、各種構造図、設計計算書)、河川占用書類	①については、竣工図「瑞穂公園連絡橋新築工事」を参照ください。その他の資料については、提供可能な資料は添付資料の追加として配布します。 ②については、竣工図「瑞穂運動場相撲場その他新築工事」、「瑞穂公園催事広場地下駐車場(仮称)新築工事」を参照ください。その他の資料については、提供可能な資料は添付資料の追加として配布します。 ③については、提供可能な資料は添付資料の追加として配布します。
693	参考資料							(資料提供依頼)	以下の資料のご提供をお願いできますか。 ①市道萩山町第14号線、市道山崎川右岸線大2号、山崎川散策路に関する道路完成図書(平面・縦断・横断、舗装構成図、道路施設図) ②市道部埋設物資料(種類、埋設深さ等)	①については、市道道路に関する資料としては、道路の平面、横断を記載した道路台帳平面図があります。当該平面図の閲覧については、市西庁舎6F道路活用課で行っておりますが、複写サービスについては道路台帳サービスセンターにて行っております。 ②については、道路内に上水道や下水道、電気施設、通信施設が設置されていることは承知していますが、それぞれの施設管理者が直接管理しており、埋設物の種類や深さ等是不確かなため、詳細についてはそれぞれの施設管理者にお問合せください。
694	参考資料							(資料提供依頼)	以下の資料のご提供をお願いできますか。 ①山崎川河川整備計画(H25度策定)の計画書及び添付図(河川将来計画、河川区域、河川保全区域等資料) ②給排水設備の河川占用図書(排水検討図書等)	①については、本市ホームページにて、二級河川山崎川水系河川整備基本方針や二級河川山崎川水系河川整備計画をご確認ください。その他、提供可能な資料は添付資料の追加として配布します。 ②については、提供可能な資料は添付資料の追加として配布します。
695	参考資料							(資料提供依頼)	以下の資料のご提供をお願いできますか。 ①既存鉄塔の架線位置がわかる資料 ②高圧電線との必要離隔資料 ③下内田貝塚の発掘範囲および遺跡範囲などの資料	①、②については、鉄塔が所在することは承知していますが、電気事業者が直接管理しており、架線位置や必要離隔等是不確かなため、詳細については電気事業者にご確認ください。 ③については、名古屋市市政情報室にて名古屋市遺跡分布図(瑞穂区)をご確認ください。発掘調査地点の資料は添付資料の追加として配布します。

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
696	参考資料							(資料提供依頼)	要求水準書(案)の参考資料「山崎川水系 山崎川ふるさとの川整備計画書」がリストから除かれましたが、ご提示頂けますでしょうか。	添付資料の追加として配布します。
697	現地見学会説明	4						①田辺通の渋滞対策	田辺通の渋滞対策として過去にガードマンを配置した実績がありましたら実績内容をご教示ください。(年間配置日数、配置時間、配置人数等)	体育館整備により駐車場が閉鎖されているため、資料がありません。
698	現地見学会説明	8						② 宿泊研修室302号室	宿泊研修室302号室について宿泊利用はございますでしょうか。宿泊利用がある場合、予定日数をご教示ください。また、貴市が宿泊利用する場合も要求水準書p.120に記載のある「夜間警備及び夜間宿直業務に従事する者2名を基準に配置すること。」という要求水準が適用されるのかご教示ください。	警備員が使用する場合、要求水準書120ページ※3は適用しません。
699	現地見学会説明	28						53 練習走路候補地	「市が整備する陸上競技用練習走路の候補地の一つです」とありますが、維持管理運営業務の対象となるのであれば、費用算出のため計画概要をご教示ください。(設置時期、施設規模、その他整備に関する情報)	施設規模は要求水準書131ページを参照ください。設置時期は未定です。
700	名古屋市瑞穂公園条例施行細則	3						第11条 駐車場及びロッカーの使用手続等	利用料金の料金体系の変更や後払い化、駐車場の供用日時の24時間365日化など、事業者側の提案により変更することは可能でしょうか。	名古屋市瑞穂公園条例に基づいてください。

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
701	様式集	1						ファイル形式	様式6～10について、excelデータでの様式があります。収支計画等の計算様式以外にも様式9などは人材育成・法令遵守・平等利用等々数値入力以外の様式も存在しております。これらの様式は、wordデータで作成してもよろしいでしょうか。	Word形式も認めます。
702	様式集	1						代表印 (様式2-2など)	代表印は、登記簿により代表権があることが確認できる者であれば問題ないでしょうか。	名古屋市入札参加資格登録と同じ代表印を使用してください。
703	様式集	2						(3)事業実施に関する提案書	「事業実施体制及び役割分担【2】」について、事業実施体制について、各業務または設計業務期間～」の部分にありますが、責任者とは統括マネジメント業務の「全体統括責任者」を指しているのか、もしくは各業務責任者を含め全てを指しているのでしょうか？ また提案書には特定の個人名(氏名)までは記載しなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	前段については、責任者とは、各業務責任者を含め全てを指します。 後段については、記載を必須とはしません。
704	様式集	3						(4)本施設の施設整備に関する提案書	様式7-1について、副本の場合はA3版バインダーファイルとなりますので、書式はA3としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
705	様式集	6						(5)本施設の維持管理に関する提案書	様式番号8-3「整備施設の維持管理計画」の様式フォーマットが共通③、書式がA3となっておりますが、様式8の中でなぜ8-3のみが共通③・A3なのか、理由をご教示いただけませんか。	A4に訂正いたします。
706	様式集	6						(5)本施設の維持管理に関する提案書	様式番号8-5「既存施設の維持管理計画」の様式の枚数が適宜となっておりますが、競争の公平性のため、整備施設と同様に枚数制限を設けていただけませんか。	原案のとおりとします。
707	様式集	6						(5)本施設の維持管理に関する提案書 他	様式8-5～様式11-10において、枚数制限が「適宜」とされているものがあります。提案枚数に際限が無くなるため、枚数の上限を設けて下さい。	原案のとおりとします。
708	様式集	6						(6)本施設の運営に関する提案書	様式番号9-2～9-5のうち、数値を入力するファイル以外についてはPDF形式で提出してもよろしいでしょうか。	様式集8ページ※のとおりです。なお、No.701の回答を参照ください。
709	様式集	7						(6)本施設の運営に関する提案書	表中「書式名及び記載内容」に記載されている内容と、実際の様式を比較すると、一部内容が合わない部分があるのですが、提案する内容は様式が正という認識でよろしいでしょうか。 例)P.7表中には○集客・賑わいづくり ○管理経費の縮減等の項目があるが、実際の様式にはない。 実際の様式には○清掃、外構植栽管理計画等の項目があるが、表中にはない。	様式を正としてください。「集客・賑わいづくり」は様式9-●(1)施設の効用の最大限発揮・(4)地域交流等で、「管理経費の縮減」は9-●(5)管理運営経費などに考え方を記載してください。

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
710	様式集	8						(9)提案概要書	様式12-2提案概要書は、評価の対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本書類自体は特定の評価項目の対象とはなりません。提案評価の際に各提案内容の比較に用います。
711	様式集	8						提出書類一覧表(注記)	『※「ファイル形式」の「Word」、「Excel」及び「PDF」はそれぞれ、Microsoft Office Word 文書(*.docx)形式、Microsoft Office Excel ブック(*.xlsx)形式及びPDF(*.pdf)形式を指す。』とありますが、提出書類の様式集にあるWordおよびExcel形式の提出データに替えてPowerPoint形式で提出は可能でしょうか。	認めません。
712	様式集	9		2	2-1			共通事項	入札時の提出書類は、必要に応じカラーとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
713	様式集	9		2	2-2	(1)		企業名の記載について	「4 入札時の提案書類」の(9)には、正本・副本ともに代表企業、構成員及び協力会社の名称は記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
714	様式集	9		2	2-2	(1)		企業名の記載について	「代表企業、構成員及び協力会社の名称を客観的に特定できる記載は行わないこと。」とありますが、一方で、様式6-3では「各企業(代表企業、構成員、協力会社)の概要」の記載を求められています。具体的な社名が表示されていなければ問題ないという理解で宜しいでしょうか。	社名・過去の取組事例など客観的に特定できる記載は行わないこととします。
715	様式集	9		2	2-2	(2)		企業名の記載について	「主要な企業については…」とありますが、「主要企業」とは応募グループの構成企業だと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
716	様式集	10						表 提出書類の綴じる区分	入札価格に関する提出書類について、「封筒に入れ厳封して提出すること」とありますが、様式5-1～様式5-2の2枚を封筒に入れると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
717	様式集	※以降の数字は、様式番号に対応します。			2	3		委任状	委任者の欄の(入札参加者の構成員又は協力会社)の記載は役割に応じ、構成員又は協力会社のどちらかに取り消し線を引けばよろしいでしょうか。	取り消し線は不要です。
718	様式集		2	4				入札参加資格確認申請書兼誓約書	行が不足し1枚に収まらない場合、袋綴じの必要はないと理解してよろしいでしょうか。	様式集P9・10に記載の記入要領のとおり提出してください。
719	様式集		2	4				入札参加資格確認申請書兼誓約書	構成員及び協力会社が一覧で押印する形になっていますが、企業数が増えますと持ち回り押印に多大な時間を要するため、シェア製本での提出をお認め頂けますでしょうか。	認めますが、全ての書類に代表企業の記名・押印をしてください。通し番号は区別してください。
720	様式集		2	4				入札参加資格確認兼誓約書	1枚に複数社の捺印をするように見受けられますが、1社毎1枚記載する形でもよろしいでしょうか。その際、通し番号は区別する必要がありますでしょうか。	No.719の回答を参照ください。

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
721	様式集		2	4				入札参加資格確認申請書兼誓約書	「役割」で「維持管理」と「運営」が分けられておりますが、要求水準書では「維持管理運営業務」となっており、「維持管理」と「運営」が特定されておられません。一方、「統括管理」が欠落していると見受けられます。「維持管理」と「運営」を「維持管理運営」として1列にまとめ、「統括管理」を追加するよう修正してもよろしいでしょうか。参加表明準備のため、お早目のご回答をお願いいたします。	様式の修正は認めません。役割欄は名古屋市競争入札参加資格登録の確認に使用します。名古屋市競争入札参加資格を有する箇所に○を付けてください。
722	様式集		2	4				入札参加資格確認申請書兼誓約書	「役割」について整備業務、維持管理運営業務、統括管理業務以外の業務を行うものについては、「役割」の欄に○をつけなくても構わないと理解してよろしいでしょうか。参加表明準備のため、お早目のご回答をお願いいたします。	No.721の回答を参照ください。
723	様式集		2	4				入札参加資格確認申請書兼誓約書	実施方針に質問回答NO.94で、備品設置を行う者は、応募者に共通する参加要件を満たせばよい旨、ご回答をいただいておりますが、「役割」については、建設の参加資格有無にかかわらず、要求水準書の業務区分に従い、「解体・撤去及び建設」に○をつければよろしいでしょうか。参加表明準備のため、お早目のご回答をお願いいたします。	No.721の回答を参照ください。
724	様式集		2	4				入札参加資格確認申請書兼誓約書	入札参加者の所在地、商号、代表者氏名は、名古屋市競争入札参加資格の掲載名でよろしいでしょうか。様式2-2、様式2-3、様式2-5、様式2-6、様式2-7についても、所在地、商号、代表者名は、様式2-4と同様の記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
725	様式集		2	4				入札参加資格確認申請書兼誓約書	役割について、入札説明書等に関する質問回答に基づき、詳細検討をしなければ分担保を確定できない業務がございます。参加表明後に応募グループの構成企業間で、ある構成企業の一部の業務を他の構成企業の一部業務に変更することをお認めいただけませんかでしょうか。	応募者の構成員の変更は、入札説明書のとおりとします。
726	様式集		2	5				入札参加者構成表	構成員及び協力会社が一覧で押印する形になっておりますが、企業数が増えますと持ち回り押印に多大な時間を要するため、シェア製本での提出をお認め頂けますでしょうか。	No.719の回答を参照ください。
727	様式集		2	5				入札参加者構成表	1枚に複数社の捺印をするように見受けられますが、1社毎1枚記載する形でもよろしいでしょうか。その際、通し番号は区別する必要がございますでしょうか。	No.719の回答を参照ください。
728	様式集		2	5				入札参加者構成表	名古屋市競争入札参加資格について、法人コードをすでに持っているが、ご指定の申請区分・申請品目を有しておらず申請中の企業は、法人コードNo.を記入し、無にチェックすればよろしいでしょうか。	No.68の回答を参照ください。

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
729	様式集		2	6			3	添付資料提出確認書	構成員及び協力会社の本社が名古屋市外に所在する場合、当該地の納税証明書でよろしいでしょうか。(例:東京都に本社が所在する場合、都民税の納税証明書を提出)	名古屋市に法人税等を納税している場合は、名古屋市の納税証明書を提出してください。名古屋市に法人税等の納税実績がない場合は、本店所在地の納税証明書を提出してください。
730	様式集		2	6			3	添付資料提出確認書	3名古屋市の納税証明書の添付とありますが、名古屋市内に納税がない企業は提出が不要となるのでしょうか、もしくは属する市町村への納税証明書の提出が必要でしょうか、ご教示ください。	No.729の回答を参照ください。
731	様式集		2	6			3	添付資料提出確認書	名古屋市の納税実績がない場合は、当該資料の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。もしくは、本店所在地における納税証明書等の提出が必要でしたらご指示ください。	No.729の回答を参照ください。
732	様式集		2	6			3	添付資料提出確認書	名古屋市の納税証明書が求められていますが、納税履歴が無い場合は提出不要でしょうか。	No.729の回答を参照ください。
733	様式集		2	6			3	添付資料提出確認書	名古屋市の納税証明書は、最近2年間の納税のない企業は提出不要でよろしいでしょうか。	No.729の回答を参照ください。
734	様式集		2	6			3	添付資料提出確認書	名古屋市の納税証明書は、法人市民税でよろしいでしょうか。	入札公告のとおりです。(法人税、法人住民税、法人事業税) ※名古屋市の法人市民税であれば問題ありません。滞納がないことを証明できるものがあれば結構です。ただし、名古屋市内に納税実績がない場合は、本店所在地の納税証明書を提出してください。
735	様式集		2	6			3	添付資料提出確認書	消費税及び地方消費税の納税証明書は、本社所在地に存する自治体のものでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
736	様式集		2	6			3	添付資料提出確認書	名古屋市の納税証明書は、法人市民税でよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照ください。
737	様式集		2	6			3	添付資料提出確認書	現在、新型コロナウイルスの影響で名古屋市税含む地方税の徴収猶予申請を行い、審査中であるため、2019年度の滞納がない旨の納税証明書は提出できない状況です。そのため、徴収猶予許可が提出期限までに間に合った場合、代替証明書として、「徴収猶予を受けている証明」の提出で問題ないでしょうか？ また、間に合わなかった場合は徴収猶予の申請を行っている証明書を提出し、2017年度・2018年度に収めている税目の納税証明書の提出で問題ないでしょうか？	納税猶予を証明する書類を提出し、納税後直ちに証明書を提出してください。なお、最終的に滞納となった場合は、参加資格が取り消されます。
738	様式集		2	6			4	添付資料提出確認書	国税の納税証明書は、消費税及び地方消費税の納税証明書のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
739	様式集		2	6			5	添付資料提出確認書	提出する登記簿謄本ですが、全部事項証明書ではなく現在事項証明書でよろしいでしょうか。	様式2-6のとおりです。
740	様式集		2	6			A	添付資料提出確認書	A一級建築士事務所登録を証する書類は、名古屋市競争入札参加資格の記載名を記した書類でよろしいでしょうか。	一級建築士事務所登録を証する書類は、建築事務所登録証明書の写し等を提出してください。
741	様式集		2	6			B	添付資料提出確認書	設計及び工事監理にあたる者が同一の場合、工事監理にあたる者の業務実績を証する書類の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	兼ねることは可能です。
742	様式集		2	6			E・F	添付資料提出確認書	入札公告2(2)エ(イ)およびオ(イ)に定める施設管理実績、運営実績を証する書類(契約書の写し等)を提出とあるが、他自治体の指定管理受託に際して締結した基本協定書で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
743	様式集		2	6			F	添付資料提出確認書	様式2-6添付書類提出確認書のFにおいて「入札公告2(2)オ(イ)に定める運営実績を証する書類」の提出がありますが、提出件数については指定はないという理解でよろしいでしょうか。	2件以上の書類を提出いただいても構いません。
744	様式集		2	7				暴力団対策に係る誓約書	2ページ以上の様式ですが、袋綴じの必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
745	様式集		2	7				暴力団対策に係る誓約書	役員名簿の役職は、現在事項全部証明書に記載のある役職を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
746	様式集		2	9				構成員又は協力会社の変更申請書兼誓約書	変更する理由で認められるケースを、過去事例などを参考に具体的に事例を挙げて頂けますでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
747	様式集		5	1				入札書	代表企業の記名押印のある入札書を封筒に入れて厳封し、代表企業の担当者が持参する場合は、「入札代理人」は空欄で構わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
748	様式集		5	2				入札価格内訳書	消費税抜きで記載するという理解で宜しいでしょうか。	入札書の金額に合わせてください。
749	様式集		6	4	1			資金調達・収支計画等の前提	SPCが金融機関等からの調達に対して支払う支払利息は、設計・建設・解体・撤去費のその他費用に計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
750	様式集		6	4	2			資金調達計画書 ○借入先の調達条件	融資条件規定書(タームシート)を添付することを前提とした場合、「その他条件」「備考」の記載については、「融資条件規定書(タームシート)参照」との記載で差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
751	様式集		6	4	2			資金調達計画書 ○サービス購入料Bの利率及びスプレッド設定に係る考え方	スプレッドについて、事業者が金融機関等からの調達に対して支払う利息に係る利率を勘案して設定する場合(同条件とする場合)、金融機関等におけるスプレッドの設定根拠までは求められないという理解で宜しいでしょうか。金融機関等からスプレッドの設定根拠を入手することは困難と考えられるためです。	ご理解のとおりです。
752	様式集		6	4	2			資金調達計画書 ○資金構成(資金調達内訳)	建中ローンから、施設整備完了後に優先ローンに借り換えることを想定する場合には、どのように記載すれば宜しいでしょうか。 建中ローンとして記載し、施設整備完了後に優先ローンに借り換える旨を注書きした上で、それぞれの調達条件については「借入先の調達条件」に明記すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
753	様式集		6	4	2			資金調達計画書 ○資金構成(資金調達内訳)	注4に「消費税ローン」「劣後ローン」という記載がありますが、もし調達していれば、という前提であり、調達を求めているものではないという理解で宜しいでしょうか。 特に消費税ローンについては、サービス購入料Bに係る消費税相当分がサービス購入料Bの第1回目の支払いの際に全額支払われることから、必ずしも調達するとは限らないためです。	ご理解のとおりです。
754	様式集		6	4	2			資金調達計画書 ○資金構成(資金調達内訳)	建設段階における整備費の一部支払(サービス購入料A)により、「設計・建設・解体・撤去費」の100%を必ずしも資金調達する必要がないと考えられます。 その場合、内訳の記載方法として、次のどちらが宜しいかご教示ください。 ①内訳のその他調達にサービス購入料Aの金額を記載し、内訳の調達割合の合計が「設計・建設・解体・撤去費」の100%と一致するようにする。 ②内訳には資金調達した金額のみを記載することとし、内訳の調達割合の合計が「設計・建設・解体・撤去費」の100%と一致していなくても問題ない。	○資金構成(資金調達内訳書)の「設計・建設・解体・撤去費」は、「設計・建設・解体・撤去費」のうち、資金調達が必要な金額の合計を「金額」欄に記載し、その内訳を表中に記載してください。
755	様式集		6	4	2			資金調達計画書 ○資金構成(資金調達内訳)	○資金構成(資金調達内訳)の設計・建設・解体・撤去費の金額は、当該費用のうち、サービス購入料Aを除く金額を記載すればよろしいでしょうか。	No.754の回答を参照ください。
756	様式集		6	4	3	(2)		サービス購入料(A、B)支払明細書	サービス購入料Aの支払対象期間が令和3年7月～令和5年3月になっていますが、令和3年度末までに発生するサービス購入料Aは令和4年度分とともに支払われると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
757	様式集		6	4	3	(2)		サービス購入料(A、B)支払明細書	消費税相当額欄がサービス購入料Bの60回まで設けられておりますが、サービス購入料Bに係る消費税相当分は第1回目の支払いの際に全額支払われることとされているため、記載するのは第1回の欄のみで、第2回以降は欄が設けられているものの記載不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
758	様式集		6	4	3	(4)		サービス購入料(C)支払明細書	支払金額は期間中均等でなくても構わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
759	様式集		6	4	3	(5)		サービス購入料(E)支払明細書	第1回の欄に税込1,500,000円が記載されていますが、様式6-4-3(11)においては税抜1,500,000円で記載されており、整合が取れておりません。正しい金額をご教示ください。	令和3年度の支払額は、税込みで1,500千円です。記載金額は1,363,637円の誤りです。
760	様式集		6	4	3	(6)		整備業務費内訳書	2 工事監理費の「工事管理業務」は「工事監理業務」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
761	様式集		6	4	3	(6)		整備業務費内訳書	注2に「建設費については、整備施設ごとの内訳を記載すること」とありますが、下記の4つの区分で宜しいでしょうか。実施する施設整備等が複数あることから、下記の認識で相違ないかご教示ください。 ①陸上競技場等 ②その他の建築整備施設(宿泊研修棟のうち宿泊研修室を除く) ③宿泊研修棟のうち宿泊研修室 ④公園整備施設	大項目はご理解のとおりです。
762	様式集		6	4	3	(7)	-	指定管理者収支計画書(2)支出	支出費目について、従来の指定管理者用様式になっていると見受けられます。 SPCにて社員を雇用していない場合、人件費枠は0円となります。また同様に、光熱水費、賃借料、修繕費等々、SPCより委託する構成員・協力会社にて当該範囲を業務として受託する場合、これらの項目は0円となってしまいます。 経費目を、業務別とするなど整理いただけないでしょうか。 維持管理業務などの費目がありませんが、SPCより委託を行う業務は、外部委託費に一括で記載することと考えてよろしいでしょうか。	様式は原案のとおりとします。SPCより委託を行う業務は、外部委託費に入れてください。

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
763	様式集		6	4	3	(7)	-	指定管理者収支計画書 (2)支出 ・外部委託費	維持管理業務、運營業務及び自主事業について、維持管理企業(事業者から直接維持管理業務を受託し又は請け負うもの)及び運営企業(事業者から直接運營業務を受託し又は請け負うもの)その他第三者に全て外部委託する場合、「外部委託費」欄だけに記載するのでしょうか。それとも維持管理企業及び運営企業その他第三者における人件費、外部委託費、…、その他に係る情報を入手して記載するのでしょうか。	構成員及び協力会社以外に委託する場合は、外部委託費に算入してください。
764	様式集		6	4	3	(7)	-	指定管理者収支計画書 (2)支出 ・外部委託費	(2)支出の項目の中の「外部委託費」とは維持管理費と書き換えても問題ないでしょうか。	構成員及び協力会社以外に委託する場合は、外部委託費に算入してください。
765	様式集		6	4	3	(7)	-	指定管理者収支計画書 (2)支出 ・修繕費	修繕費項目について、「整備施設を除く」とあります。整備施設の計画修繕費等については、どの項目で記載すればよろしいでしょうか。(外部委託費に含めてよろしいでしょうか)	整備施設の計画修繕費等については、様式6-4-3(9)に記載してください。
766	様式集		6	4	3	(7)	別紙①	積算根拠 指定管理者が行う業務・収入	体育館(第3競技場)の使い方において、どのような競技を想定されているのかご教示ください。	剣道、柔道、空手、卓球、エアロビクスダンスなどを想定しています。
767	様式集		6	4	3	(7)	別紙②	積算根拠 3管理運営経費	費目について、従来の指定管理者用様式になっていると見受けられます。管理運営経費について、要求水準の業務別とするなど整理いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
768	様式集		6	4	3	(7)	別紙②	積算根拠 3管理運営経費 (2)外部委託費	委託予定相手先は、事業者の都合で変更することはやむを得ないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
769	様式集		6	4	3	(7)	別紙②	積算根拠 3管理運営経費 (3)一般管理費	維持管理運營業務に係る保険(第三者賠償責任保険他)に係る保険料の記載箇所は、一般管理費で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
770	様式集		6	4	3	(7)	別紙②	積算根拠 3管理運営経費 (4)光熱水費	(4)水光熱費の契約種別をご教示ください。	要求水準書の参考資料を確認してください。
771	様式集		6	4	3	(7)	別紙②	積算根拠 3管理運営経費 (4)光熱水費	光熱水費の記載がございしますが、新築体育館に関しましては光熱水費の実績がなく想定が困難となります。光熱水費に関しましては提案時の金額に拘束されず、3年ごとの実績に応じて見直しとさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
772	様式集		6	4	3	(8)	-	自主事業に係る収支計画書	自主事業について、運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)その他第三者に全て外部委託する場合、「外部委託費」欄だけに記載するのでしょうか。それとも運営企業その他第三者における準備費、人件費、…、広告・宣伝費に係る情報を入手して記載するのでしょうか。	全て外部委託する場合は、外部委託費として記載してください。
773	様式集		6	4	3	(8)	別紙⑥	利用料金の基準額(体育館)	体育館の個人利用の設定が見受けられないのですが、実施予定金額をご教示ください。	要求水準書の参考資料にある名古屋市瑞穂公園条例を確認してください。
774	様式集		6	4	3	(8)	別紙⑧	利用料金の基準額(体操競技器具)	附属設備名に「体操競技器具」とありますが、備品リストの開示をお願い致します。	調達前のため、まだリストはありません。
775	様式集		6	4	3	(9)		整備施設修繕費内訳書	「各年度における事業者の実際の支出予定額を記入すること」とありますが、修繕が完了する金額を指すのでしょうか、それとも支出する金額を指すのでしょうか。発生ベースなのか支払ベースなのかをご教示ください。	修繕が完了する金額を指します。
776	様式集		6	4	3	(9)		整備施設修繕費内訳書	整備施設修繕費内訳書とございます。サービス購入料Dのみを対象とした修繕計画内訳と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
777	様式集		6	4	3	(11)		SPCの長期収支計画表	消費税抜きで記載することとありますが、サービス購入料Eの令和3年度に記載されている「1,500,000」は税抜きという理解でよろしいでしょうか。	令和3年度の支払額は、税込みで1,500千円です。記載金額は1,363,637円の誤りです。
778	様式集		6	4	3	(11)		SPCの長期収支計画表	SPCの設立は令和2年度(令和3年4月の仮契約の締結に向けて)、解散清算は令和23年度(事業期間終了後)となりますが、どのように記載すれば宜しいでしょうか。行だけでなく、列(年度)についても適宜追加しても良いのでしょうか。	列(年度)の追加はできません。
779	様式集		9	2		(4)		類似施設の運営実績	記載欄には実績の有無しを記入するのか、施設名を記入するのか、記載内容をご教示下さい。	施設名を記入してください。
780	様式集		9	3				様式9-3・様式9-4共通様式	当該様式は、「※様式9-3・様式9-4 共通様式」となっており、どちらの様式に記載すべきなのか明確でないページがありますので、1ページずつ様式番号をご指示いただけますでしょうか。	7ページの9-3に該当する事項、9-4に該当する事項を、それぞれ作成してください。
781	様式集		9	4		(7)		国際的な協議大会等の誘致及び開催の実績	様式9-3と様式9-4の両方に「国際的な競技大会等」の誘致及び開催の実績」がありますが誤りでしょうか。	それぞれ7ページの9-3、9-4に該当する事項になっています。

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
782	様式集		9	4		(7)		国際的な協議大会等の誘致及び開催の実績	様式9-4のExcel2ページ目に「国際的な競技大会等の誘致及び開催の実績」とありますが、様式9-3と被っています。9-4Excel2ページ目はないものとして考えてよいでしょうか。	様式9-3は整備施設を対象とし、様式9-4は既存施設を対象としますが、どちらか一方について、必要がないと判断した場合は、使用しなくても結構です。
783	様式集		9	5				災害時における運営計画	様式には「※A4版縦2枚以内で記載してください。」とありますが、様式集7ページの枚数制限には「適宜」とあります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	様式内の記載に従ってください。なお、枠外※印のマニュアル等の添付資料は、「2枚以内」に含みません。
784	様式集		共通					(様式●-1)	「共通③」は「共通①」の間違いではないでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。
785	様式集		共通					(様式●-1) ●●に関する提案書(表紙)	共通③と記載がありますが、この様式は表紙ですので、共通①ではないでしょうか。	No.784の回答を参照ください。
786	様式集		共通					共通②、共通③	「※様式名を記載」とありますが、様式名とはどこを確認すればよいでしょうか。、様式集p.1にて書式名として記載されている内容という認識でしょうか。	ご理解のとおり、書式名として記載している内容をご確認ください。

■落札者決定基準質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
787	落札者決定基準	4	第1	3	(1)	ウ		事業遂行に関する確認	関心表明書は様式や必要記載事項がありましたらお示ください。	関心表明書の様式等の指定はありません。
788	落札者決定基準	5	第1	3	(1)	ウ		事業遂行に関する確認	「税金等の条件設定」が確認されることとなりますが、事業所税の扱い・条件について、ご教示いただけませんか。実施方針に関する質問回答NO.179では、入札説明書等でご提示いただく旨回答をいただいております。課税の有無・基準によって、事業収支が変わりますので、競争の公平性確保のため、条件の明確化をお願いいたします。	提案に応じた税金を勘案して収支計画を立ててください。
789	落札者決定基準	5	第1	3	(2)	イ		提案内容の評価項目の採点基準	採点は相対評価ではなく絶対評価で行われるものと考えてよろしいでしょうか。	落札者決定基準に基づいて、審議会が評価します。
790	落札者決定基準	5	第1	3	(2)	イ		提案内容の評価項目の採点基準	提案書に「参照先の様式」を記載した場合、当該参照先も評価対象となると考えてよろしいでしょうか。	様式11以外は、各様式内で完結させてください。
791	落札者決定基準	5	第1	3	(2)	ウ		提案内容の評価項目における評価の視点と配点	対応様式として、様式11-2～10(施設計画提案書(図面集))が、欠落していると見受けられます。当該様式がどの評価項目に対応するか、ご教示願います。	図面集は特定の評価項目に対応するものではなく、提案内容全体を補完するものとして取り扱います。
792	落札者決定基準	8	第1	3	(2)	ウ	(イ)	No.9 施設整備の安全性、防犯性、防災計画	○高齢者、障害者、子育て等に関する団体へのヒアリング及び意見交換をどのように行いどのように施設計画に反映するかについては、下行10.施設整備のユニバーサルデザイン、快適性に記載したほうが適切と思われるのですが、変更は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
793	落札者決定基準	11	第1	3	(2)	ウ	(エ)	工程に関する評価	可能な限り早期にアジア大会の競技運営準備が可能となるような取組みが検討されているか。との記載がありますが、指定された引渡し日を早め、かつ実現性が認められる場合、早めた分だけ評価が高くなると解釈してかまわないでしょうか。	落札者決定基準に基づいて、審議会が評価します。
794	落札者決定基準	12	第1	3	(2)	ウ	(オ)	No.25 既存施設の維持管理計画	「現行の維持管理業務水準以上の内容となっているか」とありますが、「現行の維持管理業務水準」はご提示いただいております。より良いご提案を行うため、ご提示いただけませんか。	要求水準書の参考資料及び令和2年9月に実施する現地確認で確認してください。
795	落札者決定基準	12	第1	3	(2)	ウ	(オ)	No.26 運営の基本方針・実施体制(整備との一体性)	「駐車場管理(普通車・大型車)含む」とありますが、駐車場管理については、名古屋瑞穂公園条例等、駐車場に関する現行法令に定められた諸条件の下、できることをご提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■落札者決定基準質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
796	落札者決定基準	14	第1	3	(2)	ウ	(カ)	No.31 施設用地の将来構想案	『No.31で提案された内容については、市により別途整備する際に採用する場合があるため、その使用についてあらかじめ承諾した上で提案すること。』とありますが事業者の施設用地の将来構想案の提案内容については権利を全て市が保有することを事業者側が承諾しなさいという意味ですか。	ご理解のとおりです。
797	落札者決定基準	14	第1	3	(2)	ウ	(カ)	No.31 施設用地の将来構想案	将来構想案は、構想案をご提案するのみで、管理運営等の費用を入札価格に見込む必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
798	落札者決定基準	14	第1	3	(2)	ウ	(カ)	No.31 施設用地の将来構想案	「アジア競技大会後、市により別途整備する予定」とありますが、公園マスタープランには、施設用地に「地下駐車場を検討」と記載されております。将来構想は、公園マスタープランの地下駐車場を前提としてご提案すればよろしいでしょうか。将来構想検討のため、貴市が整備を考えておられる施設又は機能の明確化をお願いいたします。	瑞穂公園マスタープランでは、地下駐車場を想定していますが、他に渋滞対策に効果的な案があれば、提案していただいております。
799	落札者決定基準	14	第1	3	(2)	ウ	(カ)	No.31 施設用地の将来構想案	「公園全体の駐車場計画について、具体的な優れた提案がなされているか」とありますが、NO.26「運営の基本方針・実施体制(整備との一体性)」においても、駐車場管理に言及されております。評価の視点の違いをご教示願います。	No.26は、本事業の対象とする駐車場に関する提案に対してで、No.31は、市が将来的に整備する施設用地の駐車場を含んだ提案に対してです。
800	落札者決定基準	14	第1	3	(2)	ウ	(カ)	No.31 施設用地の将来構想案	「運動場等の機能整備が提案されているか」は、将来構想であり、実施を担保する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
801	落札者決定基準	14	第1	3	(2)	ウ	(カ)	No.31 施設用地の将来構想案	欄外に「市により別途整備する際に採用する場合があるため、その使用についてあらかじめ承諾した上で提案すること」とありますが、採用の際は、本入札の当落にかかわらず、当該業務委託等において、提案者に優先権を与えていただけると理解してよろしいでしょうか。	施設用地の整備に係る優先権は発生しません。
802	落札者決定基準	14	第1	3	(2)	ウ	(カ)	No.31 施設用地の将来構想案	「あらかじめ承諾した上で提案すること」とありますが、事業実施の実現性は事業実施の時期や諸条件によるため、当案件において事業者には責任は発生しないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
803	落札者決定基準	14	第1	3	(2)	ウ	(カ)	No.31 施設用地の将来構想案	施設用地に関して、要求水準p79において自由広場として暫定利用することが求められていますが、その内容について提案書への記載は求められていないのでしょうか。	「管理運営」には、暫定利用時も含みます。
804	落札者決定基準	14	第1	3	(2)	ウ	(カ)	No.31 施設用地の将来構想案	「運動場等の機能整備」とは、具体的にどのようなものが施設が求められているのでしょうか。	瑞穂公園マスタープランに基づいて提案してください。

■ 落札者決定基準質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
805	落札者決定基準	14	第1	3	(2)	ウ	(カ)	No.31 自主事業等に関する評価	「運動場等の機能整備」の提案が求められていますが、運動場等の意味合いは、スポーツや運動に係る内容であれば構わないという理解で宜しいでしょうか。	瑞穂公園マスタープランに基づいて提案してください。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
806	事業契約書（案）	2	第1		第6条	1		構成員及び協力会社等の使用	各本業務を受託・請負をしている構成企業若しくは協力企業が、業務の一部を第三者に委託することは妨げられないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
807	事業契約書（案）	2	第1		第6条	2		構成員及び協力会社等の使用	金融・財務・会計・税務・法務等の専門家とSPCが直接、税務顧問契約や監査契約等の契約を行う場合、当該専門家は協力企業には該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	本事業に直接関わらない業務であれば、協力会社に該当しません。
808	事業契約書（案）	3	第1		第8条	5	(2)	契約の保証	履行保証保険は主たる建設企業が付保して、事業者を被保険者とする対応でもよろしいでしょうか。	左記の対応を可とします。
809	事業契約書（案）	3	第1		第8条	5	(2)	契約の保証	履行保証保険契約を締結する場合の違約金に係る記述において、「第72条第5項」と「第76条第5項」を引用しておりますが、履行保証保険の保険期間は最終の本引渡予定日までであるため、当該時点以降に適用される「第76条第5項」の記載は不要ではないでしょうか。	第76条第5項の引用を削除し、事業契約書において訂正いたします。
810	事業契約書（案）	3	第1		第8条	6		契約の保証	「最終の本引渡予定日までとする」とありますが、陸上競技場等の引渡予定日と考えてよろしいでしょうか。（陸上競技場等の維持管理運営業務の開始後、アジア競技大会後に行う宿泊研修室改修の期間は、対象外と考えてよろしいでしょうか。）	①整備施設を対象とするため、原案のとおりとします。 ②宿泊研修棟改修のみ別途の保険を手当てすることを認めます。
811	事業契約書（案）	3	第1		第9条	1		第三者に生じた損害	工事の施工に伴い通常避けることができない第三者損害について、事業者が善管注意義務を果たしていた場合は、市の責めに帰すべき事由により生じたものとして、市が損害を負担するものと理解して宜しいでしょうか。	本件は性能発注であることにご留意ください。原案のとおりとします。
812	事業契約書（案）	3	第1		第10条	2		事業者が加入する保険	保険の加入に関して、維持管理運営企業の包括契約で対応をしてもよろしいでしょうか。	左記の対応を可とします。
813	事業契約書（案）	4	第1		第11条	2		業務計画書の作成	「60日前までに変更案を市に提出し」とありますが、諸条件を念頭に、「原則」の文言を追記ください。	本契約に別段の定めがない限り、例外を認めない趣旨です。原案のとおりとします。
814	事業契約書（案）	4	第1		第13条	1		要求水準の変更	要求水準の変更により、本件業務に遅延が発生することが見込まれる場合は、第39条第2項の「事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないこと」に該当すると理解して宜しいでしょうか。	第13条第2項の定めに従います。
815	事業契約書（案）	4	第1		第13条	2	(1)	要求水準の変更	市が合理的な範囲で負担する「当該増加費用又は当該損害」には、合理的な範囲の金融費用も含むとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
816	事業契約書 （案）	4	第1		第13 条	2	(1)	要求水準の変更	(1)号中に(「事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く」というカッコ書きが2つ並びますが、これらは(2)に集約・整理されております。重複・混乱を防ぐため、カッコ書きを削除していただきたく存じます。	必要な規定ですので、原案のとおりとします。
817	事業契約書 （案）	4	第1		第14 条	2		解釈及び適用	事業契約及び基本協定書に関する質疑回答は、事業契約及び基本協定書に優先して解釈すると理解して宜しいでしょうか。	締結済みの事業契約書及び基本協定書が優先です。
818	事業契約書 （案）	4	第1		第14 条	2		解釈及び適用	解釈の優先順位内で要求水準書はどの位置になりますでしょうか。	要求水準書は入札説明書等に含まれます。
819	事業契約書 （案）	4	第1		第15 条			責任の負担	キャッチオール条項的であり、「別段の定め」以外は全ての責任を事業者が負うことになっており、事業者にとって過大なリスク負担に繋がると思われます。削除の検討をお願いしたい。	「別段の定めがある場合を除き」という留保があり、また、本件は性能発注であることから過大なリスク負担に繋がるとは考えられません。原案のとおりとします。
820	事業契約書 （案）	4	第1		第15 条	2		責任の負担	『市による請求、勧告、通知等があったとしても市は何ら責任を負担しない』とありますが、市から文章等で指示事項等を受領したものがその後、市の判断だけで覆され事業者側にはそのリスクを何も担保されるものがないということでしょうか。	市による指示事項が、第13条第2項等、事業契約書上市の帰責事由として認められる場合には、当該規定に基づき市側がリスクを負うこととなります。
821	事業契約書 （案）	5	第2		第18 条			契約終了時の取扱	市が所有する施設については、撤去義務はないとの認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
822	事業契約書 （案）	5	第2		第18 条			契約終了時の取扱	当該事業の公共性(公園スポーツ施設としての都市施設機能の継続的必要性)に鑑み、かつPFI事業ガイドライン(5-6)に従って、貴市の必要に応じ、事業終了時に貴市と事業者間の協議により、事業者が所有する物件を購入いただくことができる選択肢も一文加えていただけませんか。	事業終了時に市と事業者間の協議を排除するものではありません。
823	事業契約書 （案）	5	第2		第19 条			事業用地の契約不適合責任	本条但書の記載は、自主事業を実施する範囲内にも適用があると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
824	事業契約書 （案）	5	第2		第19 条			事業用地の契約不適合責任	「入札説明書等において市の負担であることを明示した場合を除き、事業用地について種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことに関する責任を負担しない」とありますが、既存の事業契約ガイドラインに即して、『入札説明書等において提示した土地に関する資料から合理的に予測又は想定できない瑕疵(契約不適合)が判明した場合、及び、市の提示した土地に係る資料と事業者の実施した調査等結果との間で著しい差異がある場合等については、事業者が生じた合理的な増加費用を負担すること、事業スケジュールの変更等の措置を講じる』への修正をご検討いただきたく存じます。	本件但し書きの適用により、事業者は救済されます。原案のとおりとします。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
825	事業契約書（案）	6	第3		第22条			全体統括責任者の変更	「14日以内に新たな全体統括責任者を選出」とありますが、適任者を選出するためには現実的な日数ではありません。60日以内に変更頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
826	事業契約書（案）	6	第4	第1	第23条	3		設計業務の実施	特に所定の様式はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
827	事業契約書（案）	7	第4	第1	第25条	4		事前調査業務	「十分な調査」の判断基準が曖昧です。事業者が入札図書を踏まえて予測できない事項は市のリスク負担でお願いします。	事業者が善管注意義務を果たしているか否かにより判断されます。
828	事業契約書（案）	7	第4		第25条	5		事前調査業務	第5項に基づき、貴市に連絡が必要となった場合、事業契約書第19条の定めに基づきご対応いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
829	事業契約書（案）	7	第4		第25条	5		事前調査業務	本項に規定される土地の瑕疵が発見されたとき又は事業用地の状況が入札説明書等と著しく異なることに起因して、要求水準書の変更や設計変更をした場合は、「市の責めに帰すべき事由」として、当該変更により生じる追加的な費用は、市に負担頂けると理解して宜しいでしょうか。また、当該変更により工期または工程の変更が必要と認められる場合には変更頂けると理解してよろしいでしょうか。	第19条の定めに従います。
830	事業契約書（案）	7	第4	第1	第25条			事前調査業務	「必要と判断する」の記述は、事業者の判断という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
831	事業契約書（案）	7	第4	第1	第27条	1		基本設計図書及び実施設計図書の提出	貴市における基本設計図書・実施設計図書の確認結果にかかる通知は、書面にていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
832	事業契約書（案）	8	第4	第1	第27条	5	(1)	基本設計図書及び実施設計図書の提出	市が合理的な範囲で負担する「当該増加費用又は損害」には、合理的な範囲の金融費用も含むとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
833	事業契約書（案）	8	第4	第1	第28条			設計変更	15日以内とのことですが、「原則」の文言を加えて頂けますでしょうか。	本契約に別段の定めがない限り、例外を認めない趣旨です。原案のとおりとします。
834	事業契約書（案）	8	第4	第1	第28条	3		設計変更	市が合理的な範囲で負担する「当該追加的な費用」には、合理的な範囲の金融費用も含むとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
835	事業契約書（案）	8	第4	第1	第28条	3		設計変更	設計変更により、各整備施設の引渡しの遅延が見込まれる場合は、第39条第2項の「事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないこと」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	工期の変更を伴う設計変更は想定していません。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
836	事業契約書（案）	9	第4	第1	第29条	3		法令変更等による設計変更等	市が合理的な範囲で負担する「当該追加的な費用」には、合理的な範囲の金融費用も含むとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
837	事業契約書（案）	9	第4	第2	第30条	4		工事監理業務の実施	「設計業務の実施」とありますが、「工事監理業務の実施」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおり、「工事監理業務の実施」の誤りです。事業契約書において修正いたします。
838	事業契約書（案）	10	第4	第3	第32条	3		建設等業務の実施	解体・撤去業務及び建設業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合、及び、当該第三者が自己以外の第三者に委託又は請け負わせる場合は、貴市の事前承諾が必要とされておりますが、要求水準書と揃えて、事後通知にしていただけではありませんでしょうか。	要求水準書に記載の通り、第三者に下請又は委託を行った場合は、すみやかに市へ通知する事とします。事業契約書において修正します。
839	事業契約書（案）	10	第4	第3	第33条	2		建設等業務の体制等	現場代理人、監理技術者及び主任技術者については、請負者である解体・撤去企業及び建設企業において配置すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
840	事業契約書（案）	10	第4	第3	第33条	2		建設等業務の体制等	第2項において要求されている専門別の主任技術者とはどういった者を指すのでしょうか。建設業法上の建築一式工事で施設を建設する場合には、建築一式工事に係る監理技術者を専任すれば足りると理解してよろしいでしょうか。	原案の通り、専門別の主任技術者を配置して下さい。No.429の質問回答も合わせて参照ください。
841	事業契約書（案）	11	第4	第3	第35条	2		本工事に伴う近隣対策	第2項において、「合理的に要求される範囲の適切な処置」とありますが、合理的な範囲を超える対応が求められた場合は、貴市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	第35条第6項の規定により事業者は救済されます。
842	事業契約書（案）	11	第4	第3	第35条	4		本工事に伴う近隣対策	「事業者は、近隣住民等から本工事の工程等についての了承を得る」とありますが、具体的な了承確認方法についてご教示願います。また、近隣対応については範囲、了承方法の指示を市が行うこととして頂けますでしょうか。	方法については、市との協議によります。
843	事業契約書（案）	11	第4	第3	第35条	4		本工事に伴う近隣対策	「近隣説明会等を実施し、近隣住民等から本工事の工程等についての了承を得るものとする」となっていますが、市条例（名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例）の規定との関係も含め、了承を得る義務があるのか、努力義務なのか、ご教示ください。	条例に従ってください。
844	事業契約書（案）	11	第4	第3	第35条	4		本工事に伴う近隣対策	本項の規定は、近隣住民等全員から了承を得るという趣旨ではなく、「合理的な範囲で」近隣住民等から了承を得るという趣旨と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
845	事業契約書（案）	11	第4	第3	第35条	4		本工事に伴う近隣対策	第4項において、「近隣住民等から本工事の工程等について了解を得るもの」とありますが、事業者は近隣住民と近隣協定などを締結する必要があるのでしょうか。住民と一律な条件で了解を得ることは事業者に過度の負担を及ぼすものであり、本項後段については、削除頂きたくご検討をお願い致します。	事業者が直接近隣住民等と協定等を締結することは想定していません。
846	事業契約書（案）	11	第4	第3	第35条	6		本工事に伴う近隣対策	市が合理的な範囲で負担する「増加費用及び損害」には、合理的な範囲の金融費用も含むとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
847	事業契約書（案）	11	第4	第3	第35条			本工事に伴う近隣対策	「近隣に及ぼす諸影響を調査及び検討し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の適切な処置を行う」ことを盛り込み近隣説明会等を実施し説明を尽くしたにも関わらず、近隣住民等から本工事の工程等についての了承を得られなかった場合、「本事業を実施すること自体に対する住民反対運動」と解釈しても良いでしょうか？また、近隣対応における費用負担について会場の手配は市の費用と責任をもって行うこととして頂けますでしょうか。	前段については、住民反対運動と解釈するべきかどうかについて市は事業者と協議して判断します。 後段については、近隣対応における費用負担は事業者負担とします。
848	事業契約書（案）	11	第4	第3	第35条			本工事に伴う近隣対策	5項に次の文言追加頂けますでしょうか。「既に市が行った各種調査の誤びゅう等から発生する一切の責任は市がこれを負担し、かつ、当該誤びゅう等に起因して発生する一切の増加費用及び損害を負担する」	原案のとおりとします。
849	事業契約書（案）	11	第4	第3	第37条	1		市による説明要求及び建設現場立会い	市は、事業者に中間確認を求めることができるとありますが、想定されている既定スケジュールやタイミングがあればご教示ください。	市によるモニタリング及び工事監理業務要項に基づいて、時期及び内容を決めます。
850	事業契約書（案）	12	第4	第3	第38条	3		工事の中止等	市が本工事を中止させた場合に負担する合理的な増加費用には、合理的な範囲の金融費用も含むとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
851	事業契約書（案）	12	第4	第3	第38条	2		工事の中止等	本工事の中止の原因又は端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、本引渡予定日は変更されると理解してよろしいでしょうか。	市が、必要と認めた場合には、本引渡予定日を変更できるという規定であり、必ず変更されるものではありません。
852	事業契約書（案）	12	第4	第3	第38条	3		工事の中止等	貴市にご負担をいただく事業者に生じた合理的な増加費用には、合理的な範囲の金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
853	事業契約書（案）	12	第4	第3	第40条	1		工期の変更による費用負担	市が負担する「合理的な増加費用又は損害」には、合理的な範囲の金融費用も含むとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
854	事業契約書（案）	12	第4	第3	第40条	1		工期の変更による費用負担	貴市にご負担をいただく事業者が負担した合理的な増加費用又は損害には、合理的な範囲の金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
855	事業契約書（案）	13	第4	第3	第43条			市による完工確認	市の完工確認は、事業者から完了届を受けてから「14日以内」と期限を設けて頂けますでしょうか。	市の完工確認の日程は事業者との協議により決定します。
856	事業契約書（案）	13	第4	第3	第43条			市による完工確認	完工確認において、貴市が事業者に提出を求める資料の様式等を建設業務の内容ごとにご提示いただけますでしょうか。例えば、建築一式工事にて建設される陸上競技場等と公園整備施設では、完工確認に要求される様式が異なるものと思われませんが、いかがでしょうか。	要求水準書第1の「4 遵守すべき法制度等」（10ページ）及び添付資料を参照ください。
857	事業契約書（案）	13	第4	第3	第45条			整備施設の引渡し	市から事業者に対し、引渡しを証する書面は発行されますか。発行される場合、引渡後、どの程度の期間を要するでしょうか。	必要な場合は協議します。
858	事業契約書（案）	13	第4	第3	第45条	3		整備施設の引渡し	本項の規定による登記は、市の費用負担により実施するものと理解してよろしいでしょうか。	登記に係る費用は、事業者の負担とします。
859	事業契約書（案）	13	第4	第3	第45条	3		整備施設の引渡し	「速やかに市名義での登記（表示登記及び所有権保存登記）を行うものとし」とありますが、登記は貴市が職権でなされるとお思いますので、事業者は必要書類を準備するという理解でよろしいでしょうか。	事業者にて登記手続きを行ってください。なお、市は必要な協力を行います。
860	事業契約書（案）	13	第4	第3	第45条	3		整備施設の引渡し	第3項において、登記を事業者が行うこととなっておりますが、あくまでも手続きを代行するとの理解でよろしいでしょうか。	No.859の回答を参照ください。
861	事業契約書（案）	13	第4	第3	第42～45条	3		事業者による完工検査～整備施設の引渡し	完工検査を行い、完工確認をいただく整備施設の範囲は、事業者の提案に任されると理解してよろしいでしょうか。広い事業区域内で多数の施設を整備するため、個々の施設の引渡し時期は、必ずしも同じにはならないと存じます。実施方針に関する質問回答NO61等により、個々の施設を整備する順序等は、事業者がご提案することになります。	入札説明書等に示す事業スケジュールを順守する限りにおいては、完工確認のタイミング、順番、範囲等は事業者の提案に委ねます。
862	事業契約書（案）	13	第4	第3	第45条	3		整備施設の引渡し	「市名義で登記（表示登記及び所有権保存登記）を行うものとし」とありますが、事業者には司法書士資格がありませんので、登記業務について、貴市からの委任を受けて登記を行うことはできないのではないのでしょうか。	事業者の負担になります。委託等により実施してください。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
863	事業契約書（案）	13	第4	第3	第45条	3		整備施設の引渡し	「市名義で登記（表示登記及び所有権保存登記）を行うもの」とありますが、所有権保存登記に係る登録免許税は、非課税との理解でよろしいでしょうか。仮に事業者が、貴市が当事者となる登記にご協力する場合、司法書士等に支払う費用は、貴市でご負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	課税非課税については、事業者の責任において確認してください。
864	事業契約書（案）	13	第4	第3	第45条	3		整備施設の引渡し	「市名義で登記（表示登記及び所有権保存登記）を行うもの」とありますが、公共施設では、必ずしも、所有権保存登記が行われている訳ではないと思慮いたします。お差支えなければ、所有権保存登記をされる理由をご教示いただけますでしょうか。	所有権の移転を確認するためです。
865	事業契約書（案）	13	第4	第3	第45条	3		整備施設の引渡し	事業者（SPC）と建設企業間の工事請負契約書にSPCが原始取得者であることを定め、施設完成後6カ月以内に未使用な状態で貴市に引き渡すことで、事業者に不動産取得税は課せられないと理解してよろしいでしょうか。	課税非課税については、事業者の責任において確認してください。
866	事業契約書（案）	14	第4	第3	第48条	3		工事目的物の契約不適合責任	SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、施設整備費にかかるサービス対価が返済原資となります。施設の引渡し以降、施設整備費に係るサービス対価が減額となる可能性がございますと、金融機関からの資金調達が困難になりますし、万一施設整備費にかかるサービス対価が減額された際には、SPCにおける資金不足が発生し、事業運営にも多大な影響が生じますため、サービス対価の減額は除外いただきますようお願いいたします。	構成員間の内部関係で適切に規律し、SPCにおける資金不足を回避してください。
867	事業契約書（案）	14	第4	第3	第48条	3		工事目的物の契約不適合責任	契約不適合については、事業者が自らの費用で修補を又は代替物の引渡しを行うことから、基本的にサービス購入料の減額請求の対象外としていただけませんかでしょうか。	構成員間の内部関係で適切に規律し、SPCにおける資金不足を回避してください。
868	事業契約書（案）	14	第4	第3	第48条	3		工事目的物の契約不適合責任	「ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない」とありますが、この場合、サービス購入料の減額は請求されないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
869	事業契約書（案）	14	第4	第3	第48条	4		工事目的物の契約不適合責任	第4項において、建設企業は保証書を差し入れるとありますが、建設業務を複数の構成員又は協力企業で分担して実施する場合には、保証の範囲は、建設企業自らが担当した範囲のみに限定されると理解してよろしいでしょうか。	連名での提出を求めます。建設企業間の内部関係を適切に規律してください。
870	事業契約書（案）	14	第4	第3	第48条	4		工事目的物の契約不適合責任	「大要別紙5」は、「別紙5」の誤りでしょうか？	誤りではありません。
871	事業契約書（案）	15	第4	第3	第49条			契約不適合責任期間等	ここでいう「設備機器本体等」には設備機器本体以外に、室内の仕上げ・装飾、家具、器具・備品、植栽を含むという解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。設備機器本体以外に附帯して市に引渡しを行う全てのものが含まれます。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
872	事業契約書（案）	15	第4	第3	第49条			契約不適合責任期間等	引渡しを受けた2年以内であれば、契約不適合を理由としたサービス対価(施設整備費)の減額を請求できるとございますが、引渡し後のサービス対価(施設整備費)の減額は資金調達に影響を及ぼすため、削除いただけませんか。	構成員間の内部関係で適切に規律し、SPCの資金調達への影響を回避してください。
873	事業契約書（案）	15	第4	第3	第49条			契約不適合責任期間等	引渡し後にサービス対価(施設整備費)の減額請求の可能性があると、資金調達に影響を及ぼす懸念がありますので、「サービス対価(施設整備費)の減額の請求」は削除いただけませんか。損害賠償請求をされるのであれば、サービス対価の減額請求は不要ではないかと思量いたします。	損害賠償請求権だけでは、債権の効力しかありません。原案のとおりとします。
874	事業契約書（案）	15	第4	第3	第49条	3		契約不適合責任期間等	「市の契約不適合責任」とありますが、「事業者の契約不適合責任」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書において修正いたします。
875	事業契約書（案）	15	第5		第50条			指定管理	維持管理運営業務の開始までに、事業者を本施設の指定管理者として指定するとあります。新競技場等の広報・予約受付等は、維持管理運営業務の開始までは行えないということでしょうか？	開場準備業務(サービス購入料B)として実施してください。
876	事業契約書（案）	16	第5		第52条			維持管理運営業務の実施	要求水準書114ページ(j)と同様の解釈でよろしいでしょうか。また、指定管理者となるSPCの構成企業は、警備業法の認可が必要でしょうか。ご教示ください。	要求水準書の添付資料にある「プール管理の手引」15ページのとおりで。
877	事業契約書（案）	16	第5		第53条	1		維持管理運営業務の体制等	「維持管理業務責任者を1名配置」とあり、要求水準書には同責任者の記載がありませんが、この内容が正との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書とは別の義務です。なお、要求水準書第10の2(1)ア(ア)b(a)②総括責任者との兼務を認めます。
878	事業契約書（案）	16	第5		第53条	2		維持管理運営業務の体制等	「運営業務責任者を1名配置」とあり、要求水準書には同責任者の記載がありませんが、この内容が正との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書とは別の義務です。なお、要求水準書第10の2(1)ア(ア)b(a)②総括責任者との兼務を認めます。
879	事業契約書（案）	16	第5		第53条	2		維持管理運営業務の体制等	運営業務責任者の配置を求められておりますが、運営業務責任者とは、要求水準書に定めのある「総括責任者」を指しているのでしょうか？ または、要求水準書上におけるどのポジション・役職を指しているのでしょうか？	No.878の回答を参照ください。
880	事業契約書（案）	16	第5		第53条			維持管理運営業務の体制等	維持管理業務責任者の配置を求められておりますが、維持管理業務責任者とは、要求水準書に定めのある「総括責任者」を指しているのでしょうか？ または、「設備管理担当者」を指しているのでしょうか？	No.877の回答を参照ください。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
881	事業契約書 (案)	17	第5		第58 条			利用料金	「維持管理期間中」の利用料金の変更等についても、市と事業者が協議して変更できるのでしょうか？	市との協議により、正当な理由が認められれば可能です。 ただし、利用料金収入の一部納付の対象となる場合または指定管理料を減額する場合があります。
882	事業契約書 (案)	17	第5		第58 条	2		利用料金	利用料金を自らの収入とし、利用料金の収納に関する業務の全てを事業者の責任で行う前提においては、運営企業（事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの）に対して、利用料金の徴収及び管理を全て委託しても差し支えないでしょうか。	利用料金の徴収及び管理については、指定管理者自らのみ行えます。徴収及び管理の事実行為については委託により運営企業が実施することは認めます。
883	事業契約書 (案)	18	第5		第59 条			本施設損傷時の 取扱い	施設の利用等の起因した場合で、市の責めに帰すべき事由による場合及び不可抗力による場合のうち、(なお書き)となっている不可抗力と2項に記載の不可抗力の具体的な違いが不明瞭です。 市が負担する場合の不可抗力の事案について、想定される例についてご教示ください。	違いはありません。
884	事業契約書 (案)	18	第5		第59 条			本施設損傷時の 取扱い	不可抗力に含まれないとされる、本施設利用者の故意、重過失若しくは過失による損傷等、本施設利用者以外の第三者による損傷等、帰責者不明の人為的な損傷等で、事業者に責めに帰すべき事由がなく、必要な修繕等に多額の費用が必要になった場合は、協議させていただきませんか。	市は契約上の協議義務を負いませんが、事業者の意見を聞くこととします。
885	事業契約書 (案)	18	第5		第60 条	1		原状回復義務	「陸上競技場については事業期間終了時から2年以内、その他の本施設については事業終了時から1年以内に大規模な修繕又は更新を要しない状態で市に本施設を引き継がなければならない。」とありますが、陸上競技場は竣工後15年を超過するため大規模修繕が発生する可能性が高いと考えられ、またその他の施設は既に老朽化がしていますが本事業では大規模修繕は業務範囲外になっています。これに対応する修繕費をあらかじめ事業費に見込むことは事業費が過大になりますので、本項目は削除して頂きたいと思えます。	原案のとおりとします。
886	事業契約書 (案)	18	第5		第60 条	3		原状回復義務	・事業者が本施設の原形を変更した場合の原状回復規定が記載されております。 当該条文の主旨についてご教示ください。 ・本施設の原形を変更する工事を事業者にて行うことが、そもそもできるということでしょうか？ ・原形の変更が生じる修繕は、事業者業務外と考えておりますが、原状回復が必要となるケースについてご教示ください。	・事業者の原状回復義務を規定したものです。 ・本施設の原形を変更するためには、市の承諾が必要です。 ・修繕については事業者の業務範囲内です。修繕の範囲を逸脱した原形の変更が原状回復が必要となるケースです。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
887	事業契約書（案）	19	第6		第62条	3		自主事業	自主事業から得られた収入を事業者の収入とする前提においては、運営企業（事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの）その他第三者に対して、自主事業の実施を全て委託しても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
888	事業契約書（案）	19	第6		第63条	2		使用料	独立しない施設（スタジアム一体型、吾妻一体型など）の場合は、管理許可対象という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書第10の2(2)イ(イ)(147ページ)の場合は、管理許可になります。要求水準書第10の2(2)イ(ア)(146ページ)の場合は、設置許可になります。
889	事業契約書（案）	19	第6		第64条	2		自主事業の一部又は全部の終了	やむを得ない事由に採算の悪化は含まれるでしょうか。	市との協議によります。
890	事業契約書（案）	19	第6		第64条	2		自主事業の一部又は全部の終了	新型コロナウイルス感染症等による採算の悪化はやむを得ない事由に該当するでしょうか。	市との協議によります。
891	事業契約書（案）	19	第6		第64条	5		自主事業の一部又は全部の終了	「当該本施設内の一部を自らの費用負担で原状に復して市に引き渡さなければならず」とありますが、新設した建物の現状復旧とはB、C工事区分程度の撤去という解釈でよいでしょうか。	整備内容によります。
892	事業契約書（案）	21	第9	第2	第72条	1	(3)	整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	本号の「本引渡予定日」について、本事業契約書の各条項に基づき、本引渡予定日を変更した場合は変更後の本引渡予定日を指すと理解してよろしいでしょうか。また、何らかの事情により引渡し遅延することが見込まれ、事業者から本引渡予定日の変更を申し入れている場合には、本号に抵触しないと理解してよろしいでしょうか。	引渡予定日を変更した場合は変更後の引渡予定日を指します。事業者の責めに帰すべき事由の場合は、本号に該当します。
893	事業契約書（案）	21	第9	第2	第72条	1	(8)	整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	冒頭の「本事業の入札手続きについて」は、同号ア～オ全てに掛かっているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
894	事業契約書（案）	21	第9	第2	第72条	1	(8)	整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	当該(8)項に記載内容は、本事業の入札手続きについて落札者が該当したときという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
895	事業契約書（案）	22	第9	第2	第72条	1	(9)	整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「ただし、第1項第8号に該当する場合においては、・・・落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする」とありますが、当該ただし書きは、資金調達に影響を及ぼす可能性がありますので、当該ただし書きを削除いただけませんか。	原案のとおりとします。
896	事業契約書（案）	21	第9	第2	第72条			整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	(3)引渡しから「60日」程度の猶予をお願いします。	原案のとおりとします。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
897	事業契約書 （案）	22	第9	第2	第72 条	4		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「前項第1号」との記載について、「第2項第1号」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書において修正いたします。
898	事業契約書 （案）	22	第9	第2	第72 条	4		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「前項第1号」とありますが、「第2項第1号」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書において修正いたします。
899	事業契約書 （案）	22	第9	第2	第72 条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「第1項第8号に該当する場合には本事業にかかる落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする」とありますが、調達資金への影響を及ぼすことが想定されます。より参加しやすい環境となるよう、第2項第1号による違約金同様に、100分の10相当額として検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
900	事業契約書 （案）	22	第9	第2	第72 条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約第72条第1項(8)に該当する場合、違約金が落札金額の20%相当額とございますが、他案件と比較しても一般的な水準以上の違約金額の設定であると思料します。当該規定につきましては、違約金をサービス購入料(整備業務)の100分の10相当額としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
901	事業契約書 （案）	22	第9	第2	第72 条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「ただし、第1項第8号に該当する場合には本事業にかかる落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする。」とありますが、他のPFI事業に比べて事業者負担が過大であると見受けられます。当案件は落札金額が大きいため、違約金算定方法について「サービス購入料(整備業務)の合計金額から割賦利息相当分を控除した額(消費税等は含む。)の100分の10に相当する金額」に統一いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
902	事業契約書 （案）	22	第9	第2	第72 条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約第72条第1項(8)に該当する場合、違約金が落札金額の20%相当額とございますが、当該規定は、資金調達に影響を及ぼす可能性が ございますので、違約金をサービス購入料の100分の10相当額としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
903	事業契約書 （案）	22	第9	第2	第72 条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	第72条第1項第8号により、契約が解除された場合、落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とするとありますが、他のPFI案件と比較しても、違約金額が過大であり、事業者の負担増(金融機関が求める違約金相当額の積立て等)による事業費の増加が懸念されるため、本項目の削除をご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
904	事業契約書（案）	22	第9	第2	第72条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「第1項第8号に該当する場合においては本事業にかかる落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする。」とありますが、仮に落札金額が予定価格の500億円だと仮定した場合、違約金は100億円と多額になり、かつ保険などのリスク転嫁手段もないところ、SPCには支払いが不可能なレベルの額であり、仮に帰責スポンサーに遡求するとしても苛烈な負担となります。そのようなリスクのある案件に対しては、金融機関が融資することも躊躇されます。したがって、違約金を「落札金額の100分の5に相当する金額」などへ減額するようご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
905	事業契約書（案）	22	第9	第2	第72条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約第72条第1項(8)に該当する場合、違約金が落札金額の20%相当額とありますが、当該規定は、資金調達に影響を及ぼす可能性があります。違約金をサービス購入料の100分の10相当額に設定願います。	原案のとおりとします。
906	事業契約書（案）	22	第9	第2	第72条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約第72条第1項(8)に該当する場合、違約金が落札金額の20%相当額とするとありますが、当該規定は資金調達に影響を及ぼす可能性があります。違約金をサービス購入料の100分の10相当額としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
907	事業契約書（案）	22	第9	第2	第72条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「第2項第1号により本事業契約が解除された場合」とは全部解除のことでしょうか。	一部解除も含まれます。
908	事業契約書（案）	22	第9	第2	第72条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「ただし、第1項第8号～落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする」とするとございますが、当該規定により、資金調達に影響を及ぼす可能性がございますので、第1項第8号に該当する場合においても違約金を「サービス購入料（整備事業）～100分の10に相当する額」としていただきたく存じます。	原案のとおりとします。
909	事業契約書（案）	22	第9	第2	第72条	9		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	契約解除時にお買取りいただく出来形部分について、出来形には、サービス購入料A及びBの対象となる業務・費用の全てがふくまれているという認識に齟齬はございませんでしょうか。異なる場合、出来形に含まれる業務を明確にさせていただきたく存じます。	ご理解のとおりです。
910	事業契約書（案）	22	第9	第2	第72条	10		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴県に対して有する出来高部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴市に出来高部分を買い受けて頂けるようご修正願います。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	出来高部分につき、何らの条件もなく市が買い受ける旨契約書に定めることは困難です。よって、原案のとおりとします。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
911	事業契約書 （案）	23	第9	第2	第72 条	9		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	施設整備の出来形部分には、設計費用、工事監理費用、金融費用等の合理的な費用が含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
912	事業契約書 （案）	23	第9	第2	第72 条	9		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市における買い取りの対象となる整備施設の出来形には、貴市の確認を受けた設計図書も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
913	事業契約書 （案）	23	第9	第2	第72 条	10		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	施設整備の出来形部分を買取らない場合は、事業者から相応額（買取られない出来形部分に相応する金額、原状に回復する費用）の請求もできないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
914	事業契約書 （案）	23	第9	第2	第72 条	11		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	既履行分のサービス購入料C及びサービス購入料Dの残額という表現がありますが、ここには既履行分のサービス購入料Eの残額は含まれないのでしょうか。 （第73条第4項、第74条第3項、第75条第3項、第76条第8項、第77条第3項、第78条第2項についても同様）	サービス購入料Eの残額も含みます。事業契約書において修正します。
915	事業契約書 （案）	23	第9	第2	第72 条	11		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	出来形部分にかかるサービス購入料（整備業務）相当額、既履行分のサービス購入料C及び同Dの残額と、違約金及び損害賠償請求権並びに返還金請求権の相殺は、しないでいただけませんか。	原案のとおりとします。
916	事業契約書 （案）	23	第9	第2	第73 条	5		整備施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市にご負担をいただく合理的な増加費用および損害には、合理的な範囲の金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
917	事業契約書 （案）	25	第9	第3	第76 条	5		整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	契約解除された事業年度のサービス購入料100分10相当額に設定願います。	原案のとおりとします。
918	事業契約書 （案）	25	第9	第3	第76 条	5		整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約第72条第1項(8)に該当する場合、違約金が落札金額の20%相当額とするとありますが、当該規定は資金調達に影響を及ぼす可能性があります。違約金を契約解除された事業年度のサービス購入料の100分の10相当額としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
919	事業契約書 （案）	25	第9	第3	第76 条	5		整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約第72条第1項(8)に該当する場合、違約金が落札金額の20%相当額とございますが、他案件と比較しても一般的な水準以上の違約金額の設定であると思料します。当該規定につきましては、違約金を事業年度のサービス購入料C及びサービス購入料Dの合計金額の100分の10相当額としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
920	事業契約書（案）	25	第9	第3	第76条	5		整備施設引渡以降の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	SPCがプロジェクトファイナンスを調達する場合、金融機関より事業期間にわたる違約金相当額の預金リザーブを要求されます。第72条第1項8号を事由とした違約金相当額は非常に大きな金額となり、SPCに多大な資金負担が必要となりますことから、第72条第1項8号を起因とする場合は本規定から除外いただくようお願いできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
921	事業契約書（案）	25	第9	第3	第76条	5		整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	第72条第1項第8号により、契約が解除された場合、落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とするとありますが、他のPFI案件と比較しても、違約金額が過大であり、事業者の負担増（金融機関が求める違約金相当額の積立て等）による事業費の増加が懸念されるため、本項目の削除をご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
922	事業契約書（案）	25	第9	第3	第76条	5		整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「第72条第1項第8号の事由に該当する場合においては本事業にかかる落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする。」とありますが、仮に落札金額が予定価格の500億円だと仮定した場合、違約金は100億円と多額になり、かつ保険などのリスク転嫁手段もないところ、SPCには支払いが不可能なレベルの額であり、仮に帰責スポンサーに遡求するとしても苛烈な負担となります。そのようなリスクのある案件に対しては、金融機関が融資することも躊躇されます。したがって、違約金を「落札金額の100分の5に相当する金額」などへ減額するようご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
923	事業契約書（案）	25	第3	第3	第76条	5		整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「ただし、第72条第1項第8号～落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする」とするとございますが、当該規定により、資金調達に影響を及ぼす可能性がございますので、第72条第1項第8号に該当する場合においても違約金を「当該解除された日が属する事業年度の～100分の10に相当する額」としていただきたく存じます。	原案のとおりとします。
924	事業契約書（案）	25	第9	第3	第76条	5		整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「ただし、第72条第1項第8号の事由に該当する場合においては本事業にかかる落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする。」とありますが、他のPFI事業に比べて事業者負担が過大であると見受けられます。当案件は落札金額が大きいので、違約金算定方法について「当該解除された日が属する事業年度のサービス購入料C及びサービス購入料Dの合計金額の100分の10に相当する金額」に統一いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
925	事業契約書（案）	25	第9	第3	第76条	5		整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「ただし、第72条第1項第8号の事由に該当する場合においては、・・・落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする」とありますが、当該ただし書きは、資金調達に影響を及ぼす可能性がありますので、当該ただし書きを削除いただけませんか。	原案のとおりとします。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
926	事業契約書 (案)	25	第9	第3	第76 条	8		整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	サービス購入料(整備業務)の残額、既履行分のサービス購入料C及び同Dの残額と、違約金及び損害賠償請求権の相殺は、しないでいただけませんか。	原案のとおりとします。
927	事業契約書 (案)	26	第9	第3	第77 条	4		整備施設引渡し以降の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市にご負担をいただく合理的な増加費用および損害には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
928	事業契約書 (案)	27	第9	第3	第79 条			整備施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等	既履行分のサービス購入料(維持管理運営業務)の残額という記述がありますが、他の条項(例えば、第78条第2項)と表現を合わせておいた方がよいのではないのでしょうか。	「サービス購入料(維持管理運営業務)」につきましては、「サービス購入料C、サービス購入料D及びサービス購入料E」として修正いたします。
929	事業契約書 (案)	29	第12		第85 条	1		通知の付与及び協議	不可抗力に新型コロナウイルス感染症が含まれますでしょうか。	市との協議によります。
930	事業契約書 (案)	30	第13		第89 条			財務書類の提出	貴市に対して監査報告を行うとありますが、監査済計算書類の提出だけでなく、特別に報告、モニタリング等を実施する必要があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
931	事業契約書 (案) 別紙1	34					3	用語の定義	要求水準書では「維持管理運営業務」の中で、「維持管理業務」と「運営業務」が特定されておられません。実施方針に関する質問回答NO.105のとおり、要求水準書6頁記載の(ア)指定管理者が行う業務のうち、「d 瑞穂運動場の維持管理及び修繕(原形を変えずの修繕及び模様替を除く。)」に関する こと」及び「e 公園の維持管理に関すること」を維持管理業務と考え、それ以外の維持管理運営業務は、運営業務と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
932	事業契約書 (案) 別紙1	34					3	用語の定義	「3. 維持管理業務」とは、要求水準書のうちのどの業務・範囲を示しているのでしょうか？ 要求水準書と事業契約書案における定義の整合が取れていないように見受けられます。	維持管理業務は、入札説明書第2・7・イ・(ア)の「d」、「e」にあたり、運営業務はそれ以外が該当します。
933	事業契約書 (案) 別紙1	34					5	用語の定義	「5. 運営業務」とは、要求水準書のうちのどの業務・範囲を示しているのでしょうか？ 要求水準書と事業契約書案における定義の整合が取れていないように見受けられます。	維持管理業務は、入札説明書第2・7・イ・(ア)の「d」、「e」にあたり、運営業務はそれ以外が該当します。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
934	事業契約書 （案） 別紙1	34					18	用語の定義	「18. サービス購入料」の定義がございますが、要求水準書に記載がある「指定管理料」の定義がございません。「指定管理料」の定義について記載いただけないでしょうか。 また、サービス購入料と指定管理料の関係について整理いただけないでしょうか。	指定管理料は、入札説明書の資料2(2)ウに規定しています。
935	事業契約書 （案） 別紙1	36					36	用語の定義	「36.入札説明書等」の定義にある、入札手続きに関して市が公表し落札者に提示した資料の範囲・解釈に、実施方針等における質問回答を含めていただけないでしょうか。	実施方針は質問回答を含め契約を構成しません。原案のとおりとします。
936	事業契約書 （案） 別紙1	37					38	用語の定義	新型コロナウイルス感染症等の疫病による工事遅延等は不可抗力に該当すると理解して宜しいでしょうか。	市との協議によります。
937	事業契約書 （案） 別紙1	37					38	用語の定義	不可抗力の対象となる事象において、先に内閣府より通知されました「新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」等を踏まえ、疫病も対象として明示いただきたくお願いいたします。	No.936の回答を参照ください。
938	事業契約書 （案） 別紙1	37					38	用語の定義	「38. 不可抗力」の定義において、新型コロナウイルスの事例にあるようなパンデミックも不可抗力に該当すると考えてよろしいでしょうか。	No.936の回答を参照ください。
939	事業契約書 （案） 別紙1	37					48	用語の定義	「48.本事業関連書類」の定義において、実施方針等に関する質問回答も含めていただけないでしょうか。	実施方針は質問回答を含め契約を構成しません。原案のとおりとします。
940	事業契約書 （案） 別紙1	38					50	用語の定義	陸上競技場等、陸上競技場以外の建築整備施設、公園整備施設に大別されておりますが、引渡しの単位は、事業者の提案に任せると理解してよろしいでしょうか。広い事業区域内で多数の施設を整備するため、個々の施設の引渡し時期は、必ずしも同じにはならないと存じます。実施方針に関する質問回答NO61等により、個々の施設を整備する順序等は、事業者がご提案することになります。	ご理解のとおりです。
941	事業契約書 （案） 別紙4	41	第1	第2 第3				事業者等が付保する保険	てん補限度額の上限額をご教示いただけますでしょうか。	てん補限度額の上限額は、事業者の提案に委ねます。
942	事業契約書 （案） 別紙4	41	第2	第1				事業者等が付保する保険	てん補限度額の上限額をご教示いただけますでしょうか。	てん補限度額の上限額は、事業者の提案に委ねます。
943	事業契約書 （案） 別紙4	42	第2	第1				事業者等が付保する保険	第三者賠償責任保険の付保にあたり、要求されている保険内容と同等以上の保証・担保内容であれば、構成企業または協力企業等の企業保険に代えれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
944	事業契約書 （案） 別紙5	43						保証書の様式	当該保証書は、建設企業の代表1社が市へ提出するのでしょうか、もしくは建設企業全社がそれぞれ市へ提出するのでしょうか。	建設企業全社それぞれ連名での提出をお願いいたします。
945	事業契約書 （案） 別紙8	47						法令変更による 費用の負担割合	法令の制定や改正があった場合、維持管理運営費用で増加費用が発生する場合、貴市に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	市の負担となるかどうかについては、その法令が本事業に類型的又は特別に影響を及ぼすものであるかどうかによるため、一律に市の負担と整理されるものではありません。
946	事業契約書 （案） 別紙8	47						法令変更による 費用の負担割合	実施方針質疑では、「事業に直接影響を及ぼす税制度の変更については市の負担とします」とありますので、本事業に直接影響を及ぼす税制の変更に市負担割合100%と明記ください。	市の負担となるかどうかについては、その法令が本事業に類型的又は特別に影響を及ぼすものであるかどうかによるため、一律に市の負担と整理されるものではありません。
947	事業契約書 （案） 別紙8	47						法令変更による 費用の負担割合	許可の新設、変更についても、市負担割合100%と明記をお願いします。	市の負担となるかどうかについては、その法令が本事業に類型的又は特別に影響を及ぼすものであるかどうかによるため、一律に市の負担と整理されるものではありません。
948	事業契約書 （案） 別紙8	47						法令変更による 費用の負担割合	「本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。」と記載ありますが、ここで示す「一般的に適用される法律」の具体例をご教示ください。また、消防法や建築基準法など維持管理業務に影響を及ぼす法改正に関しては「一般的に適用される法律」に該当しないという認識でよろしいでしょうか。	一般的に適用される法律は、結果の合理性を含め具体個別に判断されます。
949	事業契約書 （案） 別紙9	48				2		不可抗力による 損害、損失及び 費用の負担割合	「当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス購入料C、サービス購入料D及びサービス購入料Eの合計額（これにかかる消費税等を含む。）の1パーセントに至るまでは事業者が負担する」とありますが、新型コロナウイルス等の感染症の影響で利用料金収入や教室等開催収入が0になった場合の扱いをご教示ください。例えば、サービス購入料が400【（経費500－利用料金収入80－自主事業による収入20（提案額）】の場合、サービス購入料400はそのままお支払いいただけるとして、更に $(80+20) \times 99\% = 99$ を加算して499をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力の場合、サービス購入料C、サービス購入料D及びサービス購入料Eの合計額（これにかかる消費税等を含む。）の1パーセントに至るまでは事業者が負担とします。利用料金収入については、原則として事業者の負担ですが、市との協議によります。
950	事業契約書 （案） 別紙9	48				2		不可抗力による 損害、損失及び 費用の負担割合	「整備事業の完了後維持管理運営事業の実施中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者へ損害、損失及び費用が発生した場合」とありますが、新型コロナウイルス等、市の指示による営業自粛に伴う利用料金収入の損失については本事項に該当する事例という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
951	事業契約書 （案） 別紙9	48				2		不可抗力による 損害、損失及び 費用の負担割合	「整備事業の完了後維持管理運営事業の実施中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者に損害、損失及び費用が発生した場合」とありますが、Jリーグ名古屋グランパスエイトのJ2降格やチームの消滅等による利用料金収入減については事業者努力ではコントロール出来ないものになりますので、本事項該当する事例という理解でよろしいでしょうか。	不可抗力認定は難しいですが、ご指摘のような場合には事業者の意見を聞きます。
952	事業契約書 （案） 別紙9	48				3		不可抗力による 損害、損失及び 費用の負担割合	3. 自主事業について、自主事業の収益を維持管理運営経費の原資として還元・繰入している場合は、市にて負担いただけるとあります。 自主事業の収益をSPCの収益として計上し、その収益を構成員・協力企業への委託費に充てている場合は、当該充当額までを負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 自主事業のスキームにおいて、その事業自体を維持管理運営業務と併せてSPCから委託で受け、自主事業収入を直接、自主事業受託企業が収入とする形も考えられます。この場合、自主事業収益を維持管理運営業務経費の原資としていることを証明すれば当該部分は市にてご負担いただけますでしょうか。	市との協議によります。
953	事業契約書 （案） 別紙9	48				3		不可抗力による 損害、損失及び 費用の負担割合	自主事業収益を維持管理運営経費の原資として還元・繰入している場合は、その額を上限として市が負担するとありますが、施設運営収入の補填についても同様と考えてよろしいでしょうか。 要求水準書109ページ ケ 指定管理料の変更、返還で読み取れるという理解でよろしいでしょうか。	施設運営収入の補填は、市との協議によります。

■基本協定書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
954	基本協定書（案）	2	第3条	2				当事者の義務	「落札者は、本事業にかかる市の要望事項を尊重するものとする」とありますが、「尊重」の意味合い（どのような義務になるのか）が不明確ですので、明らかにしていただけないでしょうか？	市の要望事項を受け入れるかについて検討を行う義務が生じ、合理的な理由なく市の要望事項を拒絶することは不可とする旨の規定です。
955	基本協定書（案）	2	第4条	2	(1)			事業者の設立	事業者の履歴事項全部証明書について、変更生じた際に提出するとありますが、役員の重任や会計監査人登記を行う場合も都度提出する必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
956	基本協定書（案）	4	第6条	2				事業契約の仮契約	趣旨として、第3条2と重複していると思いますが、違いはあるのでしょうか？	第6条第2項は事業契約仮契約の締結に関する規定であり、第3条第2項は契約の効力を生じる時点までも射程とした規定としておりますので、趣旨は異なります。
957	基本協定書（案）	4	第8条	1	(2)			事業契約の不締結	第8条(2)は本事業において該当した場合にのみ適用されるという認識に齟齬はございませんでしょうか。	市との契約すべてです。
958	基本協定書（案）	5	第8条	1	(2)			事業契約の不締結	第8条(2)が貴市の実施するその他の案件においても適用される場合、本事業にのみ限定していただけるよう、ご変更いただきたく存じます。	原案のとおりとします。
959	基本協定書（案）	5	第8条	1	(2)			事業契約の不締結	貴市に生じた損害とは、本協定書第8条及びその他落札者の責めに帰すべき事由が生じたことに伴い、貴市が被った通常損害との認識でよろしいでしょうか。	場合によっては特別損害も含まれます。
960	基本協定書（案）	4	第8条	2				事業契約の不締結	「本事業の入札参加資格」とは、入札説明書17～20頁に記載の応募者の参加資格要件を満たしていることと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
961	基本協定書（案）	4	第8条	2				事業契約の不締結	入札説明書第3.1.(1)の応募者の参加要件等のうち、エは落札決定までが該当期間とされておりますので、落札後の指名停止は、本条における「事業契約が成立するまでに、構成員又は協力会社が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合」の対象からは除外されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
962	基本協定書（案）	4	第8条	2				事業契約の不締結	基本協定締結から事業契約締結まで最大4ヶ月強あります。工事の事故等により資格喪失を失うことで多額の違約金を課されることになるため、工事の事故等により資格喪失した場合は違約金の対象外としていただけないでしょうか。	違約金の請求につきまして、請求するか否かは市の判断により行われますが、市は権利の濫用になるような態様での請求はしません。
963	基本協定書（案）	4	第8条	2				事業契約の不締結	工事の事故等により資格を喪失した場合は、事業契約締結に関し協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定上の協議義務は負いませんが、市は事業者の意見を聞くものとします。

■基本協定書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
964	基本協定書 （案）	4	第8条	2				事業契約の不締結	「本事業の参加資格を欠くに至った場合は」とありますが、入札説明書p17第3_1.(1)エに「本公告の日から落札決定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者」とあり、落札決定後であれば指名停止を受けても参加資格を欠くに至らないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、指名停止以外についての本事業参加資格も同時に欠くに至った場合にはこの限りではありません。
965	基本協定書 （案）	4	第8条	2				事業契約の不締結	構成員が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合や、協力会社が本条第1項各号を除く入札参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員又は協力会社を補充することはできないのでしょうか。	協力会社の補充は認められます。
966	基本協定書 （案）	5	第10条	2				事業契約不調の場合の処理	第8条の適用、その他落札者の責めに帰すべき事由により事業契約が不締結となった場合、市から請求される違約金は落札者が連帯して市に支払うことになっておりますが、帰責企業が明らかであることが想定されるため、連帯ではなく当該帰責企業に違約金を請求していただくという内容に変更いただけませんか。	原案のとおりとします。
967	基本協定書 （案）	5	第10条	2				事業契約の不調の場合の処理	「その他落札者の責めに帰すべき事由により」とございますが、想定されている事由をご教示ください。	落札者が、基本協定上落札者に課せられている努力義務等に違反した結果、協議が整わず契約締結に至らなかった場合等を想定しています。
968	基本協定書 （案）	5	第10条	2				事業契約の不調の場合の処理	落札者は違約金の支払いを連帯してとありますが、帰責企業が当該違約金を負担する建付けに変更いただけませんか。	原案の通りとします。（なお、落札者間における求償を妨げるものではありません。）
969	基本協定書 （案）	5	第10条	2				事業契約の不調の場合の処理	構成企業が不慮の労災事故による指名停止を受けたことで事業契約が不締結となった場合は、違約金は請求されないと理解してよろしいでしょうか。不慮の労災事故は完全に防ぐことができるとは言い切れません。違約金が請求された場合、構成員各社の経営に多大な影響を及ぼすこととなります。	違約金の請求につきまして、請求するか否かは市の判断により行われますが、市は権利の濫用になるような態様での請求はしません。
970	基本協定書 （案）	5	第10条	2				事業契約の不調の場合の処理	入札説明書において、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うとされております。当該契約交渉により事業契約が締結された場合は、貴市は落札者に違約金を請求しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■基本協定書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
971	基本協定書 （案）	5	第10 条	2				事業契約の不調 の場合の処理	代表企業だけでなく、構成員の変更も一部の事由を除いて認められず、かつ入札参加資格を一部でも欠いた場合に貴市が事業契約を締結しないことができ、延いては、違約金を請求することができるとの規定は、他事例を鑑みると非常に厳しい条件であるものと思料いたします。違約金を請求できる要件を緩和していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。ただし、市は権利の濫用になるような態様での請求はしません。
972	基本協定書 （案）	5	第10 条	2				事業契約の不調 の場合の処理	違約金は、事業者の悪質な故意又は重過失によって事業契約が不調になった場合を想定されたもので、不慮の労災事故等、善管注意義務を果たしていても防ぎきれないリスクの顕在化による不調は、対象外と理解してよろしいでしょうか。違約金額が多額であり、応募に向けた取り組みの根幹を揺るがしかねませんので、貴市が違約金を請求する場合、しない場合について具体的に明示いただけませんかでしょうか。	ご理解のとおりです。
973	基本協定書 （案）	5	第10 条	2				事業契約の不調 の場合の処理	本事業の事業費は大きく、第8条第2項の適用で事業契約が不締結になった場合の違約金は、最大で50億円程度に上ることになります。入札参加資格の欠格は構成員・協力会社が注意を払っても防ぎ切れない事象（事故等による指名停止等）も含まれており、確実に危険回避出来る術がないことから、違約金額を極力低減して頂きたくご検討をお願いします。	原案のとおりとします。ただし、市は権利の濫用になるような態様での請求はしません。
974	基本協定書 （案）	5	第10 条	2				事業契約の不調 の場合の処理	構成企業が不慮の労災事故による指名停止を受けたことで事業契約が不締結となった場合は、違約金は請求されないと理解してよろしいでしょうか。不慮の労災事故は完全に防ぐことができるとは言い切れません。違約金が請求された場合、構成企業間では、一般的に帰責者に求償することになりますが、本事業の違約金額は、企業によっては、会社経営に著しい支障を来たす額であります。	ご理解のとおりです。
975	基本協定書 （案）	5	第10 条	3				事業契約の不調 の場合の処理	「落札者が損害の賠償を請求できるとき」は、どのようなときでしょうか。例示をお願いいたします。	基本協定上市に定められている義務（主に第3条第1項）に市が反した結果、契約締結に至らなかった場合が想定されます。
976	基本協定書 （案）	5	第10 条	3				事業契約の不調 の場合の処理	第10条2項の場合と違い、「落札者が市に損害の賠償を請求できるときは」と条件が付されていますが、市側に帰責事由がある場合でも請求できるときとできないときがあるのか、その違いを教えてください。	本項の規定は、「落札者が市に損害の賠償を請求できるとき」には第10条第1項の適用がされない旨を趣旨とするものであり、賠償請求の条件を定めるものではありません。
977	基本協定書 （案） 別紙3	10	別紙 3	5				株主誓約書の様 式	「落札者の株式等」とありますが、「事業者の株式等」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書において修正いたします。

■基本協定書（案）質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
978	基本協定書 （案） 別紙3	10	別紙 3	5				株主誓約書の様式	貴市の承諾がある場合を除き、株式に担保権の設定を行わないとありますが、金融機関より融資を受けるにあたり、株式への質権設定を求められることが想定されますが、これについては、承諾いただくと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
979	基本協定書 （案） 別紙3	10	別紙 3	-				株主誓約書の様式	頭書において、貴市と基本協定を締結する者が事業者となっておりますが、落札者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書において修正いたします。